省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430010	戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務を指定管理者に委任可能	地方自治法第２４４条の２	公の施設については、地方公共団体が指定した法人その他の団体にその管理を行わせることができる。	E	—	提案の趣旨は、地方公共団体以外の者に対して各種証明書の交付事務を委託することができるかということであるから、その可否については各種証明書の交付事務に係る制度を所管する省庁において検討すべきである。	貴省回答では、地方公共団体以外の者に対する委託の可否は事務の所管省庁が検討すべきとのことであるが、当該事務について委託が可能であるとされた場合、公の施設の指定管理者においても、該当法令等の要件に合致すれば、当該事務の委任を受けることができるか、検討し回答されたい。			E		地方自治法に規定される指定管理者制度上の阻害要因はないものと解する。							1009	10092010	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430020	住民票の写し等交付事務を指定管理者に委任可能	住民基本台帳法第１２条	住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。	c		住民票の写し等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律が課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、住民票の写し等の請求の受付、交付は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。 以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事務については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。			C		市町村が行う公権力の行使は市町村長に留保される必要がある。 また、住民票の写し等には住民情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092020	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、住民票の写し等交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430030	印鑑登録証明書交付事務を指定管理者に委任可能	印鑑登録証明事務処理要領第４－１－(1)、(2)	印鑑の登録を受けている者は、登録市町村長に対して印鑑登録証明証の交付を申請する。	c		印鑑登録証明書については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律が課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、印鑑登録証明書の請求の受付、交付は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。 以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事務ついては、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。			C		市町村が行う公権力の行使は市町村長に留保される必要がある。 また、印鑑登録証明書には住民情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092030	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、印鑑登録証明書交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430040	府市民税「所得・課税」証明書交付事務を指定管理者に委任可能	地方税法第２０条の１０、地方税法施行令第６条の２１、地方税法施行規則第１条の９	地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関する者に限り、これを交付しなければならない。（地方税法２０条の１０）	C		納税証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をはじめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。 以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事務については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。			C		地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。 また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092040	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、府市民税「所得・課税」証明書交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430050	固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務を指定管理者に委任可能	地方税法第２０条の１０，同法３８２条の３、地方税法施行令第６条の２１、同令第５２条の１５	地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関する者に限り、これを交付しなければならない。（地方税法２０条の１０） 市町村長は、法第２０条の１０の規定によるもののほか、政令で定める者の請求があったときは、これらの者に係る固定資産として政令で定める者に関して固定資産課税台帳に記載されている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。（地方税法３８２条の３）	C		固定資産課税台帳記載事項証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をはじめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。 以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事務については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。			C		地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。 また、固定資産課税台帳記載事項証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092050	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430060	納税証明書交付事務を指定管理者に委任可能	地方税法第２０条の１０、地方税法施行令第６条の２１、地方税法施行規則第１条の９	地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関する者に限り、これを交付しなければならない。（地方税法２０条の１０）	C		納税証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をはじめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。 以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事務については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。			C		地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。 また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092060	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、納税証明書交付事務（公証）を委任可能とする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430070	軽自動車税納税証明書（継続検査用）交付事務を指定管理者に委任可能	地方税法第20条の10、地方税法施行令第6条の21	地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関する者に限り、これを交付しなければならない。（地方税法20条の10）	C		納税証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をはじめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。 また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。 以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事務については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。		C		地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。 また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092070	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、軽自動車税納税証明書（継続検査用）交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430080	市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を指定管理者に委託可能	-	納付書は各地方団体が徴収の便宜のために作成・交付しているものであり、法律上交付しなければならない文書ではない。	C		一般的に納付書の再発行の申請者は、税額等が記載された納付書の再発行を求めているものと思われ、その場合には、指定管理者が何らかの方法により税額等の情報を検索・閲覧できる状態にある必要があるものと思慮されるが、税額等の情報は個人のプライバシーに直結する情報であり、守秘義務をはじめとする厳正な職務規律が課されていない民間事業者である指定管理者がそのような情報を取り扱うことは認められない。 なお、税額等が記載されていない納付書の様式のみを指定管理者の管理する施設で配布することについては差し支えないものと考える。	貴省回答は、住民のプライバシーに係る事務については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。 また、委任できないとされる事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。		C		納付書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。							1009	10092080	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を委任可能とする。
総務省	0430090	年金現況証明書交付事務を指定管理者に委任可能	地方自治法第244条の2	公の施設については、地方公共団体が指定した法人その他の団体にその管理を行わせることができる。	E	—	提案の趣旨は、地方公共団体以外の者に対して各種証明書の交付事務を委託することができるかということであるから、その可否については各種証明書の交付事務に係る制度を所管する省庁において検討すべきである。	貴省回答では、地方公共団体以外の者に対する委託の可否は事務の所管省庁が検討すべきとのことであるが、当該事務について委託が可能であるとされた場合、公の施設の指定管理者においても、該当法令等の要件に合致すれば、当該事務の委任を受けることができるか、検討し回答されたい。		E	—	地方自治法に規定される指定管理者制度上の阻害要因はないものと解する。							1009	10092090	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	公の施設の指定管理者に限り、年金現況証明書交付事務（公証）を委任可能とする。
総務省	0430100	指定管理者による目的外使用許可	地方自治法第238条の4第4項	行政財産の目的外使用許可は、地方公共団体の長のみが行うことができる権限であり、指定管理者に行わせることはできないもの。	C	—	行政財産の目的外使用許可を受けて行う行政財産の使用については、借地借家法の規定は適用されず（自治法§238の4⑤）、公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方公共団体の長又は委員会はその許可を取り消すことができる（自治法§238の4⑥）こととされている。 行政財産の目的外使用許可処分については、こうした特別の法的措置が取られているところであり、その性格から、地方公共団体の長などに専属的に付与されたものと言える。地方公共団体以外の者が「公用又は公共用に供するための必要性」を判断し、許可処分を行うことはできないものである。	本提案は、指定管理者制度における公の施設の目的内の使用許可と同様に、指定管理者が目的外使用許可について、条例のおいて委ねる範囲及び管理の基準を規定のうえ、指定管理者に対し必要な指示等を行う取り扱いにより、これを可能とすることを求めており、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1.「行政財産の目的外使用許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法の規定は適用されず（自治法§238の4⑤）、公用又は公共用に供するため必要を生じたときには、地方公共団体の長又は委員会はその許可を取り消すことができる（自治法§238の4⑥）ことされている」とむについては、「用途又は目的外の使用は、契約により「行政財分である許可によるこ」とされたこと」により、「これを裏付けるため、借地法及び借家法の規定は、全面的に適用しないこと」。また、「行政財産の使用許可を取り消すことができる要件を明確にしたもの」とされており「昭和38年9月10日自治乙行発第3号自治事務次官通達）、目的外使用許可について、普通地方公共団体の長等の専属的権限として、公の施設の目的内の使用許可と特段に異なった性格を与えた立法趣旨とは解されない。 また、目的外使用許可が長の専属的権限とされている直接の根拠は、法第149条第6号であるが、当該規定は、他の執行機関との対比において、長の権限を明示したものであり、実際、自治法第180条の2に基づく事務委任・補助執行を妨げるものではない。 2. よって、指定管理者制度において、公の施設の目的内の使用許可を指定管理者が代行できることとされたことに対し、目的外使用許可処分について、殊更に異なった取扱いが必要とされるものではないと解する。 3. 本提案は、目的外使用許可について、私人に変わることを包括的に可能にされたいとの趣旨ではない。 4. 本提案が予定している取扱いは、指定管理者制度における公の施設の目的内の使用許可と同様に、指定管理者が目的外使用許可を代行することについて、市の条例において、委ねる範囲及び管理の基準を規定のうえ、指定管理者に対し、必要な指示を行い、その指示に従わない場合には、指定の取消し、管理業務の停止を行うものである。 5. よって、「措置の分類」・「措置の概要（対応策）」について、再度、検討されたい。		C	—	行政財産は、本来、公用又は公共用の目的のために使用されるものであるので、たとえ、その一部をその用途又は目的を妨げない限度で他人に使用させる場合においても、常に行政財産全体が、本来の用途又は目的のために最も適正かつ効率的に使用されるように一体的な管理をする必要がある。 したがって、他人に使用させている途中において、公用又は公共用のための必要が生じたときは、すみやかにその用途又は目的のために使用できるような制度上の保障が必要であり、目的外使用はすべて行政処分により行うこととされ、借地借家法の適用除外や許可の取消処分が行える旨が規定されているところである。 こうしたことから、行政財産の目的外使用許可は、行政財産を所有し、その使用目的を判断・決定できる地方公共団体のみが行うことができることは明らかであり、行政財産について責任を有しない地方公共団体以外の者が許可を行うことはできないものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1.「本来の用途又は目的における使用許可」と「目的外使用許可」は、どちらも使用許可であり、その取消しは、どちらにも想定され、例えば、災害等への対応においては、「本来の用途又は目的における使用許可」を取り消し、「目的外使用許可」を行う場合があり得る。 「本来の用途又は目的における使用許可」についても、「当該施設の使用目的の判断・決定」に鑑みた、使用許可の取り消しが想定され、指定管理者制度においては、その代行が可能とされているところであり、「目的外使用許可」についても、その代行は可能と考えられる。 2. なお、「目的外使用許可」の代行に当たっては、予め、使用許可の取消しも含め「目的外使用許可」の基準を定めるものである。 以上により、再度、検討し、回答を願いたい。			C	—	指定管理者制度をできるだけ活用し、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応していこうとする考え方はよく理解できる。しかしながら、行政財産の目的外使用許可及び許可の取消しは、行政財産を所有し、その使用目的を判断・決定できる地方公共団体のみが行うことができるものであり、行政財産について責任を有しない地方公共団体以外の者が許可及び許可の取消しを行うことはできないものである。	1639	16391010	岐阜県多治見市	指定管理者による目的外使用許可	①指定管理者制度において、指定管理者が目的外使用許可を代行できるとするもの。 ②施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合、市の条例において、指定管理者が目的外使用許可を代行できる旨を規定し、指定管理者が目的外使用許可を代行できることとする。 ③指定管理者に代行させることにより、管理運営を一元化することができ、住民サービスの向上が図られるとともに、行政コストの縮減が図られるもの。
総務省	0430110	指定管理者制度のさらなる拡充について	地方自治法第244条の2	公の施設については、地方公共団体が指定した法人その他の団体にその管理を行わせることができる。	E	—	総務省としては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）において、公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合であっても、使用料の強制徴収、不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用の許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができることとされている権限を指定管理者に行わせることができない旨を通知しているところである。 提案に掲げられている「行政判断を伴う事務」や「行政権限に伴う事務」が法令により地方公共団体の長の専属的な権限とされているか否かについては、道路法等に規定されるところによるものと考えられるため、個々の個別法令を所管する省庁において判断すべきである。	貴省回答は、「行政判断を伴う事務」や「行政権限を伴う事務」で、地方公共団体の長のみの専属的な権限とされているものの地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、当該事務についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せ行うことにより、一定の範囲での委任ができないか、再度検討し、回答されたい。		E	—	当省としては、法令の規定により地方公共団体の長の専属的な権限とされているものについては、指定管理者に行わせることはできないと解しているが、地方自治法においては指定管理者に管理を行わせることができる公の施設について特段の限定はしていない。提案にある「行政判断を伴う事務」又は「行政権限を伴う事務」の意味が明確ではないが、提案主体がその活用を考えている施設について個別法の適用がある場合、その適用関係については、当該個別法の所管省庁において確認すべきである。							1531	15312010	福岡県北九州市	指定管理者制度のさらなる拡充について	現在の支援措置において認められている「指定管理者」の行うことができる業務範囲を「行政判断を行う事務」・「行政権限を伴う事務」にも拡充し、指定管理者が地域のニーズ等に応じた管理運営を行うことができるようにする提案するもの。
総務省	0430120	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電磁的記録式投票機の具備すべき条件等）	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第4条第2項	投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならないこととされている。	C	I	投票に用いる電磁的記録式投票機を電気通信回線に接続することを認めると、電気通信回線を通じて電磁的記録式投票機への不正アクセスが可能となり、選挙の公正が害されるおそれがあるため、当該提案については対応困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	費用対効果を考えますと投票所の投票機と結んでるサーバーから投票数データを投票率速報ｼｽﾃﾑへ送信するほうが効率的であるとの判断で提案しました。また、投票機と結んだサーバーを電気通信回線に接続することは、電磁的記録式投票機への不正アクセスが可能となり、選挙の公正が害されるとのことですが、当市が提案している通信回線は、インターネットのような開かれた通信回線ではなく、閉じられた専用回線であり、送信にあたっては暗号化装置による暗号化（暗号鍵）の実施や、サーバーにファイアーウオールを設置し、フィルタリング（必要な信号以外は入らないようにする）をすれば不正アクセスは防げます。 それでもしいわれるのであれば、投票数データをサーバーからＦＤに落とし、サーバーと切り離したパソコンから投票率速報システムに上記のセキュリティ対策を講じた上で専用線で投票率速報システムに送信する方法に変更します。 現在、期日前投票制度が創設されるまでも不在者投票は、年々増加していたのでありますが（当市においては2万人弱）、期日前投票制度が創設されて当市で初めての今回の参議院選挙で2万5千人弱となってより増加の一途をたどることと想像されます。さらに並行して、期日前投票がこのように普及するにつれ、投票日当日の投票において、なぜ投票日にはひとつの投票所しか投票できないのかといった有権者からの苦情が極端に多くなってきています。このような情勢をふまえれば、もうそろそろ、投票機を通信回線で結ぶという試みを行う時期に来ていると思われます。また、不正アクセスの危険ばかりを取りざたされていますが、現代の交通状況や台風等の自然災害、人為災害両面から考えますと、投票用紙（投票データ）の開票所への送致も今回の提案以上のリスクを伴っていると考えられます。		C	I	投票に用いる電磁的記録式投票機を電気通信回線に接続することを認めると、電気通信回線を通じて電磁的記録式投票機への不正アクセスが可能となることやネットワークに支障が生じるおそれ等を考慮すると、選挙の公正が害されるおそれがあるため、当該提案については対応困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	前回の意見で述べましたが、すでに住基ネットワークでも行われている専用回線（セキュリテイ対策を講じたもの）に、どうして不正アクセスが可能となるのか分かりませんが、不正アクセスが問題となるのであれば、前回申し上げましたとおり、投票数データをサーバーからＦＤに落とし、サーバーと切り離したパソコンから投票率速報システムに前述のセキュリテイ対策を講じた上で専用線で投票率速報システムに送信する方法に変更いたします。 「ネットワークに支障が生じるおそれ」につきましては、事前に入念なテストを行いますし、もし万一、ネットに不具合が生じた場合は、従来どおりの当市で行っております定時に電話連絡するという方法に切り替えれば問題ないと思います。 ・不正アクセスにつきまして、どういった点で不正アクセスが可能になるのかご教示願えないでしょうか。そして、どうしても提案を認められない点がございましたら、具体的にお教え願えないでしょうか。			C	I	投票に用いる電磁的記録式投票機を電気通信回線に接続することを認めると、電気通信回線を通じて電磁的記録式投票機への不正アクセスが可能となることやネットワークに支障が生じるおそれ等を考慮すると、選挙の公正が害されるおそれがあるため、当該提案については対応困難である。 なお、投票数データをＦＤに落とすことについては、投票時間中に投票機を操作することとなり、公正な投票の管理という観点で問題がある。	1654	16541010	宮崎県宮崎市	住基カードを利用した電子投票システム構築構想	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 （電磁的記録式投票機の具備すべき条件等） 第四条第二項　前条の規定による投票を用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。の規制緩和。今回提案で伝送するのは投票数データであり、投票データとは異なる。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430130	住基カードを利用した電子投票システム構築	・公職選挙法第４４条 ・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第４条第２項	・選挙人は、選挙人名簿又はその抄本との対照を経なければ、投票をすることができない。 ・投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならないこととされている。	C	I	二重投票の防止、投票内容の改ざん等の観点から選挙の公正が害されるおそれがあると考えられるので、その実施は困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・費用対効果を考えますと投票所の投票機と結んでるサーバーから投票数データを投票率速報システムへ送信するほうが効率的であり、投票機と結んだサーバーを電気通信回線に接続することは、電磁的記録式投票機への不正アクセスが可能となり、選挙の公正が害されるのことですが、当市が提案している通信回線は、インターネットのような開かれた通信回線ではなく、閉じられた専用回線であり、送信にあたっては暗号化装置による暗号化（暗号鍵 の実施や、サーバーにファイアーウオールを設置し、フィルタリング（必要な信号以外は入らないようにする）をすれば不正アクセスは防げます。よって、このシステムでこ重投票の可能性は皆無と考えます。　　それでもといわれるのであれば、投票数データをサーバーから FDに落とし、サーバーと切り離したパソコンから投票率速報システムに上記のセキュリティ対策を講じた上で専用線で投票率速報システムに送信する方法に変更します。 現在、期日前投票制度が創設される まで も不在者投票は、年々増加していたのであります（当市においては2万人超）、期日前投票制度が創設されて当市で初めての今回の参議院選挙で2万5千人弱となっており増加の一途をたどるなことと想像されます。さらに、並行して、期日前投票がこのように普及するにつれ、投票日当日の投票において、なぜ投票日にはひとつの投票所しか投票できないのかといった有権者からの苦情が極端に多くなってきています。このような情勢をふまえれば、もうそろそろ、投票機を通信回線で結ぶよいう試みを行う時期に来ていると思われます。また、不正アクセスの危険はかりを取りざたされていますが、現代の交通状況や台風等の人為災害や自然災害の両面から考えますと、投票用紙（投票データ）の関票所への送致も今回の提案以上のリスクを伴っていると考えられます。 ・「二重投票のおそれ」という指摘につきまして、具体的にご教示（だいませんでしょうか。 また、「住民基本ネットワーク」の信頼性につきましては、どのようにお考えなのでしょうか併せてご教示お願いいたします。	C	I	二重投票の防止、投票内容の改ざん、ネットワークに支障が生じるおそれ等の観点から選挙の公正が害されるおそれがあると考えられるので、その実施は困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	前回の意見で述べましたが、すでに住基ネットワークでも行われている専用回線（セキュリテイ対策を講じたもの）に、どうして不正アクセスが可能となるのか分かりませんが、不正アクセスが問題となるのであれば、前回申し上げましたとおり、投票数データをサーバーからFDに落とし、サーバーと切り離したパソコンから投票率速報システムに前述のセキュリテイ対策を講じた上で専用線で投票率速報システムに送信する方法に変更したします。 「ネットワークに支障が生じるおそれ」につきましては、事前に入念なテストを行いますし、もし万一、ネットに不具合が生じた場合は、従来どおりの定時に電話連絡するという方式に切り替えれば問題ないと思います。 ・不正アクセスにつきまして、どういった方法で不正アクセスが可能になるのかご教示願えないでしょうか。 ・前回、上げさせていただきました当市の意見に対しましてご回答をいただいておりませんので再度お伺いいたしますが、「二重投票の防止」ということにつきまして、どういった点で二重投票が行われるおそれが出て（るのでしょうか。また、現在、行われております「住基ネットワーク」の信頼性につきましては、どのようにお考えなのでしょうか。そして、どうしても提案を認められない点がございましたら、具体的にお教え願えないでしょうか。		C	I	二重投票の防止、投票内容の改ざん、ネットワークに支障が生じるおそれ等の観点から選挙の公正が害されるおそれがあると考えられるので、その実施は困難である。	1654	16541020	宮崎県宮崎市	住基カードを利用した電子投票システム構築構想	公職選挙法 （投票所においての投票） 第４４条　選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。 ２　選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。の規制緩和。 今回の提案は、住基カードを所持している有権者は、宮崎市にカードシステムを活用し、多目的アプリケーションの暗証番号入力にて本人確認をおこなう、住基カード未所持の有権者は通例どおり選挙人名簿にて本人確認をおこなう。
総務省	0430140	公職選挙における票の重み修正手段の導入支援	公職選挙法第３６条	投票は、各選挙につき、一人一票に限ることとされている。	C	I	選挙権の平等の観念には、一人一票の原則にとどまらず、投票価値の平等も含まれる。したがって、投票率の高低に応じて投票の価値に差を設けることについて、特区として対応することは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	提案の意味が不明で回答が出されていないと思われますが、この提案は衆議院選挙、参議院選挙等における「1票の重み」について、その計算を修正するものです。今の制度では、選挙に興味が無くて投票に行かない人も含めた1票の重みを指しており、現実に投票された1票の重みにはなっていません。これを現実に投票された1票による比較に変えることで、投票率の向上に寄与することになると確信します。具体の説明をしますと、現在の選挙区で５０万票のA選挙区と１１０万票のB選挙区がA選ばれる票の重さはB選挙区のほうが2．2倍となっています。提案では、A選挙区の投票率が８０%、B選挙区では３０%であれば、その投票総数がA で４０万票、Bでは３３万票となり、実質的に投票された1票の重さではA選挙区が1．２１倍というように逆転します。従来の1票の重みであれば２倍を越えて法に違反していなどとされましたが、この計算を導入することで違反には該当しません。現在の選挙区割りの計算の修正となればセンセーショナルな物議を醸しますが、次の立候補に直接影響するものですから立候補者は真剣に選挙運動を進めますし、それなりに立候補者の掘立においても人選をしますから、必ず選挙に関心を持つ住民を増やすことが出来ます、全体としての投票率の向上に寄与することが期待されます。これを提案では投票率競争による1票の格差是正としており、効果として投票率の向上と住民の意見を反映させることにつながると表現しています。	C	I	選挙権の平等の観念には、一人一票の原則にとどまらず、投票価値の平等も含まれる。したがって、投票率の高低に応じて投票の価値に差を設けることについて、特区として対応することは困難である。								1280	12802020	徳島県上勝町	選管の投票率による選挙制度改革構想	公職選挙で気になるのは、地域による投票率の大きな開きである。有権者の若い地域が必ずしも投票率が低い訳でなく、地域における意識の高低で投票率が変化し、候補者の人気も投票率に影響するという。選挙区毎の票の重みを修正するには、投票率と投票数で票の重さを比較する方法を取り入れたい。例えば、選挙区の有権者数が2倍あっても投票率が1／２なら、結局は1票の価値は同じであるとの考えを取り入れる。選挙区の投票率が高い方が有利と判断されれば投票率は上がる。選挙区間の投票率の競争になれば、候補者も真剣に政治に取り組むし、有権者もまじめに投票を考えることから棄権も減少する。
総務省	0430150	鳥取県知事・県議会議員選挙特区	公職選挙法第１２９条、第３３条第５項第１号及び同項第３号、第８６条の４第１項及び同条第２項、第４８条の２第１項	・都道府県知事及び議会の議員の選挙については、選挙の告示があった日に立候補届出を行うこととされており、立候補届出手続が完了しないと選挙運動を行うことはできない。 ・都道府県の知事の選挙については少なくとも１７日前、都道府県の議会の議員の選挙については少なくとも５日前に選挙の期日を告示しなければならないこととされている。 ・投票時当日に投票を行うことが困難である者は、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から投票期日の前日までの間、期日前投票を行うことができる。	－	－	引き続き検討	提案が実現されるよう、早急に検討し回答されたい。	告示後に選挙運動禁止期間を設けることについては、実効性の確保や、当該禁止期間中における有権者及び候補者・政治団体の活動のあり方、補充立候補の問題があるなど、選挙運動のあり方の根幹に関わる問題であり、慎重な検討を要することから、特区として対応することは困難である。	C	I	告示後に選挙運動禁止期間を設けることについては、実効性の確保や、当該禁止期間中における有権者及び候補者・政治団体の活動のあり方、補充立候補の問題があるなど、選挙運動のあり方の根幹に関わる問題であり、慎重な検討を要することから、特区として対応することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の実現について、再度検討し、回答されたい。 また、前回回答にある問題点その他の理由を具体的に明らかにするとともに、提案の趣旨に沿って、公営による選挙運動の準備等の業務の合理化及びこれに要する経費の節減のため他の措置を講ずることができないか、検討し回答されたい。	今後の検討に当たっての方針、スケジュール等についてご教示いただきたい。		C	I	告示後に選挙運動禁止期間を設けることについては、どのように実効性を確保するかといった課題があること、選挙運動禁止期間において選挙運動類似行為を禁止することとなると、政治活動に対する新たな制限を有権者及び候補者・政治団体に課すことになりかねないこと、また、補充立候補があった場合、選挙運動開始前の一定の時期に候補者を確定することができないこと等の問題があるなど、選挙制度のあり方の根幹に関わる問題があり、慎重な検討を要することから、特区として対応することは困難である。 　なお、選挙の執行に要する経費の節減は重要な課題であり、そのような観点から検討していくことは必要なことと認識している。	1465	14651010	鳥取県	鳥取県知事・県議会議員選挙特区	・県知事又は県議会議員の候補者となろうとする者は選挙期日の告示日から条例で定める期間内に届け出ることとする。 ・告示日から、選挙公営の合理化に必要な限度において、条例で定める期間、選挙運動を禁止することとする。 ・選挙運動期間は選挙運動禁止期間の翌日から選挙期日の前日までとし、その日数については、現行制度と同じ日数とする。 ・期日前投票等については、選挙運動期間と同様の期間とする。 ・適用する選挙の種類については、県知事選挙又は県議会議員選挙のいずれか又はその両方を条例により決定できることとする。
総務省	0430160	公職選挙法の規制緩和	公職選挙法第３８条	市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て２人以上５人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前３日までに、本人に通知しなければならない。	C	I	投票立会人は、投票管理者の下において、何人にも干渉されずに、独立した立場において投票事務の一部に参与し、主として投票事務の執行を監視し、選挙の公正を確保するという職責を担っており、義務違反等については罰則も設けられているところである。したがって、未成年者を投票立会人に選任することは適当ではない。	貴省回答では、主として投票事務の執行を監視し、選挙の公正を確保するという職責から投票立会人として未成年者を選任することはできないとのことであるが、未成年者が当該職責を担うことができない理由を示されたい。また、提案の趣旨に鑑み、中学生以上の者を投票所での投票に立ち会わせることができないか、再度検討し、回答されたい。		C	I	投票立会人は、投票管理者の下において、何人にも干渉されずに、独立した立場において投票事務の一部に参与し、主として投票事務の執行を監視し、選挙の公正を確保するという職責を担っており、義務違反等については罰則も設けられているところである。したがって、罰則が成年者と同様に適用されない未成年者を投票立会人に選任することは適当ではない。								1480	14801010	箱根町	中学生等による選挙投票立会人特区	投票立会人は、市町村の選挙管理委員会が各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から選任されているが、これを中学生以上の者からも投票立会人を選任することができるようにする特例。
総務省	0430170	選管の投票率向上策としての取り組みに対する支援	公職選挙法第６条第１項	総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。	E		規制の特例事項の内容にある、「地域コミュニティを最大限に重視し、投票所毎に知恵を出し合い、投票所毎の投票率の競争をする等のアイデアを出し合い、市町村毎の選管が投票率を上げるために、あらゆる手段で投票率の確保に取り組むこと」は公職選挙法上、規制されていない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本件に関しては措置分類が「E」とされ、いかなる手段であっても投票率の向上に取り組むことは公職選挙法上規制されていないとされました。勿論、規制されないことはよく分かりましたが、その投票率向上のために取り組む町内会等に市町村選管が助成する場合、国県の選管から支援して欲しいと言うことも併せて提案しています。その支援に係る費用は、行政からの持ち出しを増やすのではなく、選管が投票率アップのために支出しているものを振り替えることで捻出できるのではないかと考えています。例えば、投票時間を短縮しても影響しないような地域コミュニティが築かれると、その時間短縮により選管経費が縮小されますから、その経費を振り替えることが可能になると考えます。それを支援に回すことは可能だと考えますし、そんな取り組みを進める地域コミュニティを選管も支援してゆく努力を惜しまないよう求めます。		E	「提案主体からの意見」は「投票率向上のために取り組む町内会等に市町村選管が助成する場合、国県の選管から支援して欲しい」と言うことも併せて提案しています。」とのことであるが、当該提案についても、公職選挙法令上規制されていない。								1280	12802010	徳島県上勝町	選管の投票率による選挙制度改革構想	公職選挙における投票時間の延長は、既に投票率の高い地域では効果がない。そこで、地域コミュニティを最大限に重視し、投票所毎に知恵を出し合い、投票所毎の投票率の競争をする等のアイデアを出し合い、市町村毎の選管が投票率を上げるために、あらゆる手段で投票率の確保に取り組むことを可能にし、それをモデルとして支援してゆく。
総務省	0430180	郵便投票制度の拡充	公職選挙法第４９条第２項、公職選挙法施行令第５９条の２及び第５９条の３	郵便等による不在者投票を行うことができる者は、選挙人で身体に重度の障害があるものに限定されている。	C	I	現行郵便投票対象者以外の者に郵便投票を導入するとした場合、投票の公正確保の観点から、郵便投票の対象者の範囲をどうするか、その公的な認定方法をどうするかについて慎重な検討が必要であり、また、全国的に平等な取扱いも必要であることから、当該提案については、対応困難である。	現行の重度障害者、戦傷病者等以外に、現に投票所に行くことが困難な者について、郵便投票の対象を拡大することができないか、参政権の保障の観点から、投票の公正性の確保との均衡上、可能な範囲で、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行郵便投票対象者は、身体障害者手帳を所持する障害者（両下肢・体幹・移動障害の1級か2級、内臓障害1級か3級）および戦傷病者手帳を所持する障害者（両下肢・体幹の特別症項から第2症項、内臓障害の特別症項から第3症項）、介護保険の被保険者証を所持する認定者（要介護度5）に限定されている。しかし、現実には、これら以外の者でも下肢・体幹に障害があり、人の手助けなしに外出して投票所まで行くことが困難なため、投票を断念している者がいる。 　当初の提案は、投票所に行くことができない方の投票機会を確保するための要望であり、郵便投票の対象者の範囲については、下肢・体幹に障害のある障害者手帳の所持者及び下肢・体幹に障害のある介護保険上の要介護者のうち、予め申請のあった選挙人を認定することにしており、投票の公正は確保されると考えている。 　現行法上郵便投票が認められている身体障害者手帳を所持する障害者（両下肢・体幹・移動障害の1級か2級、内臓障害1級か3級）および戦傷病者手帳を所持する障害者（両下肢・体幹の特別症項から第2症項、内臓障害の特別症項から第3症項）、介護保険の被保険者証を所持する認定者（要介護度5）の場合は、投票の公正は確保されていて、なぜ今回提案した下肢・体幹に障害のある障害者手帳の所持者及び下肢・体幹に障害のある介護保険上の要介護者のうち、予め申請のあった選挙人の場合は、投票の公正は確保されないのかという点について具体的かつ明示的に御回答いただきたい。		C	I	現行郵便投票対象者以外の者に郵便投票を導入するとした場合、投票の公正確保の観点から、郵便投票の対象者の範囲をどうするか、その公的な認定方法をどうするかについて慎重な検討が必要であり、また、全国的に平等な取扱いも必要であることから、当該提案については、対応困難である。	貴省回答で提示されている問題点について、必要な検討を行い、提案の実現に向けて措置されたい。 　この点及び右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	特区では対応困難とのことであるが、「慎重な検討が必要」ということは何らかの場で検討していただけるということか。		C	I	現行郵便投票対象者以外の者に郵便投票を導入するとした場合、投票の公正確保の観点から、郵便投票の対象者の範囲をどうするか、その公的な認定方法をどうするかについて、各党各会派における議論等、慎重な検討が必要であり、また、全国的に平等な取扱いも必要であることから、当該提案については、対応困難である。	1183	11831070	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	公職選挙法においては、郵便投票の対象者として身体障害者手帳の所持する者で重度障害のある者、戦傷病者手帳を所持する者で重度障害のある者、戦傷病者手帳を所持する者で一定の障害のある者、及び介護保険における要介護度５の認定者としてあるが、この枠を拡大し歩行に障害のあるものを認定することとする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430190	選管の投票率による投票時間等変更特区	公職選挙法第４０条	投票所は、午前７時に開き、午後８時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合又は選挙人の投票に支障をきたさないと認められる特別の事情があある場合に限り、投票所を開〈時刻を２時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉める時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	C	Ⅰ	単に全国平均より投票率が高いことを理由として、投票所閉鎖時刻の繰り上げを認めると、選挙人の投票に支障を来す場合が考えられること、また、投票所閉鎖時刻の繰り下げを認めると、選挙の管理執行に支障を来すおそれがあることから、当該提案については、対応困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行の投票時間は、原則として各選挙とも７時から２０時とされており、特別の事情が認められなければ投票所の開閉時刻は変更が認められていません。しかし、投票所毎に季節や地形によって投票行動は変化し、事情は異なります。衆議院議員選挙等の国政選挙から農業委員会委員選挙等の地方選挙に至るまで、総ての選挙において、投票所毎の実情に合わせて市町村選管がそれぞれの投票所毎の開閉時刻を変更しても、県選管には届け出ることでよいものとする。その一例として、前回の国政選挙において投票率が全国平均よりも高かった場合、１０％高ければ１時間の繰り上げ、２０％高ければ２時間繰り上げ、１０％低ければ１時間繰り下げ等の措置でも、県選管に届けさえすれば可能にする。そのためには、あらゆる選挙において夜間開票を廃止し、開票はあらかじめ翌日にしておく等の措置が必要である。		C	Ⅰ	単に全国平均より投票率が高いことを理由として、投票所閉鎖時刻の繰り上げを認めると、選挙人の投票に支障を来す場合が考えられること、また、投票所閉鎖時刻の繰り下げを認めると、選挙の管理執行に支障を来すおそれがあることから、当該提案については、対応困難である。								1280	12801010	徳島県上勝町	選管の投票率による選挙制度改革構想	公職選挙における投票時間の延長は、本来、投票率の向上が目的だったが、あまり効果はなかった。これは、都市部の端端に投票率が低い地域では若干の効果はあったが、既に投票率の高い地域では効果が見えなかった。そこで、国政選挙、県知事・県議会選挙における投票所の閉鎖時間の決定は市町村選管が決定し、届出制にする。例えば、前回の投票率が全国平均よりも１０％高いと１時間繰り上げ、逆に低い場合は同様に繰り下げる。等の決定も可能にする。
総務省	0430200	投票時間の短縮について	公職選挙法第４０条	投票所は、午前７時に開き、午後８時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合又は選挙人の投票に支障をきたさないと認められる特別の事情があある場合に限り、投票所を開〈時刻を２時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉める時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	E		現状においても、選挙人の投票に支障を来さない特別の事情がある場合には、投票所を閉鎖する時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることが可能である。	貴省回答は、E(事実誤認)ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。		E		現状においても、選挙人の投票に支障を来さない特別の事情がある場合には、投票所を閉鎖する時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることが可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・現状においても、投票所を閉鎖する時刻を４時間以内の範囲において繰り上げることが可能であることは承知しています。提案理由として掲げたとおり、期日前投票制度の導入により、有権者の投票の機会及び利便性は、格段に高められており、有権者に国政選挙などの結果を一刻も早く知らせるためにも、公職選挙法第４０条に規定されている「午後８時に閉じる」を「午後６時に閉じる」に改正いただくよう提案したものであります。国政選挙の投票時間を１市だけ早めても意味がなく、全国一律に改正する必要があると考えます。また、開票事務従事者の労働環境及び健康面への配慮、経費の削減も可能となるため、再度のご検討をお願いいたします。		C	Ⅰ	現状においても、選挙人の投票に支障を来さない特別の事情がある場合には、投票所を閉鎖する時刻を４時間以内の範囲内において繰り上げることが可能であるこ。なお、実際に午後６時以降に投票している有権者が相当数に上る現状を踏まえると、投票時間の見直しについては慎重な検討が必要と考える。	5093	50930001	多治見市選挙管理委員会事務局	0	投票当日の投票時間を午前７時から午後６時までとする。
総務省	0430210	公金（地方公金・地方税）のクレジットカード決済	地方自治法第２４３条、地方自治法施行令第１５８条第１項、第１５８条の２第１項	地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めのある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならない。	D-1		地方自治法施行令第１５８条、第１５８条の２において、一定の収入については私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。 普通地方公共団体の収入のうち、地方税については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。	本提案は、歳入の徴収・収納の委託ではなく、クレジット会社による使用料・手数料・税などの公金（立替払い）を可能とすることも求めるものである。 まず、このことが現行法令上可能であるのか、回答されたい。 現行法令上できないのであれば、その実現について検討し、回答されたい。	ご回答いただきました内容の確認になります。今回クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して 行うことは現行制度においても可能とご回答いただきましたが、 弊社より提案させていただきました方式について 現行の制度で対応可能とご回答いただいているという認識でよろしいでしょうか。		C・D－１		地方税については、地方税法第２０条の６に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であれば、クレジットカードを使って納付を行うことは、現行制度上可能である。 なお、実際の運用に当たっては、納税者がカード支払手続を納期限内に行っても、クレジット会社から地方団体への払込みが納期限後だった場合には、延滞金の対象となるため、納期限内にカード会社が地方団体に振り込む契約とするなどの対応をご検討いただくことになると考える。 また、地方団体がクレジットカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準については、他の支払手段における手数料との均衡を考えながら、当事者間で適切に決定していただく（べきもの）と考える。 なお、使用料等の第三者による弁済については、現行制度上許容されていないものである。その弁済の可否については、今後検討することとする。	使用料、手数料等についてクレジットカードによる支払（立替払い）などの第三者による支払（弁済）が可能となるよう、現行制度（法令）の見直しについて、早急に検討されたい。 また、今後の検討の方法、スケジュール、内容等を示されたい。	使用料等の収納方法等の大枠を定める地方自治法は、あくまで地方自治における原則及び大枠（フレームワーク）を定めるものであり、詳細かつ具体的な実施方法や運用は各地方自治体が条例・規則等を合理的かつ自主的に定めているものと考えます。 よって使用料等の収納方法についても、ある具体的なその収納方法が地方自治法に規定することをもって直ちに違法ないし禁止事項と判断されるものではなく、公金の適正な徴収、管理等が担保されている限り、地方自治体の合理的かつ自主的な裁量にゆだねられているものと解し得ますがいかがでしょうか。 なお、ご指摘のとおり納期限や手数料の課題は本件実施においてはまだ残るものと認識しており、実施において地方自治法をはじめ関連法規に抵触・違反してはならないことは当然であると考えております。 （詳細については添付資料①をご参照）		C・D－１		使用料、手数料等の地方公共団体の歳入については、納入義務者から収納することを前提としているものであり、第三者による弁済は認められないものと解する。今後、研究会を開催するなどして、現行制度の検証、関係業界や提案主体に対するヒアリング等を行った上で、提案の趣旨を十分踏まえ、第三者弁済によるクレジットカードの導入について早急に検討を始めたいと考えている。	1318	13181010	株式会社ジェーシービー	公金（地方公金・地方税）クレジット決済構想	現状の法律上問題ないと考えるが、問題があるなら特区として検討したい。 具体的には、地公公金・地方税に関して立替払い契約の締結を認めることで、クレジットカードにおける収納を 実現するものである。
総務省	0430220	クレジットカードによる納付の容認	地方自治法第２４３条、地方自治法施行令第１５８条第１項、第１５８条の２第１項	地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならない。	D-1		地方自治法施行令第１５８条、第１５８条の２において、一定の収入については私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。 普通地方公共団体の収入のうち、地方税については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。	本提案は、歳入の徴収・収納の委託ではなく、クレジット会社による使用料・手数料・税などの公金（立替払い）を可能とすることも求めるものである。 右の提案主体の意見を踏まえ、 まず、このことが現行法令上可能であるのか、回答されたい。 現行法令上できないのであれば、その実現について検討し、回答されたい。	本回答は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第158条第1項（歳入の徴収又は収納の事務の委託）又は令第158条の2第1項（地方税についての収納の事務の委託）を根拠にして「クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。」とされていますが、本提案は「クレジット会社」に「徴収又は収納事務の委託」又は「地方税の収納の事務の委託」を可能とすることを提案しているものではない。本提案は、「クレジット会社等（等）には、加盟店等との委託契約に基づき、加盟店等がその利用者等に対して有する利用代金等に係る債権を立替払いするプリペイドカード発行会社のような事業者も含まれる。）」に、「手数料等の債権の立替払（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の1第1項に規定する「第三者の納付又は納入に相当する手数料又は第三者による納付又は納入」をいう。以下同じ。）の委託」を可能とすることを提案するものである。「手数料等の債権の立替払の委託（以下、「立替払の委託」という。）は、令第158条第1項に規定する「歳入の収納の事務の委託」又は令第158条の2第1項に規定する「地方税等の収納の事務の委託」（以下、両者をあわせて「収納等の事務の委託」という。）とは、以下のような点で異なる。すなわち、①委託する事務の内容については、「収納等の事務の委託」の場合には手数料等の支払事務に係る純然たる事務処理の委託であるのに対し、「立替払の委託」の場合には、受託者の出えんを伴う第三者弁済の委託であり、経済行為として異なる事項のものであること。②「収納等の事務の委託」又は「立替払の委託」の受託者（以下、単に「受託者」という。）のリスク負担については、「収納等の事務の委託」の場合には受託者は与信リスクを負担しないのに対し、「立替払の委託」の場合には受託者は与信リスクを負担するものであること。③これに関連して委託料の料金体系については、「収納等の事務の委託」の場合には、処理件数当たりの料金体系が通例であるのに対し、「立替払の委託」の場合には立替払金額に対する一定率とする料金体系が通例であること。	※歳入の時期については、「収納等の事務の委託」の場合には手数料等の納付義務者（以下、単に「納付義務者」という。）が実民者に手数料等を納付した時期であるのに対し、「立替払の委託」の場合には納付義務者がクレジットカードを利用して受託者に立替払の依頼を行った時期ではなく受託者が行政機関に現実に立替払を行った時期であること。③納付義務者と受託者の関係については、「収納等の事務の委託」の場合には事前の契約が体系立て事後の実信関係が生じないのに対し、「立替払の委託」の場合には事前の契約が体系立て事後の実信関係が生じること。なお、②で指摘した以上のような相違点を有する「立替払の委託」については、「収納等の事務の委託」とは明確に区別して考えるのが妥当であると考えます。③事務処理の手続について、令第158条2項の適用を受けるのか、③も信リスクを負担する受託者の要件について、令第158条の2第1項と同じ要件でよいのか、③受託者の立替払の時期をもって歳入時期とすることに鑑み、納期限について特例を定める必要はないのか、等の疑問が直ちに生じる。したがって、「立替払の委託」は「収納等の事務の委託」とは異なるものと考えざるをえます。本回答のように「収納等の事務の委託」が認められていることをもって、クレジット会社等に「立替払の委託」が認められているものと考えることはできません。したがって、本回答は本提案に対する適切な回答になっていないと考えられるため、本提案の趣旨を踏まえた再度の検討を求める。	D-1（地方税については－）	地方税については－	地方税法第２０条の６に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であれば、クレジットカードを使って納付を行うことは、現行制度上可能である。 なお、実際の運用に当たっては、納税者がカード支払手続を納期限内に行っても、クレジット会社から地方団体への払込みが納期限後だった場合には、延滞金の対象となるため、納期限内にカード会社が地方団体に振り込む契約とするなどの対応をご検討いただくことになると考える。 また、地方団体がクレジットカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準については、他の支払手段における手数料との均衡を考えながら、当事者間で適切に決定していただく（べきもの）と考える。 なお、使用料等の第三者による弁済については、現行制度上許容されていないものである。その弁済の可否については、今後検討することとする。	使用料、手数料等によるクレジットカードによる支払（立替払い）などの第三者による支払（弁済）が可能となるよう、現行制度（法令）の見直しについて、早急に検討されたい。 また、今後の検討の方法、スケジュール、内容等を示されたい。	本回答は、「使用料等の第三者による弁済については、現行制度上許容されていないものである。その弁済の可否については、今後検討することとする。」とされているが、回答の時期を明示されたい。		C・D－１		今後、研究会を開催するなどして、現行制度の検証、関係業界や提案主体に対するヒアリング等を行った上で、提案の趣旨を十分踏まえ、第三者弁済によるクレジットカードの導入について早急に検討を始めたいと考えている。	1383	13831010	大阪府	高度電子自治体構築特区	電子申請等における手数料等の納付方法については、現行では銀行口座振替の方式があるのみであり、これを多様化し、利用者の利便性を高めるため、手数料等の債権につき、第三者への委託による立替払いを認め、クレジットカード等による納付を認める。
総務省	0430230	電子証紙による納付の容認	地方自治法第２３１条の２	普通地方公共団体は、使用料及び手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。	C	Ⅰ	証紙による収入の方法は、あらかじめ現金を納付して購入した証紙を納付させるものであり、現物をもって納付させることを前提としているものであることから、電子媒体による証紙による収入の方法は考えられない。 なお、提案の具体的な内容が判然としたものの、地方公共団体に対する歳入手続の電子化については、現行においても十分対応可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本回答では、「証紙による収入の方法は、あらかじめ現金を納付して購入した証紙を納付させるものであり、現物をもって納付させることを前提としているものであることから、電子媒体による証紙による収入の方法は考えられない。」とされている。しかし、本提案での「電子証紙」とは、本回答が想定しているような現物たる証紙を電子媒体によって納付するものではなく、現在、商業的に流通している「特定店舗向け前払い式電子マネー」と同様に、あらかじめ現金を納付して購入した地方公共団体の使用料等の納付専用に発行された納付情報（当該納付情報は、カード又は紙片等に記録又は記載された形態で当該地方公共団体により発行され、証紙と同様に当該カード又は紙片の売りさばき時点で当該地方公共団体の歳入として処理される。）を使用して、オンラインにより納付する方式を予定している。現在市中に流通している特定店舗向け前払い式電子マネーの事例については別添資料を参照されたい。したがって、本回答は本提案の内容について不十分な理解に基づくものといわざるをえず、再度の検討を求める。		D-1（地方税については－）	地方税については－	使用料及び手数料については、現行制度上対応が可能である。 地方税については、現行法上、御提案の払込みの方法を行うことができる根拠規定がないことから、各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による方法の実現を可能とするような制度のあり方について、平成18年度税制改正までに結論を得られるよう検討を進めることとしたい。	使用料及び手数料については、右の提案主体からの意見を踏まえ、現行制度上、提案の実現が可能であるのか、再度検討し、回答されたい。 また、地方税に係る電子証紙を含めた証紙による納入方法の導入について、早急に検討を行うとともに、今後の検討のスケジュールを明確にされたい。	本回答は、「使用料及び手数料については、現行制度上対応が可能である。」とされている。本提案は、「あらかじめ現金を納付して購入した地方公共団体の使用料等の納付専用に発行された納付情報（当該納付情報は、カード又は紙片等に記録又は記載された形態で当該地方公共団体により発行され、証紙と同様に当該カード又は紙片の売りさばき時点で当該地方公共団体の歳入として処理される。）」をもって地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２に規定する「証紙」として扱うことを求めるものであり、納付情報の売りさばきの方法は当該納付情報を印刷した紙片の交付だけでなく当該納付情報を印刷又は電磁的に記録した合成樹脂等によって製作されたカードの交付の場合もあり、さらに電子情報処理組織を使用して当該納付情報を購買者の使用する電子計算機のファイルに記録する方法によることも考えられるとこうであるが、これらすべての売りさばき方法による納付情報について地方自治法第２３１条の２に規定する「証紙」と認めて現行制度上対応が可能であることを確認したい。		D-1（地方税についてはB－２）	地方税については－	使用料及び手数料について、提案主体からの再意見にあるような電子証紙による納付は、現行法令の範囲で対応が可能である。 地方税については、各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による方法の実現を可能とするような制度のあり方について、平成17年秋までに検討を行い、同年末に決定する平成18年度税制改正にその結論を反映させることとしたい。	1383	13831020	大阪府	高度電子自治体構築特区	証紙による納付について、電子証紙による納付の特例を認める。
総務省	0430240	国民健康保険税税額等の端数処理構想	地方税法第２０条の４の２第６項	地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数が あるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。	B-1	Ⅰ	地方税の納期分割時の端数処理の際に、各地方団体の判断により、現行制度以外の方法を採用し、適切に端数処理を行うことができる仕組みについて、地方税法改正の必要性も含め、平成17年度税制改正に向けて検討を進める。																		1004	10041010	北海道苫小牧市	国民健康保険税税額等の端数処理構想	地方税法第２０条の４の２第６項は国民健康保険税にも規定が適用になり、「税」方式を採用していると第１期と第２期目以降とが極端な金額設定になります。（納期１０回：１８,４００円の税額は第１期９,４００円・第２期目以降１,０００円） 国民健康保険税を百円未満で端数処理出来ると、問題解決となる。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430250	財産区による区域外の財産の管理の容認	行政実例（大正９年９月２２日）	財産区は複数の市町村にわたって設けることはできない。	E	—	財産区の所有している財産がその区域外にあることまでを禁止しているものではない。													1014	10141010	愛知県作手村	もりもり特区構想（森守特区）	財産区が当該財産区の区域外に所在する資産の管理することを容認する。
総務省	0430260	住民票の写し等ファックスによる申請・自宅郵送サービス	住民基本台帳法第12条	住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付を請求することができる（第12条第１項）。 また、何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者に係る住民票の写し又は住民票記載事項で住民票コードを省略したものの交付を請求することができる（第12条第２項）。 これらの請求をしようとする者は、郵便により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。	c		民事訴訟法において、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定されているところ、FAXによる請求のもとになった書類（原請求書）を市町村長が受け取ることができなければ、請求書上の署名又は押印を確認することができず、本人の意思確認ができないため。 なお、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の施行に伴い、住民票の写し等の交付請求については、インターネットを使用して行わせることができることとされた。具体的には、電子署名により本人からの請求であることの確認を行い、請求者の住所あて郵便等により住民票の写し等の交付を行うこととなるが、電子署名が付された電磁的記録（申請書）については、真正に成立したものと推定される（電子署名及び認証業務に関する法律第３条）。	前回（第3次）提案では、申請書原本の回収が必要との貴省の回答であったが、今回、提案主体が示す代替措置（本人確認番号の登録・暗証番号の記載）により、提案の内容が実現できないか、再度検討し、回答されたい。			C		提案主体が示す代替措置（本人確認番号の登録、暗証番号の記載）によっても、申請書原本が提出された場合と同様の法律上の推定効が働かない以上、特区として認めることはできない。		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	銀行等でも「暗証番号」を用いて本人確認を行っているので、本サービスでも「暗証番号」による本人確認を行いたい。また、本人確認登録の有効期間を３年間とし、継続する場合は、再度、本人確認登録の申請をしていただくことで、本人確認登録をより厳格に行い、本サービスを実施したい。				C		本人確認の問題と、申請書原本の提出の問題とは、別問題であり、申請書原本が提出された場合と同様の法律上の推定効が働かないため、特区として認められない。	1016	10161010	埼玉県桶川市	住民票等ファックスによる申請自宅郵送サービス(住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス)	前回の申請では、「ファックスで申請した際の申請書原本の回収ができれば、認められる」との回答をいただきました。 今回、原本回収の代替措置として、本人が市役所に来庁し、あらかじめ本人確認番号を登録しておき、ファックス申請の際に、申請書に本人しか知らない暗証番号を記載していただくことで、本人同一性の確認ができるようにしました。
総務省	0430270	中心市街地における市街地整備改善及び商業等の活性化法の暖和措置	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	第２条において、この法律の措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられるものとされている。 一　当該市街地に、相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。 二　当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。 三　当該市街において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展に とって有効かつ適切であると認められること。 また、第６条第１項において、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（基本計画）を作成することができることとされている。 なお、市町村が基本計画で定めた特定中心市街地においては、第１条により、国及び地方公共団体は、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、必要な援護を総合的かつ相互連携を図りつつ講ずるよう努めなければならないことになっている。	E		中心市街地法は、市町村が作成した基本計画に基づき様々な支援措置を講じるものであり、規制法ではない。 なお、平成16年6月時点において福岡県鞍手町は法第６条第１項の基本計画を作成していない。													1026	10261020	社会福祉法人鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社 有限会社かじと 個人	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	これらの制度は市町村がイニシアチブ取る法律規制がかけてある。 鞍手町の基本計画は民間活力を利用して充実するものではなく、全て税負担100%のものが中心である。 中心市街地における法律の範囲が、さびれた中心市街地を活性化させるという主旨である。 これを今後活性化させようとする地域に中心的に投資する事が出来る様に法律の解釈の規制を暖和して欲しい
総務省	0430280	固定資産税評価方法改善計画	地方税法第３８８条、４０３条、固定資産評価基準（自治省告示第１５８号（昭和３８年１２月２５日））第１章第３節二（一）１（２）、（３）	固定資産税における土地の評価は、全国的な統一と市町村間の均衡を図るため、固定資産評価基準に定められた評価方法によって行われる。 地目が宅地の場合は、市町村の宅地の状況に応じ主として市街地の形態を形成する地域における宅地については路線価方式によって評価される。	C・E	Ⅰ・Ⅱ	路線価方式は、資産の価格を把握する仕組みであり、規制という性格をもつものではない。 固定資産税は、資産の客観的な交換価値に対して課税する財産税であり、資産所有者の所得の状況など個々人の個別具体の人的要素を評価に反映させることは、本税の性格になじまないものである。													1034	10341010	個人	固定資産税評価方法改善計画	路線価に依る固定資産税を撤廃し、新たな評価方策を採用し市街地の空洞化を防ぎ再生を促す。
総務省	0430290	役場職員自宅での公金取扱いの特例	地方自治法第１５５条、１５６条	普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所または出張所を設けることができる。	D－１	—	公金の取扱については、役場職員を地方自治法第１７１条の出納員に任命すれば、現金の出納・保管を行わせることができる。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D－１	—	公金の取扱をさせることについては、当該役場職員を地方自治法第１７１条の出納員に任命すれば、現金の出納・保管を行うことが可能である。								1099	10991010	愛知県東栄町	頼もう平成申専組！ とうえい御用聞き構想	・役場職員の自宅を役場出張所としての機能を持たせて申請手続きの事務や手数料などの公金を取り扱うこととしたいため
総務省	0430300	労働基準法第３７条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）の適用除外	労働基準法第３７条	使用者が、法定労働時間以上又は休日に労働させた場合に、時間外であれば２割５分以上、休日であれば３割５分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。	D-1		提案にあるように夜間や休日に自宅において役場での窓口業務を職員に行わせることは、勤務時間の割振りの弾力化、週休日の振替え等を行ったうえで、自宅で窓口業務を行うことを命ずることにより時間外手当等を支給せずに対応することは可能である。 なお、地方公共団体の職員に対する給与は、あくまでも職員の勤務に対する報酬である。例え時間外や休日に自宅において事務手続きを行う場合であっても、職員に対しては勤務命令が発せられているものと観念され、それに基づき職務に専念することが求められるものであり、任命権者側において一方的に給与を支払わないということはできないものである。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D－１		提案にあるような、夜間や休日に自宅において役場での窓口業務を職員に行わせることは、勤務時間外ではなく自宅での窓口業務を含めた勤務時間を割り振ることや、平日と土日を入れ替える週休日の振り替え等を行ったうえで自宅で窓口を業務を命ずることを行うことにより時間外手当等を支給せずに対応することは可能である。 なお、勤務時間の割り振りや平日と土日の入れ替えを行わず、勤務時間外に勤務を命ずる場合には、その勤務時間外の勤務に対する労働の対価として労働基準法や地方自治法により時間外勤務手当により給与を支払う必要があり、任命権者により一方的に給与の支払いを行わないとすることはできない。								1099	10991020	愛知県東栄町	頼もう平成申専組！ とうえい御用聞き構想	役場職員の自宅で事務手続きなどを行うことから時間外手当や休日勤務手当の対象となりうるため

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430310	役場職員が各種証明等の代理申請する場合の委任状廃止	地方税法第20条の10	地方団体の長は、証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。	D-1		第三者に関する納税証明書を必要とする者は、その第三者が発行した委任状を添付して請求することになるが、提案の事例は、役場職員が、自宅で本人から申請書を受付け、役場において証明書を発行し、本人に対して交付するものであるから、委任状は不要と考える。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D-1		提案は、職員の自宅を役場の出張所として位置づけ、申請書を役場職員の自宅に常備しておき、申請者に記入もらい、役場職員が役場の窓口で書類を受け取り、申請者宛へ書類を届けるシステムである。 以上のようなシステムにおいては、委任状は不要である。							1099	10991030	愛知県東栄町	頼もう平成申専組！　とうえい御用聞き構想	各種証明などの代理申請であるため、委任状が必要となる証明がある。この委任状を撤廃したい。
総務省	0430320	公共用地先行取得等事業債等の弾力的運用	地方財政法第5条第1項第5号では、「公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費」の財源とする場合において、地方債を財源とすることができると規定しており、将来、公共用地または公用地として利用されることが明らかな用地の購入についての適債性を認めている。 これは、公共施設又は公用施設の建設用地として、買収が困難となる段階に至る前に、あらかじめ土地を取得することを認めたものである。 したがって、土地の活用方法や活用時期が未確定である土地を公共用地先行取得等事業債の対象とすることはできない。	公共用地先行取得等事業債の対象となる土地について、その土地開発公社における保有期間や県における事業開始時期及びその計画実現性等の条件を緩和できないか、また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方財政法第5条第1項第5号の解釈については承知しているが、以下の点を考慮して本提案を特区として認めていただきたい。①県からの委託により土地開発公社（以下「公社」という。）が取得した長期保有土地については、県が責任をもって引き取る必要があること。③しかし、昨今の景気の低迷や厳しい県の財政状況を考えれば、本提案のような何らかの財源措置を講じ、県による引き取りを促進しなければ、現実問題として、公社の長期保有土地の処理が進まないこと。③公社が県の分身であることを考えれば、本提案による起債措置は、実体として、県による資金の借り換えであり、地財法にいう「公共用地等の購入費」の財源に該当し、適債性が認められること。④また、本提案による起債措置は、実際に土地を取得するためのものであり、その健全性については、問題がないこと。⑤低金利のこの時期に、長期の起債を起こし、県が公社から長期保有土地を引き取れば、同土地に係る金利負担が軽減（分譲価格が抑制）され、その結果、分譲が一層進み、地域の活性化が図られること。		C		公共用地又は公用地の購入については、事業効果（土地の購入の効果）が後世の住民に及ぶため、住民負担の年度間の調整を図ることが公平と認められる。よって、将来公共用地又は公用地として利用されることが客観的に認められる用地の購入については適債性を認め、公共用地先行取得等事業債の対象としている。 したがって、活用方法や活用時期が未確定な土地を公共用、公用に供する土地と解釈して公共用地先行取得等事業債の対象とすることは出来ない。 また、県が公社に先行取得を委託した土地を公共施設等の用地として買い戻す場合には、各事業債において必要な資金の手当てがなされているところである。 土地開発公社における保有期間については、「土地開発公社経営健全化対策」（平成13年度～平成17年度）において、既に緩和されているところある。	貴省回答では、活用方法や活用時期が未確定な土地を公共用、公用に供する土地と解釈して公共用地選考取得事業の対象とすることはできないとのことであるが、現行の要件を緩和できないか。 また、当該土地の土地開発公社における保有期間の緩和については、「土地開発公社経営健全化対策」において措置されているとのことであるが、当該措置と同等の措置を特区として実施できないか。 これらの点及び右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	公共用地又は公用地の購入が起債対象であることは承知しているが、長期保有土地の引き取りに係る県の負担も後世の住民に及び、住民負担の年度間の調整を図ることが公平と認められる事業である。本提案による起債措置が実体として県による資金の借り換えであり、また、実際に土地を取得するもので健全性についても担保されることから、財源措置の一手段としての起債措置の趣旨を考慮し、特区として認めていただきたい。				公共用地先行取得等事業債の法的根拠となる地方財政法第5条第5号では、「公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費」の財源とする場合において、地方債を財源とすることができると規定しており、将来、公共用地又は公用地として利用されることが客観的に認められる用地の購入についての適債性を認めている。 これは、公共用地又は公用地の購入については、事業効果（土地の購入の効果）が後世の住民に及ぶため、住民負担の年度間の調整を図ることが公平と認められるためである。 したがって、活用方法や活用時期が未確定な土地を県が引き取るだけでは、事業効果が後世の住民に及ぶため、住民負担の年度間の調整を図ることが公平とは認められないため、公共用地先行取得等事業債の対象とすることは出来ない。 また、「土地開発公社経営健全化対策」（平成13年度～平成17年度）においては、抜力では健全化の達成が困難と考えられる設立・出資団体が、一定の計画に基づき土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組む場合に、土地開発公社が保有する土地について、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業債の対象としているところであるが、同対策においても、将来公共用地又は公用地として利用されることが客観的に認められる用地の購入については、公共用地先行取得等事業債の対象としているところである。	1106	11061010	長野県	土地開発公社長期保有土地活用特区構想	土地開発公社が県からの委託で先行取得し、現在、長期保有となっている土地については、それらの活用方法や活用時期が未確定であっても、県が土地開発公社から引き取る場合には、公共用地先行取得等事業債の対象とすること。
総務省	0430330	特別多数議決の採用	地方自治法第116条第1項	地方自治法に特別の定がある場合を除き、議会の議事は、出席議員の過半数で決する。	C	I	代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数議決が限定列挙されている。 条例の議決方法がその内容如何で左右されるのは、議会のルールを乱すものであり、認められない。	本提案は、他の条例とは位置づけの異なる地方自治体の憲法たる自治基本条例の改正について、法律による特例として特別多数議決とすることを求めており、これについて再度検討し、回答されたい。			C	I	代議制民主主義における議会の意思決定は過半数を原則としているところであり、慎重な判断を要するものについては例外として特別多数議決が限定列挙されている。 したがって、条例の議決方法がその内容如何で左右されるというルールの創設は困難である。							1210	12101010	埼玉県草加市議会	議会活性化特区（自治基本条例の改正について、特別多数議決を採用する）（市民の意見を聴取する方法として、予算その他重要な議案・陳情以　外でも公聴会を活用する）	地方自治体の憲法と位置付けられる自治基本条例の改正について、その最高法規性を担保するため、その改正について出席議員の３分の２以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用する。
総務省	0430340	公聴会の拡大運用	地方自治法第109条第4項、第110条第4項	常任委員会・特別委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。	D	—	公聴会は議会外の意見を広く取り入れることを目的としており、議決事件に限らず審査、調査の対象となる案件であれば対象とすることは可能である。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D	—	提案の趣旨・内容が現行制度のもとで実現可能である。							1210	12101020	埼玉県草加市議会	議会活性化特区（自治基本条例の改正について、特別多数議決を採用する）（市民の意見を聴取する方法として、予算その他重要な議案・陳情以　外でも公聴会を活用する）	常任委員会または特別委員会において、予算・議案ではない案件について、市民の意見を聴取する方法である公聴会を活用する。
総務省	0430350	永住外国籍市民への地方参政権付与	公職選挙法第9条、第10条	・日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 ・地方公共団体の議会の議員及び市町村長の被選挙権を有する者は、日本国民であって、その選挙権を有する年齢満25年以上の者である。 ・都道府県の知事の被選挙権を有する者は、日本国民であって、その選挙権を有する年齢満30年以上の者である。	C	I	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ）。	貴省回答では、永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要があり、国会においても、議員立法による法案として審議されているところということであるが、特区制度の意義を踏まえ、提案の内容を特区として実現できないか、再度検討し、回答されたい。			C	I	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ）。							1285	12851010	三次市	共生推進三次特区	永住外国籍市民へ市政参加のため，地方参政権を付与する。
総務省	0430360	外国籍市民への地方参政権付与	公職選挙法第9条、第10条	・日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 ・地方公共団体の議会の議員及び市町村長の被選挙権を有する者は、日本国民であって、その選挙権を有する年齢満25年以上の者である。 ・都道府県の知事の被選挙権を有する者は、日本国民であって、その選挙権を有する年齢満30年以上の者である。	C	I	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ）。	貴省回答では、永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要があり、国会においても、議員立法による法案として審議されているところということであるが、特区制度の意義を踏まえ、提案の内容を特区として実現できないか、再度検討し、回答されたい。	当提案については、今回で4度目となりますが、その都度「国会において審議中」との回答に終始し、特区制度を生かす回答をいただけずに推移しています。度々申し上げているとおり、文字通りわが国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会においても論議の対象となっている問題であるからこそ、地方議会で全員一致の議決を得た当市でモデル的に実施、検証することを提案させていただいているものです。国が抱える重い課題、しかしいずれは決着をつけなければならない課題についてこそ、特区制度を活用する意義があるという制度の原点を思い起こしていただき、改めて当市提案を前向きに受け止めていただくよう求めるものです。		C	I	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ）。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本件については、これまで4回にわたる提案を行い、その都度、同じ回答をいただいてきました。「わが国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、まずは国会の各党各会派において十分論議される必要があり、国会において議員立法による法案として審議されているところ」との回答ですが、そうであればこそ、この提案を、より重要な提案として正面から取り上げていただきたいと考えるところです。特区制度の先進国である中国が社会主義体制下に経済開発特区を設けたように、特区制度の意義は、こうした国論を二分する問題でこそ発揮されると思われます。これは国政選挙ではなく、地域で、住民が自らの代表者を選ぶ、「地方自治」の選挙です。国の制度として全国実施を求めているものでもありません。改めて、特区として、定住外国籍市民への草加市政への参政権付与を求めます。		C	I	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ）。	1212	12121010	埼玉県草加市	国境を超えた市民共生特区	外国籍市民に地方参政権を付与する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見　その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430370	外国籍市民の住民票記載	住民基本台帳法第３９条	住民基本台帳法は、日本国籍を有しない者については、適用しない。	c		住民の居住関係を公証する制度としては住民基本台帳制度が、外国人の居住関係及び身分関係を公証する制度としては外国人登録制度が存在している。仮に、外国人についても住民票に記載するとした場合には、住民基本台帳制度及び外国人登録制度のあり方の抜本的な見直しが必要となるため、特区としての対応は不可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	外国人の住民票記載が法制度の抜本的見直しを必要とし、これを全国で実施することが困難であることは十分承知するところです。そうであるからこそ、特区制度を活用して先行実施し、その成果や問題点を確認することに意義があると考えるものです。 もちろん、あくまで住民票と同一様式で記載するのみで、外国籍市民であることを不明確にするものではありません。「外国人登録記載事項証明書」という名称を付していることによる直接、間接の差別事象を軽減することを意図するものです。 この事務に関して当市では、端末の画面処理上、住民票と外国人登録記載事項証明書は同じ画面に表示されており、事務処理上も大きな問題がありません。当市をモデルケースとしてこれを実施し、検証することに大きな意義があるものと思われることから、改めて当提案を受け入れていただくよう求めます。		C	住民の居住関係を公証する制度としては住民基本台帳制度が、外国人の居住関係及び身分関係を公証する制度としては外国人登録制度が存在している。仮に、外国人についても住民票に記載するとした場合には、住民基本台帳制度及び外国人登録制度のあり方の抜本的な見直しが必要となるものである。このことは、全国で実施する場合のみならず、特区を活用して実施する場合にも変わらず必要であり、特区としての対応は不可能である。							1212	12121020	埼玉県草加市	国境を超えた市民共生特区	外国籍市民を住民票に記載する
総務省	0430380	市役所で郵便切手が買える	郵便切手類販売所等に関する法律第２条第１項	日本郵政公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従い、郵便切手類の販売等に必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類販売者を選定し、郵便切手類の販売等に関する業務を委託することができる。 日本郵政公社が総務大臣の認可を受けて定める基準では、自ら実施するより経済的な場合において、当該委託業務を遂行するのに必要な資力、信用等を有する者のうちから、郵便切手類及び印紙の入手に関する地域住民の利便の確保及び経済性等を考慮し、業務の遂行上最も適当と認められるものを受託者として選定することとしている。	D-1	－	市役所で郵便切手を売ることについては、地方自治法上、禁止されていない。 御指摘事項ではないと理解しているが、念のために言及すると、郵便切手類販売所等に関する法律は、日本郵政公社が郵便切手類の販売等に関する業務を委託できる相手先として地方公共団体を排除しているものではない。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。		D-1	－	市役所で郵便切手を売ることについては、地方自治法上、禁止されていると、現行法のもとで可能である。 御指摘事項ではないと理解しているが、念のために言及すると、郵便切手類販売所等に関する法律は、日本郵政公社が郵便切手類の販売等に関する業務を委託できる相手先として地方公共団体を排除しているものではない。							1213	12131010	埼玉県草加市	便利で安心、信頼の窓口サービス推進特区	郵便切手や官製はがきを市職員が職務時間中に公務の一環として売る
総務省	0430390	住民個人情報の保護（住民基本台帳閲覧制限）	住民基本台帳法第１１条	何人も、市町村長に対して、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第７条第１号から第３号までに規定する事項に係る部分の写しの閲覧を請求することができる。	c		住民基本台帳は、住民の居住関係を地方公共団体が公に証明する唯一の手段であるため、全国民について公開することを原則としている。従って、特区として一部の地域の住民について、閲覧に供するか否かの選択権を認めることは、制度の趣旨に反するため、特区としての対応はできない。	現在のプライバシーの保護についての社会的要請を踏まえ、住民基本台帳の公開原則の見直しや自治体の裁量による閲覧の制限の実施について、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	当市提案に対し総務省は、「住民基本台帳は、住民の居住関係を地方公共団体が公に証明する唯一の手段であるため、全国民について公開することを原則としている。」としています。一方、大阪市が特区提案した「駅前サービスセンター民営移管」に対する回答では、「住民票の写し等については、住民のプライバシーに直結する情の現由から守秘義務をはじめとする厳正な服務規程が課す必要があり・・・」としています。この二つの回答の差異について、総務省はどうお考えでしょうか。 もとより、プライバシーに直結する個人情報の管理は、IT業務委託等を通じて既に民間業者等に開放されていますが、住民票の写しに記載されている情報が何れもいい「個人情報」であることは、総務省の指摘のとおりです。そうであるならば、何故それが全国民について公開することを原則とするのか？というのでしょうか。 また、総務省は、住民の居住関係を公に証明する唯一の手段であるから公開するとされていますが、仮にこれを一般の閲覧の対象から除外したとしても、本人の申出や職権による閲覧等を通じて公に証明することが可能であり、公開原則に義務まるものではないと考えられます。この点を含めて、総務省回答は「法がそのように定めているこを縛り返すのみで、時代が求め、市民が求め、そのために当市が実現に努めている個人情報保護の要請に十分応えるものとなっていないというべきを得ません。 本件について、当市では法的安定性を尊重する観旨から、国が導入した特区制度を通じて実現をはかろうとしています。一方、熊本市では被閲覧者の氏名、住所、生年月日等を特定できない閲覧請求を拒否する等の条例を制定しました。これは、住民個人情報を取り扱う現場は、ストーカー、DV等、悪し辺った状況への対応を求める市民、行政の個人情報取扱いに不信を抱く市民を目の前にしており、放置できない状況にあることの現れであると考えます。 この点に関して、総務省は先の5月31日の省令改正において、限定的な保護対策を講じられていますが、市町村長に裁量を与えていないため、その実効性に疑問があり、かつ保護を求める当事者の心理的状況等への配慮を欠いたものとなっているように思われます。 当市においても既に現場は待てない状況にあり、早急かつ抜本的な対応が必要です。住民票の写し等の情報が保護すべき個人情報であることを法的に明確化し、抜本的な制度改正を行うことが望まれますが、これが困難であるとすれば、特区として、市の裁量により個人情報保護をはかりたいと考えるものです。以上の点を踏まえ、総務省においては、当市が提起している問題について、改めて具体的な回答を示されるよう求めるものです。		C	当市提案は、総務省ご指摘のとおり、住民基本台帳制度が「住民の住所関係を公に証明する唯一の制度である」ことを前提にしたものです。即ち、公開の原則を堅鎮しつつ、その記載事項が個人情報に属するものであることを勘案し、その開示を忍避しようとする者への配慮を行おうとするものです。 住民票の開示を忍避しようとする理由の代表的なものは、いわゆるDV、ストーカー行為によって明に被害を受けている、あるいはその事態が急迫していることですが、忍避を必要とする理由はほかにも様々にあると思われ、その理由もDV等、特定のものだけに絞ることは、また別の問題が生まれると考えられます。 また、特定のものに絞って固定手続きをとる場合、どうしても市民個人のプライバシーに立ち入らなければなりません。「触れられたくない、話したくない」ごこに立ち入られることは、それ自体が精神的な苦痛となります。結果として申請行為がなされず、被害を未然に防げないことも想定されます。 しかしその一方、住民基本台帳制度は「開示」を原則とするものであることを踏まえ、当市では、申出者についてのみ、その個別的事情の詳細は問わず、原則として非開示扱いとする提案をさせていただきました。もちろん、これを実際に運用する際は、「住民の住所関係を公に証明する唯一の制度である」ことを重視し、熊本市の条例にもあるように、公共的若しくはこれに準じた公益上必要な閲覧請求は認めることを前提としています。 以上のように、当市提案は、原則公開という基本に立った上で、プライバシーを主張する市民の意思を尊重していこうとするもので、総務省が指摘されるような無念はないものと考えます。2次回答において、熊本市の条例を総務省が認知、評価されていることが確認できたことから、これを採用することも一つの方法かと思います が、公開原則という制度の基本を重視し、かつ個人情報としての本人の意思という点に配慮した当市の提案について、改めて検討いただきたいと存じます。			提案主体は、「本人の申出があった場合」は、理由を問わず閲覧を制限することを予定しているが、それでは、不当な目的が明らかな場合等でない閲覧まで制限することとなり、住基法に反することになると考える。 閲覧制度については、請求事由の明示を義務づけ、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなとき等の場合には、当該請求を拒むことができるとされており、当該規定の適切な運用により、個人情報の保護を図ることが可能である。 当該規定の解釈等について、これまで一般的な考え方及び具体的事例に即した考え方を示しており、改めて一般的な基準を示すことは、かえって必要以上に自治体の裁量を狭める恐れがあるため、考えていないが、個別の事例について具体的な相談があれば回答することとしたい。	1213	12131020	埼玉県草加市	便利で安心、信頼の窓口サービス推進特区	草加市においては、条例により「本人の申出があった場合に」閲覧制限できるものとする。
総務省	0430400	個人情報漏洩への罰則強化	憲法第３１条、憲法第９４条、地方自治法第１４条第３項	普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く他、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる	C	Ⅰ	憲法第３１条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、一方、憲法第９４条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができるとしていることから、条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請からも必要である。	法律により罰則の上限を設けることは必要として、また、法律による罰則との均衡も踏まえた上で、条例の実効性を確保するという観点から、現行の上限の範囲内で条例を定めることについて、また、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	情報化が進展する中で、法人による組織的な情報漏洩事件等が頻発しており、これに対する抜本的な取組みが必要となっています。その際、法人の違反行為に対しては罰金刑が重要な役割を果たしますが、現行の地方自治制度ではその上限が百万円に抑えられ、抑止力となっていません。 これらの状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日）においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができるとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されています。このように上記最高裁大法廷判決に照らせば、刑罰を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うかのような議論は論外であり、まして、単に特定の法律に規定する量刑との比較のみによって、条例による刑罰の上限を見直すことはできないものである。 なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高でも30万円以下とされている。		C	憲法第31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができるとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決（昭和37年5月30日）においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができるとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このように上記最高裁大法廷判決に照らせば、刑罰を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うかのような議論は論外であり、まして、単に特定の法律に規定する量刑との比較のみによって、条例による刑罰の上限を見直すことはできないものである。 なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高でも30万円以下とされている。	前回の再検討要請では、条例の実効性の担保については、現行法の範囲内において罰則の上限の見直しについての検討を求めているところである。 単に国別の金額を比べた場合、刑罰の額面の比較ではなく、「国の「法令」または行政上の規制の実施を踏まえ、条例の実効性を担保する観点から、現行の条例の罰則の上限の見直しが可能であるか、再度検討し、回答されたい。 併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	法人に対する罰金刑は、近年、社会・経済状況の変化に対応して軽減方見直しが行われ、10万円、100万円単位から億単位へと大幅に引き上げられています。 例えば、総務省所管の法律では、平成14年の消防法改正で罰金の上限額500万円が1億円に、同16年の地方税法一部改正では軽油引取税に係る罰金の上限額が50万円から5億円に引き上げられています。そのほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、商品取引所法、金融先物取引法などでも見直しにより罰金刑が5億円となっています。このような状況から、地方自治法第14条第3項の「100万円以下の罰金」は明らかに時代遅れで、見直しが必要であることは明らかです。同時に、国が全ての分野を法律により全国一律の基準で規制する時代は終わっており、先のディーゼル車規制のように地方がその実状に応じて機動的に条例制定権を活用し、その中に弾力的に罰則規定を盛り込んでその効果を高めて行くべき時代を迎えています。 草加市では、これまでの取組みの成果をさらに高める上でも、法人による個人情報保護の漏洩に対する罰則規定を強化する必要があります。改めて、特区としての採用を求めるものです。			条例の実効性の担保が重要であることはご指摘のとおりであるが、憲法31条は、刑罰は法律によらなければ科すことができないとしており、また、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を定めることができるとしている。条例により罰則を科す場合、地方自治法で罰則の上限を設けることは、憲法上の要請である。最高裁大法廷判決（昭和37年5月30日）においては、「法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものであってはならない」とし、地方自治法第14条第3項のように限定された刑罰の範囲内で条例をもって罰則を定めることができるとした場合には、憲法第31条に違反するものではない旨が示されている。このように上記最高裁大法廷判決に照らせば、刑罰を規定する根拠として、法律と条例を同列に扱うことは因襲であり、また、単に特定の法律に規定する量刑との比較のみによって、条例による刑罰の上限を見直すことはできないものである。 また、上記の趣旨に照らせば、特区において特例を認めることはできないものと思われる。 なお、罰則の上限を引き上げることの根拠として、個人情報の漏洩が挙げられているが、個人情報保護法における罰金の額は最高でも30万円以下とされている。	C	Ⅰ	1213	12131030	埼玉県草加市	便利で安心、信頼の窓口サービス推進特区	「法人」に限定して、個人情報漏洩等に対する罰則を強化したい。具体的には、条例により、市民の個人情報を取り扱う業務を受託する法人等に対する罰金の上限を2億円に引き上げる。
総務省	0430410	年度区分による「契約行為」規制緩和	地方自治法第２０８条第１項	普通地方公共団体の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。	D－４	Ⅰ・Ⅱ	入札の公告等又は契約の締結は予算執行の手続きに含まれるものであり、事業執行年度の前年度においてこれを行うことはできないが、現在、長期継続契約の対象範囲の見直しを検討しているところであり、それによって長期継続契約の対象となれば、債務負担行為為の設定によることなく、事業年度前の入札または公告等又は契約の締結が可能になるものと考えられる。	本提案は、一連の契約前手続きを「予算執行」とみなす規制を改め、「予算執行」の対象を純粋な「契約」に限定することによって、入札等の契約事前手続きを年度開始前に行えるようにすることを求めるものである。 この点及び右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本件提案に対して総務省回答では、「長期継続契約の対象範囲見直しを行っている」とされています。長期継続契約対象を拡大することを前提に検討すべきことですが、このことは同時に、いったん契約した場合は同一の業者と長期継続的に契約関係を維持することを意味するものであり、場合によっては公共契約の基本原則である競争性、公平性、透明性原理を損なうおそれがあります。 当市の提案は、むしろ競争性を高める観点からのものであ、入札手続の前倒し執行を可能とするように規制緩和し、現在、見積り合せ等で対処している案件についても入札に切り替えるようにできないかというものです。同時に、工事契約については同様の方法を採ることで、いったんと債務負担行為に依存しなくても工事発注の平準化をはかれるようにしたいという提案です。 この点に関して、総務省はどうお考えなのでしょうか。単年度予算主義と、その狭義に解釈した会計年度は、なぜ、現在、これほど、時代にそぐわないものとなっているのでしょうか。 また、一連の入札手続を契約行為「予算執行」と見なす規定は、法本文にはありませんが、どのような法律上の根拠があってこれを動かしがたい規定とされているのでしょうか。仮に、現実に年度開始前に入札手続を行っている場合、これを違法とするのでしょうか。 これらの点について明確なお答えをいただきたいと存じます。 三位一体改革のもと、今年度も地方交付税は大幅に減額され、地方には厳しい行財政運営と地域経済の活性化が求められています。こうした時代の状況に立ち向かうため努力し、そして国の提唱のもとに積極的な特区・地域再生提案を行っているところです。総務省におかれても、地方の置かれた状況を我がごとして、提案に対しての前向きに回答いただく決定のものです。		D－４	Ⅰ・Ⅱ	貴省回答では、現行法令上は入札手続は契約行為の一部であり、予算の執行に当たっては、会計年度前に行うことはできないとされているとあるが、 入札公告等の他の契約に関する手続きの事前の入札準備については、あくまでも、実施計画段階行為「契約」の準備行為であり、予算の執行には当たらないものと思われる。 そのように解して、実定法上の根拠を示されたい。地方自治法にも、「予算執行」に関する規定は、「会計年度」に属さないことを明記した規定があるはずである。 また、「予算執行」と「契約」とは、本来、別物であるため、予算成立の可否を伴う条件とすることしていますが、この点を含めても違法であるとされるのか。 第三に、「年度開始前に事請負等の契約を締結する必要があるものなど」とされていますが、「年度開始前に事請負等の契約を締結する必要があるものなど」とは、どのような事業を指すのか。 また、消費業務等の経常的な役務提供契約の締結等、年度当初に締結することが必要な契約が多くあるが、公共団体の実態に鑑み、年度当初の契約、随注が必要なものが多数にのぼることから、これを受け、年度開始前に事請負等の契約を締結する必要があるものなど」とされていますが、「年度開始前に事請負等の契約を締結する必要があるものなど」とは、どのような事業を指すのか。 また、債務負担行為を多用することにより、予算審議が形に陥ったり、財政硬直化したり、予算の適正執行などなどの指摘もあることから、「停止条件」を付した事前入札等によれば必要最小限のものにすることも要請されています。この点についての見解はいかがでしょうか。 以上につき、改めて国の見解を確認し、あわせて提案の趣旨を踏まえた規制緩和を求めるものです。	契約行為に係る現行規制を緩和することは、 競争原理の活性化・低コストの観点から、競争入札方式に変える。競争性、透明性を高められる。 工事の繰越期対策や早期発注を図る。業者にも多大なメリット。 これらを「債務負担行為」に依存することによる予算審議の形骸化、乱 判にも対応。 以上のメリットがあります。しかし、これに対する回答は、現行の解釈にとどまっています。現行制度とその運用の範囲では実施が困難と承知しているからこそ、特区制度を通じて提案させていただいているとこを理解ください。 とは言え、法律上、どこまで「契約行為」と見るかについては、実定法上不明確な点もあることから、今、この点の確認ならびに、改めて提案を申し述べます。 第一に、「本件における入札手続は、契約手続きの大部分であることから、当然に契約行為の一部と見なされるもの。当該年度の予算の執行などに行うことはできない」との回答について、実定法上の根拠をお示しください。地方自治法には、「予算執行」に関する規定は、「会計年度」に属さないことを明記した規定があるはずです。何が根拠となっているのでしょう。 第二に、提案主体は、「入札・契約行為とみなす規定が法令上で明記されていることを契約法事務所で明確にするため、予算成立の可否を伴う条件とすることしていますが、この点を含めても違法であるとされるのか。 第三に、「年度開始前に事請負等の契約を締結する必要があるものなど」とされていますが、「年度開始前に事請負等の契約を締結する必要があるものなど」とは、どのような事業を指すのか。 また、「債務負担行為を多用することにより、予算審議が形に陥ったり、財政硬直化したり、予算の適正執行などなどの指摘もあることから、「停止条件」を付した事前入札等によれば必要最小限のものにすることも要請されています。この点についての見解はいかがでしょうか。 以上につき、改めて国の見解を確認し、あわせて提案の趣旨を踏まえた規制緩和を求めるものです。			年度区分の説明は、「会計年度」は、毎年4月1日から翌年3月31日と定められており、予算については年度開始前に議会の議決を経なければならないとされている。また、債務負担行為など地方自治法が単年度主義の例外と認めたものについては、それぞれ議会の議決を必要としている。 以上より、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日と定められており、予算については年度開始前に議会の議決を経なければならないとされている。また、債務負担行為など地方自治法が単年度主義の例外と認めたものについては、それぞれ議会の議決を必要としている。 以上より、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日と定められており、予算については、議会の承認を得ない単年度主義の例外はなく、これは地方財務会計制度の根本に関わるものであり、本件における入札手続は、契約締結の大前提であることから、当然に契約行為の一部とされるため、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできないと言わざるを得ない。 会計年度独立の原則を踏まえた上で、財務事務をより合理化・効率化していくためには、財務会計制度に関する研究会を設置し、検討していきたいと考えている。	1214	12141020	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	総務省は、地方公共団体の入札公告手続き等、契約に至る事前準備は「予算執行」の範囲に含めるものとしているが、一連の契約前手続きを「予算執行」とみなす規制を改め、「予算執行」の対象を純粋な「契約」に限定することによって、入札等の契約事前手続きを年度開始前に行えるようにする。
総務省	0430420	早期完成を支援する弾力的補助金運用（特区）	地方自治法第２１２条、地方自治法施行令第１４５条、地方自治法施行規則第１５条の３	二会計年度以上にまたがる事業については、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、継続費として数年度にわたって支出をすることができる。 義務教育諸学校の建設にあたっては、国庫負担事業に係る地方負担額に対し、地方債を許可している。	C	Ⅰ・Ⅱ	継続費は翌年度以降の予算を拘束するものであり、会計年度独立の原則の例外として規定されているものの、継続費の年割額については、各年度ごとの歳入歳出予算に計上することになるものであり、これをもとに当該年度の事業量に応じた支出をすることになるものであり、事業量が年割額を超過する、もちろんもあるが、補正により、繰越費の総額及び年割額を増額し、年割額を下回るものであれば、次年繰越により、次年度以降の財政とするものである。 そもそも、事業を行った事実と会計は一致させる必要があり、年割額を超過させ、繰越すことは、上記の原理を生じさせてしまうものであり、また、国庫支出金又は地方債の額は、事業の出来高に応じることになるものであるので、決算上、繰越が生じてしまうものである。 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費については、国が経費の一部を負担しなければならないものであり、国庫負担金の交付の仕方に対応した地方負担、地方債措置となっている。したがって、国庫負担金の改善（地方公共団体の事業量に応じた国庫負担金の交付）により、まず、解決すべき問題である。	右の提案主体の意見による単年度会計主義と出来高清算主義のもとでの公共工事の実施に係る問題意識について、これが改善される方向で対応ができないか、再度検討し、回答されたい。	総務省におかれてもご承知のとおり、構造改革特区制度は、法制度を含む国の規制について、その特例措置を講じ、もって地方の自立改革を図ることを目的とするものです。従って、我々は、現行法制度やその解釈、運用の幅等を十分承知の上で、これによる規制の弊害を除去するため、その特例措置を求めています。 しかし、これまでに対する総務省の回答は、現行法の解釈、説明が中心で、当市提案の趣旨に十分答えていないように思われます。 単年度会計原則と、これにもとづく継続費運用の非効率さは、提案で述べさせていただいたとおりですが、問題は、今、当市を含む地方自治体がおかれている状況は、こうした行政の非効率が許されなくなっているということです。 ご承知のとおり、三位一体改革の進捗に、地方は行財政の自立を求められ、かつ税収、地方交付税等の大幅な減少減のもとでこれからの苦難社会を支えて行く責任を負っています。従来の行政運営手法の抜本的な見直しを行い、事務・事業の効率を画期的に高めていかなければなりませんな。 当市提案は、そのための取組みのひとつのものであり、総務省に対して法解釈を求めているものではありません。 継続費の運用、これにまつわる国庫補助制度の運用が、単年度会計原則と出来高清算主義のもとで大きなコスト上の口ロスを生み出し、また活用しにくいものとしていることは厳然たる事実です。反対に、使い勝手を良くし活用の道を広げれば、公共工事のコストと工期のロスを大きく改善できます。当市の提案を前向きに受け止めていただき、意義ある改革につながる回答を求めるものです。		C	Ⅰ・Ⅱ	貴省回答では、現行制度が提案内容の阻害になるのではないかとしているが、 提案主体が示す単年度会計主義と出来高清算主義のもとでの公共工事の実施に係る問題点について、貴省として何らかの改善のための措置を講ずることができないか、再度検討し、回答されたい。 併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方公共団体が発注する公共工事等の債務の履行を確保するためには、事業の出来高に応じて支払代金を拠出すべきであり、提案にあるような概算払のように事業の出来高を超えた代金を拠出することは、債務の履行が担保できないため、本提案を認めることはできない。 なお、当初定めた継続費の年割額は、補正予算や逓次繰越により変更することは可能であるため、早期に工事を完成させることについて現行制度が本提案の阻害になるものとは考えられない。			1211	12111020	埼玉県草加市	ふるさと学び舎・再生プロジェクト	提案主体である草加市からの御意見に対して、次のとおり回答する。 ①について　地方自治法第２３２条の４第２項及び第２３４条の２第１項を参照されたい。 ②について　現行制度の範囲内で出来高に応じた中間払等をすることは可能である。 ③及び④について　国庫補助金制度の運用として改善が図られるべきものである。 いずれにしても、国庫補助金制度等の運用の改善が図られることは、本提案は解決し得るものであり、再検討要請に対する回答のとおり、本提案の実現について継続費制度が阻害になるものではない。 会計年度独立の原則を踏まえた上で、財務事務をより合理化・効率化していかについては、財務会計制度に関する研究会を設置し、検討していきたいと考えている。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430430	継続費制度の活用と弾力運用	地方自治法第208条、第212条	C	Ⅰ・Ⅱ	地方公共団体においては、会計事務の適正性の確保かつ契約の履行の確保のため、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行った後に、当該記載部分又は既納部分に相当する金額のみを支払うべきであり、これらの手続を踏まずに着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払いとすることは、会計年度の適正性の確保又は契約の履行の確保が図れる（なることから、認められない。 2会計年度以上にわたる事業については、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、継続費として数年度にわたって支出することができる。	右の提案主体の意見による単年度会計主義と出来高清算主義のもとでの公共工事の実施に係る問題意識について、これが改善される方向で対応ができないか、再度検討し、回答されたい。	総務省におかれてもご承知のとおり、構造改革特区制度は、法制度を含む国の規制について、その特例措置を講じ、もって地方の自立改革に資することを目的とするものです。従って、我々は、現行法制度やその解釈、運用の幅等を十分承知の上で、これによる規制の弊害を除去するため、その特例措置を求めています。 しかし、これに対する総務省の回答は、現行法の解釈、説明が中心で、当市提案の趣旨に答えられていません。 単年度会計原則と、これにもとづく継続費運用の非効率さは、提案で述べさせていただいたとおりですが、問題は、今、当市を含む地方自治体がおかれている状況は、こうした行政の非効率が許されなくなっているということです。 ご承知のとおり、三位一体改革の過程で、地方は行財政の自立を求められ、かつ税収、地方交付税等の大幅な縮八減のもとでこれからの高齢社会を支えて行く責任を負っています。従来の行政運営手法の抜本的な見直しを行い、事務・事業の効率を画期的に高めていかなければならないのです。 当市提案は、そのための取組みについてのものであり、総務省に対して法解釈を求めているものではありません。 継続費の運用が、出来高精算主義のもとで大きなコスト上の ロスを生み出し、使い勝手を悪くして活用の道を狭めていることは厳然たる事実です。反対に、使い勝手を良くして活用の道を広げれば、公共工事のコストと工期のロスを大き（改善できます。これをどうするか、当市の提案を前向きに受け止めていただき、意義ある改革につながる回答を求めるものです。	C	Ⅰ・Ⅱ	地方公共団体が発注する公共工事等の債務の履行を確保するためには、事業の出来高に応じて支払代金を拠出すべきであり、提案にあるような概算払のように事業の出来高を超えた代金を拠出することは、債務の履行が担保できないため、本提案を認めることはできない。 なお、当初定めた継続費の年割額は、補正予算や遅次繰越により変更することは可能であるため、早期に工事を完成させることについて現行制度が本提案の阻害になるものとは考えられない。	貴省回答では、現行制度が提案内容の阻害になるものではないということであるが、 提案主体が示す単年度会計主義と出来高清算主義のもとでの公共工事の実施に係る問題点について、貴省として何らかの改善のための措置を講ずることができないか、再度検討し、回答されたい。 併せて右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	Ⅰ・Ⅱ	提案主体である草加市からの御意見に対して、次のとおり回答する。 ①について　地方自治法第232条の4第2項及び第234条の2第1項を参照されたい。 ②について　国庫補助金制度の運用として改善が図られるべきものである。 ③について　年度を超える場合に限ってのみを述べている訳ではなく、地方公共団体の支出について、全部又は一部の債務の履行を確認した後に行われるべきものとの考えを述べたものである。 ④について　地方財務会計制度については不断に点検を加え、改善に向け努力をすべきものと考えている。 ⑤について　国庫補助金制度の運用として改善が図られるべきものである。 ⑥について　継続費制度が本提案の阻害要因となるものではないため、特段のコメントはない。 いずれにしても、国庫補助金制度等の運用の改善が図られることにより、本提案は解決し得るものであり、再検討要請に対する回答のとおり、本提案の実現について継続費制度が阻害になるものではない。 会計年度独立の原則を踏まえた上で、財務事務をどう合理化・効率化していくかについては、財務会計制度に関する研究会を設置し、検討していきたいと考えている。	1214	12141010	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	継続費について次の改善を提案する。 Ⅰ　各年度ごとの出来高精算方式を廃止し、着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払いとする。 ⅱ　同時に、国は地方への補助事業に対する単年度優先主義を改め、継続事業の活用に道を広げる。
総務省	0430440	予算単年度主義の廃止	地方自治法第208条、第210条、第211条第2項、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第220条及び第233条	C	Ⅰ	会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものであり、これらの規定の大部分を条例に委ねることはできない。 なお、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、その動方向について検討を進めることとしている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	国において複数年度予算のモデル事業の実施が可能であれば、経済財政諮問会議の趣旨を踏まえ、地方において実施することは可能であり、まさに特区の趣旨に適うものと考える。		C	Ⅰ	国におけるモデル事業は、あくまでも会計年度独立の原則を堅持したうえで、国庫債務負担行為等の活用により複数年度にわたる予算執行を試みるものである。全く同様の試みは地方公共団体においても債務負担行為や繰越明許費の制度を活用することにより対応できるところであって、既に制度上可能となっているものである。		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C	Ⅰ・Ⅱ	地方自治法第１条の２に、「地方公共団体は、国と相互に対等な関係を保つ」とあるとおり、地方公共団体の財政運営は、国の財政運営に対する制約を受けるものであってはならない。 また、地方自治法第２条第１項に、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、国の法令に違反してはならない。」と規定されているとおり、地方公共団体の財政運営は、国の法令に違反してはならない。 したがって、地方公共団体の財政運営は、国の法令に違反しない限り、地方公共団体の自主的な判断に委ねられるものであり、国の法令に違反しない限り、地方公共団体の財政運営に対する制約があってはならないものである。 なお、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、その動方向について検討を進めることとしている。 国の検討状況を踏まえた検討を進めるとのことであるが、国の動向を待つことなく、地方自治法上の財務に関する規定の見直しを早期に行うべきであり、地方公共団体の財政運営に対する制約があってはならないものである。 また、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、その動方向について検討を進めるとのことであるが、国の動向を待つことなく、地方自治法上の財務に関する規定の見直しを早期に行うべきであり、地方公共団体の財政運営に対する制約があってはならないものである。	1518	15181040	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める」に改正し、同法第210条に（又は条例の定めるところにより、会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。）を加え、同法第211条第2項中「政令で定める」を「条例で定める」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除く（ほか」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「」を「市町村の条例で定める」に改める。
総務省	0430450	非常勤嘱託員に特別税務手当を付与	地方税法第1条3号、第291条第1項、第329条第1項	C D－1	質問検査及び督促状の発出は、徴税吏員（道府県知事若しくはその委任を受けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員をいう。）が行うことされている。	徴税吏員の職務権限は、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含むものであることから、その重要性に鑑み、地方自治法第172条の「吏員」であることが要求されているところであり、質問検査及び督促状の発出を吏員ではない非常勤嘱託員が行うことは出来ない。-C ただし、督促状の発出については、具体的な督促状の封入・発送作業などは補助的な業務であり、徴収嘱託員が行うことは問題はないと考える。-D-1	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	残念ながら総務省一次回答は、周知の現行法制度解釈に過ぎず、当市の提案に対する回答となっていないものと言わざるを得ません。 三位一体改革を通じて、地方は財源面での自立を求められています。受益と負担の関係が明確にならば、より一層公平な税負担を市民に求める必要があり、かつこれに要する「徴税コスト」も意識しなければなりません。当市に限らず、国、都道府県、市町村それぞれに税、保険・年金等の徴収に関わる問題を抱える中で、その徴収体制の抜本的な見直し、強化が必要なことは共通するところでありましょう。その際、現行の「徴税吏員制度」に固執した方法で対応することが、この問題の前進につながることは思われません。その事務を担う戦力に非常勤嘱託員を加えることは、その前進をはかる契機となると考えるものです。 非常勤嘱託員といえども、勤務における地方公務員に課せられた職務上の責務を負うもので、かつその職務に専門性を伴ないやすい性格を持ちます。市町村の場合、その可効果、あるいは職員の絶対数の面からも専門職としての徴税吏員「常勤職員」を数多（抱えることは困難です。一定の訓練、経験を経た非常勤嘱託員をこの職務に当てることができれば、徴収体制の強化はもとより、地域の雇用、所得向上政策にも貢献することができるでしょう。報酬への歩合制導入等、徴収率向上へのインセンティブ導入もはかりやすくなります。 国、地方とも、厳しい財政状況のもとで高齢社会を支える努力を必死に行い、その中で構造改革への取組みを進めています。特区制度もその一環であり、当市もこれに真剣に応えるべく提案を行っています。総務省においては、これに応え、提案を改革に前向きに生かす視点から、改めて真剣な検討と具体的な回答を求めるものです。	C D－1		現行法制度の解釈の問題ではなく、そもそも質問検査は、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含む、強力な公権力の行使であることから、更員ではない非常勤嘱託員が行うことは適切ではない。 また、督促状の発出については、先に回答したとおり、具体的な作業を非常勤嘱託員が行うことは問題はない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	さる8月3日、内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革・民間開放推進会議」が中間取りまとめを発表しました。ここで、給付、徴収業務について、「基本的には給付基準・税率等に基づき機械的に決定される処理であり、民間開放が可能」とされました。 経済諮問機関の中間報告とはいえ、税等の徴収活動が民間開放の対象として検討対象上にのぼることは、見通しすこしのぞきない問題であり、そのことは、国、地方を含めて、従来「更員」として所属してきた様々な要部業務が、その実施主体の問題を含めて、抜本的な見直しを迫られていることの表れと思われます。 徴税事務に関して、民間開放が妥当かどうかは別としても、そこに至る前に、現行の体制見直し、再構築をはかる必要があると思われます。当提案は、従来、更員のみで対応してきたこの分野について、一定の制限を設けつつ、市長が任命した「特別徴税更員」がその事務を行うことを可能とするものであり、あくまで現行を補完するものとして想定しています。その点では、現実的提案として受け止めていただきたいと思います。 特別徴税更員は、相応の知識、見識を有する者に、一定の訓練と資格考課を経て「特別徴税更員」に任命されます。、個人所之を既（徴収業務に従事させることを想定しています。地方税法上の制約が緩和できれば、実際に当ちせる事務は、様々なものが想定できます。例えば督促状の発出業務については、 ① 電算による消込日現在の未納者に対する督促状の作成 ② 消込後、発送日までに納付されたかの督促状抜取り作業 ③ 税額更生分等の確認及び抜取り事務 ④ 収納管理情報の確認 ⑤ 督促状発出作業の補助 ⑥ 督促状作成、封入、郵便局への送付 以上の事務があり、この業務を分担することが可能となれば、業務軽減はかなり拡大できます。また質問検査については、立入り検査等、強力な公権力行使に該当するものでなく、一般的な納付関係の範囲を想定しています。 この提案の実現は、当市の徴税業務の効率化につながると同時に、当該事務執行のあり方そのものを行政として再構築して行く契機となるのと考えられるこから、あらためて、その実現に前向きな検討をお願いするものです。	1214	12141050	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	督促状の発出については、貴市があげている具体的な作業を、非常勤嘱託員が分担して行うことは問題はない。 質問検査については、公権力の行使を伴う行為は、更員ではない非常勤嘱託員が行うことは適切ではないが、貴市が想定している一般的な納付関係については、非常勤嘱託員が行うことは問題はない。
総務省	0430460	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制緩和	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3	C	Ⅰ・Ⅱ	○　国と地方公共団体間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められている（地方財政法参照）。 ○　地方財政再建促進特別措置法に基づく寄附制限は、国と地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国から地方公共団体への負担の転嫁を防止するための措置であり、規制とは趣旨が異なるとともに、一定期間後の全国展開を前提にしている特区制度における規制改革には、馴染まない。 ○　また、学部・学科を設置し、学生に教育を行うことは、国立大学法人の最も本来的な業務であり、当該業務に要する経費は国立大学法人、ひいては運営交付金や施設費を支出する国が負担すべき経費である、このような経費に対して寄附を認めれば、国と地方公共団体間の財政秩序が大き（乱れるおそれがある。 ○　なお、Ｈ14年度に、国立大学法人における研究開発等の実施に要する経費については、国立大学法人で通常行われる研究開発等と認められる部分を除き、一定の要件のもとに、地方公共団体が負担できるよう措置を講じたところである。	国と地方の財政秩序の維持は図りつつも、地域の活性化のため必要不可欠である場合であって、自発的寄附の名目による国から地方公共団体への負担の転嫁が防止される場合等において、地方議会の議決を得なくて地域の総意に基づく寄付等については、例外として法による制限の解除を行うことができないか、再度検討し、回答されたい。			C	Ⅰ・Ⅱ	○　国と地方団体の間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められ、その負担区分に応じ、適正な財源配分が行われているところ。したがって、この負担区分を超えて負担を行うことは、国と地方団体の間の財政秩序を乱すことにつながるもの（地方財政法等参照）。 ○　しかしながら、国が、本来自己の負担すべき経費について自発的寄附として地方団体にその負担を転嫁したり、地方団体が国等の機関や施設等を誘致するために国が負担すべき経費を自ら進んで拠出したりする事例が後を絶たなかったため、国と地方団体の間の財政秩序を維持する観点から、法令上地方団体に本来支出義務のない国等に対する出捐行為について、原則禁止することとしたもの。 ○　国が本来負担すべき経費に係る支出の是非を地方団体の判断に委ねることとした場合、議会の議決を必要としても、誘致に係る競争が生じる等により、国と地方団体の間の財政秩序が乱れるおそれが大きい。	貴省回答では、国が本来負担すべき経費の支出の是非を地方公共団体の判断に委ねることとすれば、国と地方の財政秩序が乱れるおそれが大きいとのことであるが、 あくまでも国が主導する国所管の事業に対し地方団体が協力・支援するという観点から、提案が実現できないかを、再度検討し、回答されたい。	貴省回答では、国が本来負担すべき経費の支出の是非を地方公共団体の判断に委ねることとすれば、国と地方の財政秩序が乱れるおそれが大きいとのことであるが、 あくまでも国が主導する国所管の事業に対し地方団体が協力・支援するという観点から、提案が実現できないかを、再度検討し、回答されたい。		C	Ⅰ・Ⅱ	○　国と地方団体の間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められ、その負担区分に応じ、適正な財源配分が行われているところ。したがって、この負担区分を超えて負担を行うことは、国と地方団体の間の財政秩序を乱すことにつながるもの（地方財政法等参照）。 ○　しかしながら、国が、本来自己の負担すべき経費について自発的寄附として地方団体にその負担を転嫁したり、地方団体が国等の機関や施設等を誘致するために国が負担すべき経費を自ら進んで拠出したりする事例が後を絶たなかったため、国と地方団体の間の財政秩序を維持する観点から、法令上地方団体に本来支出義務のない国等に対する出捐行為について、原則禁止することとしたもの。 ○　学部・学科を設置し、学生に教育を行うことは、国立大学法人の最も本来的な業務であり、当該業務に要する経費は国立大学法人、ひいては運営交付金や施設費を支出する国が負担すべき経費である、このような経費に対する出捐行為は、国と地方団体間の財政秩序を大き（乱すおそれがある。	1324	13241010	東京都足立区	アート・テクノロジー新都心計画	廃校校舎および校庭、設備等を国立大学法人（東京藝術大学）に対し無償で貸与、または譲渡するため、地域再生区域においては、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。
総務省	0430470	地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出制限の緩和	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3	C	Ⅰ・Ⅱ	○　国と地方公共団体間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められている（地方財政法参照）。 ○　地方財政再建促進特別措置法に基づく寄附制限は、国と地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国から地方公共団体への負担の転嫁を防止するための措置であり、規制とは趣旨が異なるとともに、一定期間後の全国展開を前提にしている特区制度における規制改革には、馴染まない。 ○　また、学部・学科を設置し、学生に教育を行うことは、国立大学法人の最も本来的な業務であり、当該業務に要する経費は国立大学法人、ひいては運営交付金や施設費を支出する国が負担すべき経費である、このような経費に対して寄附を認めれば、国と地方公共団体間の財政秩序が大き（乱れるおそれがある。 ○　なお、Ｈ14年度に、国立大学法人における研究開発等の実施に要する経費については、国立大学法人で通常行われる研究開発等と認められる部分を除き、一定の要件のもとに、地方公共団体が負担できるよう措置を講じたところである。	国と地方の財政秩序の維持は図りつつも、地域の活性化のため必要不可欠である場合であって、自発的寄附の名目による国から地方公共団体への負担の転嫁が防止される場合等において、地方議会の議決を得なくて地域の総意に基づく寄付等については、例外として法による制限の解除を行うことができないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	○本提案は、全国規模の規制改革要望として提出したものであり、特区制度における規制改革として提案したものではない。平成14年度の国立大学法人への寄附規制において、特区提案を受けて、一律に規制緩和措置が講じられたことから、その延長線上の措置として提案しているものである。 ○本提案では、国立大学法人に対する寄附金等については、地方公共団体からの要請に基づく場合に限定しており、自発的寄附の名目による国から地方公共団体への負担転嫁には当たらないものと考える。また、国（国立大学法人）と地方公共団体間の財政秩序は、国立大学法人と地方公共団体との間における設定時始や、地方公共団体の議会議決等を経ることにより、地方公共団体の意思を明確にすることから、十分に保障することは可能である。また、道路法第50条に基づく（国道の新設等、河川法第60条に基づく一級河川管理、海岸法第26条に基づく（海岸保全施設の新設等、砂防法第14条に基づく（砂防工事等、地すべり等防止法第28条に基づく（地すべり防止工事、港湾法第52条に基づく（港湾工事、森林法第46条に基づく（治山事業、土地改良法第93条に基づく（国営土地改良事業など、一定のルールに基づき、国の事業に対して地方公共団体が負担を行う、円滑な事業の推進が図られている事例もある。このように、国と地方公共団体が財政秩序を保ちつつ、互いに連携しながら事業を行う例は多く、本提案の場合についても、同様に秩序の維持は可能であると考えられる。 ○国立大学法人は、教育、研究等の本来的な業務を通して、またその一環として、広く地域社会の発展に貢献している。地域の発展にとって、国立大学法人の行う諸活動によるところが大きく、とりわけ、学部学科等の機能は、地域の人材育成、供給の役割はもとより、地域産業の高度化、リカレント教育に代表される生涯学習機会の提供など、幅広（地域の発展に貢献するものである。従って、平成14年度に研究開発等について一定の要件の下に地方公共団体の寄附の支出制限を緩和したことと同様に、国立大学法人の学部学科設置に対する地方公共団体からの寄附制限を、地域の要請に基づく場合に限り緩和すべきものと考える。	C	Ⅰ・Ⅱ	○　国と地方団体の間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められ、その負担区分に応じ、適正な財源配分が行われているところ。したがって、この負担区分を超えて負担を行うことは、国と地方団体の間の財政秩序を乱すことにつながるもの（地方財政法等参照）。 ○　しかしながら、国が、本来自己の負担すべき経費について自発的寄附として地方団体にその負担を転嫁したり、地方団体が国等の機関や施設等を誘致するために国が負担すべき経費を自ら進んで拠出したりする事例が後を絶たなかったため、国と地方団体の間の財政秩序を維持する観点から、法令上地方団体に本来支出義務のない国等に対する出捐行為について、原則禁止することとしたもの。 ○　国が本来負担すべき経費に係る支出の是非を地方団体の判断に委ねることとした場合、議会の議決を必要としても、誘致に係る競争が生じる等により、国と地方団体の間の財政秩序が乱れるおそれが大きい。 ○　また、二指摘の直接事業に係る負担金は、地域が受ける具体的な利益等を踏まえ、地方団体が本来負担すべきものとして、各省所管の法律において規定されている以上、地方財政再建促進特別措置法における支出禁止の対象とはされていないことろ。	貴省回答では、国が本来負担すべき経費の支出の是非を地方公共団体の判断に委ねることとすれば、国と地方の財政秩序が乱れるおそれが大きいとのことであるが、 あくまでも国が主導する国所管の事業に対し地方団体が協力・支援するという観点から、提案が実現できないか、併せて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	○現在の大学改革は、国立、公立、私立を問わず競争的環境の下で、個性豊かで国際競争力のある大学づくりをめざすものである。改革の中では、大学の地域貢献や大学と地域の連携が重要なテーマの１つとなっている。また、全国の地方公共団体においても、大学が地域の人材育成や産業振興、生涯学習機会やリカレント教育の提供など、地域のまちづくりの推進に重要な役割を果たすものであることから、地方公共団体は多額の経費を負担し、私大の政策や公立大学の設置運営に積極的に取り組んでいるところである。 ○現在、地域において大学の実現を目指す場合、学部法人が自ら設置する場合を除き、公立大学を設置するか、私立大学を設置・誘致（公設民営・公私協力方式で経費を負担）する方法がある。現状では、国立大学への寄附の運が開かれていない以上、上記のいずれかの方法によらなければ実現することは困難である。 ○しかし、規制緩和により、地域における国立大学に新たに学部学科を設置することは、大学の地域貢献の趣旨に合うものであり、学部学科設置により教育・研究が充実されれば、地域の振興にも大きな役割を果たすものである。提案にあるように、地域がその必要性を認め、地方公共団体からの要請に基づき、国と地方の秩序を図るなかで、地方公共団体から寄附金等を支出し、国立大学に新たな学部学科が設置されるとすれば、地域にとっても、また国立大学にとっても相乗効果をもたらすものである。 ○両回答にある「誘致」に係る競争が生じる等により、国と地方公共団体の間の財政秩序が乱れるおそれ」については、国立大学における学部学科の設置は、本来、国立大学法人が、関係省庁の協議等を踏まえ、国立大学の持つ使命や各大学自らの経緯・計画に照らしながら行われるものであり、地方公共団体による誘致、とりわけ寄附金等の多寡により決まる性質のものではないとされ、そもそも地方団体が、学部・学科の設置に当たり、国立大学法人に対して本来支出義務のない出捐行為を行う必要性はないと考えられる。また、「誘致競争により財政秩序が乱れるものとは考えていない」ことにつてあが、過去、国立大学・国立大学の学部の誘致に当たり、地方団体による用地の無償貸与等が問題となった事例がある。	1214	12141060	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	地方財政再建促進特別措置法第２４条第２項により制限されている地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出について、地方公共団体から国立大学法人の新たに学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から国立大学法人に寄附金等を支出することを認める。
総務省	0430480	「外国大学の日本校の設定とそれに伴う法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税等の特例」	地方税法第25条、第72条の5、第73条の4、第348条第2項第9号、第701条の34第1項、第2項及び第3項第3号、第702条の2第2項地方税法施行令第56条の22	E	Ⅰ	単に税の減免や特例措置を求めるものである。	日本の大学に対する減免措置とのイコールフィッティングの観点から、提案の内容が実現できないか、再度検討し、回答されたい。			E	Ⅰ	当要望は単に税の減免や特例措置を求めるものであり、要望として不適当である。 なお、まずは学校法人との整理を行うべきものと思量する。	文部科学省の回答では、 「平成16年度中に外国大学の日本校を卒業した者を我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとして認め、大学院入学資格を付与するなど我が国の教育制度と接続するための措置を講じる予定」とあるが、 これについて文部科学省における結論が得られた後、提案の実現に向け検討できないか、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C	Ⅰ	構造改革特別区域基本方針において、従来型の財政措置は講じないこととされており、構造改革特区の要望として不適切である、いずれにしても、日本の学校法人と同様に公共性を担保する仕組みがとられることが前提でないと、課税上の取扱いを模並びにすることを検討の対象とすることはできない。	1366	13661040	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	外国大学日本校は学校法人が運営する学校でないため、法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、住民税、事業所税などの優遇措置が適用されない。優遇措置を受けるためには、日本の学校として学校法人設立の条件を満たして認可を受け、さらに大学設置基準に従い設置認可を受けなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として「誘致準予備用」認可されることは、外国大学がその特徴をウリ＆主力にし

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430490	地方財政法第27条の2の規制緩和	・地方財政法第27条の2 ・地方財政法施行令第16条の2 ・市町村の合併の特例に関する法律第11条の2	国・都道府県の行う大規模かつ広域にわたる道路・砂防等の建設事業等について、国と都道府県との負担において事業を行い、市町村より負担金を徴収してはならない。	C	I	国・都道府県が行う道路等の公共事業は、単に一地域の利益を中心にして行われるよりも、むしろ国の産業経済政策の推進や国土保全の見地から、国家的規模において国の樹立する長期的全体計画に基づいて行われるものが多い。 本条は、市町村に対して不当な負担を課すことを防ぐのみならず、負担金の多寡を理由に事業の優先順位を決めるといった、本来あるべき計画的な整備の在り方をゆがめる事態が生じることのないようにする趣旨で設けられているものである。 申請のような特区を認めることとした場合、本条による財政秩序そのものを危うく、結果として他の団体にも悪影響（拠出金の事実上の強制等）を及ぼすおそれがあることから、これを認めることは適切ではない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	当市提案についての担当省見解については、以下の理由により、到底納得できるものではなく、提案に係る道路整備が市民の悲願であるということを真剣に受け止めていただいて、一層のご検討を強くお願いしたい。 1.『国家的規模において、国の樹立する長期的全体計画に基づいて行われる計画』について『計画的な整備のあり方をゆがめる』おそれがある旨のご指摘については、“道路整備を推進することが決定済み”又は“いずれ整備することが客観的に十分定かな計画である”場合には、市の資金の投入により、当該地域と別の地域との計画の間でゆがみが生じるものではない。『当該地域の整備が加速されるかどうかという問題である』したがって、当市提案の条件については、整備の方向が明らかにされている案件であり、ご指摘のような他地域との間で整備のゆがみが生じるものではない。 2.“拠出金の事実上の強制”のご指摘については、技術的な問題であり、必要があるとしても、強制とならないための担保の仕組みの工夫の問題である。また、拠出することで道路整備を促進したいと自主的に判断される自治体があるのであれば、そうさせてあげることの何がいけないのか。 それ以前に、この地方分権かつ透明手続きの時代に、自治体の意思に反して拠出を事実上にしろ強制される自治体があるとは考えようにいが、どのようなケースを想定されておられるのか、むしろ問いたい。 3.当市としては、『特区』の提案をさせていただいており、その点、必ずしも全国に影響が及ぶものではないと考えている。（なお、特区性を一層明確にするための条件整理が必要であれば、引き続き十分検討したい）	C	I	国家的規模において整備する道路計画は、当該団体の財源の多寡を理由に進められるべきものではなく、利益を甘受する住民・当該地方公共団体にとって可能な限り公正・平等に進められるべきものである。 貴市提案の特区を認めることとした場合、財政力の高い団体から優先的に道路整備を行うことになりかねず、計画的な整備のあり方を歪めることになっかねるおそれがある。 そのような不平等を生じさせないためにも、本条により、市町村に対して不当な負担を課すことを防ぐ、国や都道府県の責任において道路整備を行うこととしている。 なお、貴市提案では、「合併特例債による調達資金」を「事業主体に貸付ける」とし、合併特例債を転貸債として活用することを念頭においているように見受けられるが、転貸債であれば、交付税措置を講ずることは考えられない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	今回の特区提案は、「道路整備を推進することが『事実上』決定済み」である場合において、市の資金を先行的に投入することにより、決定済みの道路整備を加速していただくことを目的としているが、これにより、 ①国家的規模において整備する道路計画に関する国の支出のあり方に、一切の変更・歪みを生じさせるものではない（国におかれては、国の道路整備計画に沿って支出をされる。当方は、このことの変更をお願いするものではない。）、 ②他に計画されている道路整備には、一切影響を与えるものではない、 ものである。 したがって、財政力の高い団体の道路整備が結果として先んじられることにより、他に予定されている道路計画が遅れるということであれば、“計画的な整備のあり方を歪める”ものであり、問題であると理解できるが、今回の提案のように、国の道路整備要望出計画・体系や他に予定されている道路整備計画一切影響を及ぼさないとの前提の上で、当該自治体の自主的かつ一時的な負担により当該道路整備を“加速する”ことの、どこが公正さや平等を不当に損なうことになるのか、他団体に迷惑をかける、他団体の利益を損なう、ということであれば問題だが、そうさせないことを大前提に、自助の努力による真摯な行為が不当とされることは、地方の自助の精神が重んじられるべき地方自立の動きの中で、到底理解できるものでない。なお、交付税措置については、特例債相当の充当を求めるものではなく、自治体に最終的な負担が課せられることのない程度（利息相当）さえ手当していただければ十分であると望むものである。提案に係る道路が、一日も早く整備されることが市民の悲願であり、市をあげての優先課題であることを、是非とも真剣に受け止めていただいて、なお一層のご検討をお願いしたい。	C	I	国家的規模において整備する道路計画は、当該団体の財源の多寡を理由に進められるべきものではなく、利益を甘受する住民・当該地方公共団体にとって可能な限り公正・平等に進められるべきものである。 貴市提案の特区を認めることとした場合、財政力の高い団体から優先的に道路整備を行うことになりかねず、計画的な整備のあり方を歪めることになっかねるおそれがある。 そのような不平等を生じさせないためにも、本条により、市町村に対して不当な負担を課すことを防ぐ、国や都道府県の責任において道路整備を行うこととしている。 なお、貴市提案では、「合併特例債による調達資金」を「事業主体に貸付ける」とし、合併特例債を転貸債として活用することを念頭においているように見受けられるが、転貸債であれば、交付税措置を講ずることは考えられない。	1379	13791010	京丹後市	市民参加による幹線道路整備促進構想～みんなの道路。「つくってほしい」から「みんなでつくろう」へ～	国や都道府県などが整備する道路について、市町村が望めば市町村の財源を当該事業に投入することができるようにする。
総務省	0430500	合併後の地域自治組織への戸籍管掌、外国人登録手続事務の継続、及び社会福祉協議会の設置の権限等の付与	地方自治法代202条の4 市町村の合併の特例に関する法律第5条の15 戸籍法第4条 外国人登録法第3条 社会福祉法第109条	市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。また、合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所の長と兼ねることができる。	D-1	—	①②の事務については、市町村長の権限に属する事務であるが、地域自治区を設け、①②の事務を地域自治区に分掌させる方法により又は合併特例区及び当該区域に支所若くしは出張所を設け、①②の事務を当該支所若しくは出張所に分掌させる方法により、現行の制度でも対応が可能である	本提案は、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。 この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			D-1	—	前回回答と同旨。							1449	14491010	地方公共団体	スムーズ合併・政令指定都市移行事務特区構想	合併・政令指定都市移行を目指す本地域において、本市区域は一つの行政区になることが予定されている。行政区においては：戸籍管掌、ﾊ外国人登録手続事務、及びﾆ社会福祉協議会の設置、についてその権限が与えられるが、合併後から政令指定都市移行までの期間は一時的にその権限を安い、事務の煩一をせざるを得ない。 合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すために、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ新迄の政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。
総務省	0430510	市町村財政自立特区	地方財政法第5条の3、第33条の7、地方財政法施行令第17条の3	＜平成17年度まで＞地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得なくてはならない。 ＜平成18年度以降＞地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。 ※都道府県知事による起債許可（協議）に係る事務は、地方自治法上の法定受託事務である。	c	—	許可（平成18年度以降は同意）された地方債（交付税措置のない民間資金債を含む。）の元利償還金については、各年度の地方財政計画に計上され、償還財源が確保されるよう仕組みになっており、これにより地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等が図られている。 国により財源保障を行うためには一定の関与が必要であり、個々の地方公共団体が協議等なしに地方債を発行する場合には、このような国による財源保障を行うことはできなくなる。また、財源保障は、地方財政計画を通じてマクロで行っているものであるため、一部の地方公共団体が発行した地方債の元利償還金を地方財政計画に計上しないこととすると、その影響は全ての地方公共団体に波及し、財源保障機能に支障が生じることとなる。 なお、地方分権推進委員会勧告を踏まえ、地方分権推進一括法により、平成18年度以降、現行の許可制から協議制へ移行することとされたところであるが、これは、関与を必要最小限とすることにより、地方公共団体の自主性をより高めようとしたものである。	本提案は、市町村が交付税措置のない民間資金債を起債する場合において、都道府県の関与（許可・協議）を廃止し市町村の自主的な判断により起債できることとし、その後年度負担等についても当該市町村の自己責任に委ねようとするものである。 これについては地方議会の議決を経ることや損害金を手続を行うことしており、市町村の財政運営上の自立性の確保と財政の健全化の必要性の観点から、提案の内容が実現できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方分権を推進する観点から、市町村の起こす地方債の全てに国及び県が関与する必要はないと考える。 地方債の一部ではあるが、交付税措置の無い民間資金債については、市町村の判断と責任に任せた方が市町村財政の自立につながるものと考える。国や県が全ての地方債に関与してきたことが、かえって責任の所在を不明確にし、市町村財政を現在のような危機的な状況にしたのではないか。 地方財政計画についても、市町村が起こした地方債の償還金を全て把握する必要はなく、市町村が起債の一部を自主的な判断で起こすことに本質的な不都合はないものと考える。 なお、平成18年度から起債が協議制に移行するが、協議制の下では、いわゆる「不同意債」（知事の同意が協議において得られなった起債であり、公的資金を借りられず、元利償還金が地方財政計画に算入されないもの）が制度上認められており、その元利償還金は地方財政計画に計上されることとされている。 今回の特区申請は、言えば、この不同意債を、知事協議を行わず、地方財政法第5条（地方債の制限：対象経費を規定）に基づき、市町村が自主的に起こすことができることとするものであり、不同意債が制度上認められるのであれば、地方財政計画にその元利償還金を把握し、計上できないことをもって、知事の関与（許可、協議）を不要とすることを否定できないのではないか。	C	協議制においては、不同意債が制度上認められているところであるが、同意債、不同意債の線引をするためには、市町村が都道府県に協議することが必要となる。 同意（許可）債については、その元利償還金を地方財政計画に計上し、財源保障を行うものであるが、都道府県の市町村に対する関与を廃止することなると、財源保障ができなくなる。	貴省回答では、18年度以降の協議制においては、地方財政計画に算入されない不同意債が存在することなるとのことであるが、その場合に協議を不要とすることができる場合の具体的な内容はいかに。 また、17年度までの許可制においても、これと同等の債務を請求することにより、提案の内容が実現できないか。 これらの点及び右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案は、市町村が交付税措置のない民間資金債を起債する場合には議会の議決を経た上で、当該市町村の自己責任により起債するものであり、地方分権時代においてはこうした市町村の自主性を尊重すべきである。また、交付税措置のない民間資金債に至るまでするべての起債に国・県が関与し、その起債償還金を地方財政計画を通じて財源保障する必要はなく、自治体が自ら財源を確保して財政運営の自立性を確保し、財政の健全化を図ることを認めるべきである。	C	提案にある「交付税措置のない民間資金債」とは、個別の地方団体の地方交付税の算定において、明示的に基準財政需要額に算入されない民間資金債のことを指しているものと考えられが、このような地方債を含め、許可（平成18年度以降は同意）された地方債の元利償還金については、各年度の地方財政計画に計上され、償還財源が確保される仕組みになっており、これにより地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等が図られている。 国により財源保障を行うためには一定の関与が必要であり、個々の地方公共団体が協議等なしに地方債を発行する場合には、このような国による財源保障を行うことはできなくなる。また、財源保障は、地方財政計画を通じてマクロで行っているものであるため、一部の地方公共団体が発行した地方債の元利償還金を地方財政計画に計上しないこととすると、その影響は全ての地方公共団体に波及し、財源保障機能に支障が生じることとなる。 地方財政計画を通じて行う財源保障は、地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障するものであり、個別の地方団体の意向により行うか否かについて決めるべきものではない。 なお、地方分権推進委員会勧告を踏まえ、地方分権推進一括法により、平成18年度以降、現行の許可制から協議制へ移行することとされたところであるが、これは、関与を必要最小限とすることにより、地方公共団体の自主性をより高めようとしたものである。 協議制においては不同意債が制度的に認められることとなるが、同意債、不同意債の区分は、市町村が都道府県と協議するというプロセスを経て決まるものである。	1463	14631010	鳥取県	市町村財政自立特区	市町村が地方財政法に基づき、交付税措置のない民間資金で地方債を起こす場合、県の関与（許可、同意）を不要とする。
総務省	0430520	監査委員定数自由化特区	地方自治法第195条第2項、第196条第1項	監査委員の定数は、都道府県及び政令市は4人、市は2人又は3人町村は2人。 そのうち、議員選出委員は都道府県及び政令市は2人又は1人、市町村は1人。	C	I	監査委員の構成については種々の経緯があるところであり、ご指摘の点を踏まえ、第28次地方制度調査会における議論を経た上で結論を得たい。	貴省回答では、監査委員の構成についての種々の経緯があるとのことであるが、 また、監査委員の定数の上限を自治体の種類ごとに法に規定する必要性について明らかにするとともに、 現在、監査委員の構成について問題点として検討されている内容を示されたい。 また、第28次地方制度調査会における議論を経た上で結論を得たいとあるが、提案内容について、特区で先行して実施できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「監査委員の構成については種々の経緯がある」との回答であるが、いかなる制度もその成立には様々な要因、背景があり、幾多の改正を経て現行制度となっているものであり、「種々の経緯がある」のは当然のことである。この現行制度上の問題点や課題を地域の実情に応じて解決する手法が構造改革特区であると認識している。したがって「種々の経緯がある」という理由で特区での対応不可能との回答は承服できないものであり、再度の御検討をお願いしたい。また、地方制度調査会における議論を待つのではなく、貴省において主体的に御検討いただきたい。		C	I	監査委員制度は、地方公共団体の行政の適正性及び妥当性を担保するための極めて重要な制度であり、その枠組みは法律で定められるべきものである。この場合において、その定義は、監査の公正な執行、組織的な執行といった観点からどのような機関（識見委員、議員選出委員のどちらに重点を置くのか等）にすべきかの観点、ついては監査委員制度の在り方を巡から幅広い議論を経たうえで定められるべき事項である。また、監査委員の定数・構成は、地方自治をとりまく環境の変化に即応するため、監査機能の充実を基本としつつ、行政の効率化・簡素化の要請も踏まえ、次のように期時見直されてきたところである。 したがって、監査委員の定数・構成等を見直すことする場合には、これまでの経緯等をふ分踏まえ、地方制度調査会の議論を経たと で結論を得ることが肝要である。 [昭和22年 地方自治法の制定] 都道府県人（必置、市町村人（条例で任意設置） 議員選出委員と学識経験委員は同数 [昭和31年] 市は条例で1人まで多くこと が出来ることされた。 [昭和 31 年]に大都市 の監査機能の充実強化 上限定数の拡大 [昭和 27 年] 人口10万人以上及び地方公共団体は定数を増す事ができ 条例で4人とすることができることされた。 [昭和] 行政機構の簡素化等に対応 [昭和31年] ・都道府県4人（必置）市2～1人（必置）町村2～1人（必置） ・定数4人の場合は議員選出委員1～3人、定数3人以内の場合は議員選出委員1人 [昭和] 監査機能の充実強化（市町村における設置） ＊地方財政制度調査会の答申に基づ、時間 合行政の体本改革の一環として改正 [平成 18] ・議員を常 する者の うち から選任される監査委員の数が2人以上である場合、少なくとも1人は選任前1年間において当該地方公共団体の議員以外の者を選ぶことされた。 ・都道府県及び政令で定める市（定数4人）については議員を有する者から選任される委員の少なくとも1人は常勤とすることされた。 [昭和] 監査委員の職務の専門性及び独立性の確保 いわゆる0制限の創設 監査の実施体制の整備 ＊第1次地方制度調査会の答申に基づ改正 [平成 18] ・町村の監査委員定数を2人とすることされた。 ・議員を有する者から選任される委員が1人である場合には2人以上、2人である場合には1人以上は当該地方公共団体の議員でなかった者でなければならないとされた。 [昭和] 監査委員の職務の専門性及び独立性の確保 いわゆる0制限の強化 町村の監査の実施体制の充実 ＊第1次地方制度調査会の答申に基づ改正	本提案の趣旨は、自治体における監査制度の充実のために、自治体の独自の判断で監査委員を増員させることにある。 この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方分権の時代においては、監査委員の定数は各々の自治体が自ら決めるべき事項であり、地方分権を推進すべき貴省の回答としては極めて遺憾である。		B－2	I	監査委員の定数及び構成については、提案の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断による監査委員制度の一層の充実を図るため、地方行政の公正で効率的な運営の観点から検討することとし、その結論を踏まえ措置する。	1464	14641010	鳥取県	監査委員定数自由化特区	一律に定められている監査委員の総定数及び構成を条例で定めることとする。（議員のうちから選任する監査委員の定数は、1人以上で総定数の半数以下の範囲内とする。）
総務省	0430530	政策目的の上必要な者と契約を締結するための随意契約要件の拡大	地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条の2	随意契約は、一定の要件に限って行うことができる。	—	—	普通地方公共団体が締結する契約は、公正、機会均等及び経済性の確保の観点から一般競争入札が原則とされており、随意契約によることができる場合は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合に限られている。この点、地域経済の活性化・住民福祉の向上に資する一定の契約において随意契約が可能とすることができるかにつき、上記原則も踏まえつつ検討を行っているところ。	本提案は、地方公共団体の規則に定める基準及び手続により透明性等を確保しつつ、「身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成」、「若年者・身体障害者及び高齢者の雇用確保」又は「新産業・中小企業者の育成」といった政策目的を達成するために必要な場合において、これらに取り組む事業所等と物品購入や役務の提供その他の契約を締結できるようにすることを求めるものである。 この点を踏まえ、提案が実現されるよう早急に検討し回答されたい。			C	II	普通地方公共団体が締結する契約は、公正、機会均等及び経済性の確保の観点から一般競争入札が原則とされており、随意契約によることができる場合は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合に限られている。このような原則を踏まえつつ、提案にあるような一定の契約において随意契約が可能とすることができるかにつき、検討を行っているところ。	提案が実現されるよう、早急に検討し回答されたい。	公共調達に特定の政策目的を達成するための手段という性格を持たせることは、国の「予算決算及び会計令」第99条第1項各号の規定や、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」には「その目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」も含むとした昭和62年3月20日の最高裁第二小法廷判決（昭和57年（行ツ）第74号損害賠償請求事件）等から、必ずしも否定されるものではないと考える。 本県の提案は、こうした考え方を前提としながら、さらに「身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成」や「新産業・中小企業者の育成」などの事前に特定された目的の範囲内において、公平性・透明性を確保するための手続を独自に定め、契約の締結結果や理由等を公表しつつ、県民とともに随意契約制度の適切な運営を図っていこうとするものである。 以上についてご理解いただいた上で、引き続き構造改革特区としての検討をお願いするものであるが、今回の回答が特区としてではなく全国を対象とした制度改正を念頭に置いて検討を進めるという趣旨であれば、早期にその実現を図られたい。		B－1	II	一般競争入札が原則という枠組みは維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう、提案を踏まえ、地方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。	1494	14941010	岐阜県	政策的随意契約制度	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を超えない第2号から第7号の要件に該当しない場合においても、「地域産業の振興、住民福祉の向上その他の政策目的で普通地方公共団体の規則で定めるものを達成するために必要な場合において、当該普通地方公共団体の規則で定める資格を有する者と契約を締結するとき、」に随意契約の方法により契約の内容及び相手方を決定できるよう規定を追加する。
総務省	0430540	政策目的の上必要な者と契約を締結するための随意契約要件の拡大	地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条の2	随意契約は、一定の要件に限って行うことができる。	ー	—	普通地方公共団体が締結する契約は、公正、機会均等及び経済性の確保の観点から一般競争入札が原則とされており、随意契約によることができる場合は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合に限られている。この点、地域経済の活性化・住民福祉の向上に資する一定の契約において随意契約が可能とすることができるかにつき、上記原則も踏まえつつ検討を行っているところ。	本提案は、地方公共団体の規則に定める基準及び手続により透明性等を確保しつつ、「身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成」、「若年者・身体障害者及び高齢者の雇用確保」又は「新産業・中小企業者の育成」といった政策目的を達成するために必要な場合において、これらに取り組む事業所等と物品購入や役務の提供その他の契約を締結できるようにすることを求めるものである。 この点を踏まえ、提案が実現されるよう早急に検討し回答されたい。			C	II	普通地方公共団体が締結する契約は、公正、機会均等及び経済性の確保の観点から一般競争入札が原則とされており、随意契約によることができる場合は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合に限られている。このような原則を踏まえつつ、提案にあるような一定の契約において随意契約が可能とすることができるかにつき、検討を行っているところ。	提案が実現されるよう、早急に検討し回答されたい。						B－1	II	一般競争入札が原則という枠組みは維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう、提案を踏まえ、地方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。	1494	14942010	岐阜県	政策的随意契約制度	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を超えない第2号から第7号の要件に該当しない場合においても、「地域産業の振興、住民福祉の向上その他の政策目的で普通地方公共団体の規則で定めるものを達成するために必要な場合において、当該普通地方公共団体の規則で定める資格を有する者と契約を締結するとき、」に随意契約の方法により契約の内容及び相手方を決定できるよう規定を追加する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430550	市町村長制の必置規定の廃止	地方自治法第139条第2項	市町村に市町村長を置く。	C	I	本件提案の内容は、首長と議会の二元代表制という地方自治制度の基本構造のあり方に関わり、憲法解釈上の疑義も存することから、幅広い見地から議論を必要とする問題である。 なお、第28次地方制度調査会において地方の自主性・自律性の拡大のあり方が審議項目とされ、その中で長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入についても議論される予定である。	第3次提案から繰り返し提案されている内容であり、特区の基本方針に基づき早急に検討を行うべきと考えるところ。 第28次地方制度調査会における議論を踏まえた今後の検討の方針及びスケジュールを明確にされたい。	第28次地方制度調査会における審議のスケジュールを具体的に提示していただきたい。		C	I	第28次地方制度調査会は平成16年3月1日に発足し、委員の任期は2年である。この間に長と議会の二元代表制以外の多様な制度についても審議される予定である。							1518	15181010	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で必置とされている市町村長について、地域の実情に応じて、当該普通地方公共団体の議会の議員による行政事務の執行を担当する委員会を組織し、その中から代表者を選出し、その者を当該普通地方公共団体の統括代表者とし、その者が行政事務を執行する、その際、地方自治法上、「普通地方公共団体の長」に適用される行政事務の執行に関する規定は、原則適用されることとする。このため、地方自治法第139条に「市町村は、第2項の規定にかかわらず、市町村長を置かず、当該地方公共団体を統轄し、これを代表するとともに、事務を管理し、及びこれを執行する者として、当該普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された代表者をあてることができる。」との改正を求める。
総務省	0430560	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法第180条の5第1項第1号	地方公共団体は執行機関として法律の定めるところにより教育委員会を設置しなければならない。	C	I	現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とするかどうかは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で検討されるべき課題である。 なお、第28次地方制度調査会において地方の自主性・自律性の拡大のあり方が審議項目とされ、その中で行政委員会制度の見直しについても議論される予定である。	第3次提案から繰り返し提案されている内容であり、特区の基本方針に基づき早急に検討を行うべきと考えるところ。 第28次地方制度調査会における議論を踏まえた今後の検討の方針及びスケジュールを明確にされたい。	現在、文部科学省の附属機関である中央教育審議会でも検討がなされており、第28次地方制度調査会においても審議される予定であるとのことであるが、貴省が示す教育行政の在り方・地方自治制度「全般を議論」するため にも、両者が一体となって検討すべきであると考えるが、その見解を示していただきたい。		C	I	第28次地方制度調査会は平成16年3月1日に発足し、委員の任期は2年である。この間に行政委員会制度の見直しについても審議される予定である。 なお、地方制度調査会は地方制度に関する重要事項(地方制度調査会設置法第2条)を調査審議するために設置されており、教育委員会を含む行政委員会制度についても、そのような観点から調査審議されるものである。							1518	15181020	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。
総務省	0430570	都道府県における各種審議会の必置規制の見直し	住民基本台帳法第30条の9	都道府県に、本人確認情報の保護に関する審議会を置く。 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。	c		都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を設置することの趣旨は以下のとおりである。 ・都道府県は、住基ネットの導入により、本人確認情報を保有し、利用提供することが可能となるなど個人情報保護体制の充実強化を図ることが必要であるため ・住基ネットに係る住民からの苦情等の処理について、都道府県として処理体制を整え、適切に対応する必要があるため ・住民票コードの民間利用禁止について、違反行為に対する勧告、罰則を伴う命令を行う際、慎重な判断を要し、有識者の意見も踏まえた公正な判断をする必要があるため ・住基ネットは、全県民の個人情報を効率よく処理利用できるだけに、個人情報保護の必要性も高く、各都道府県でその対応を十分に検討し有効な具体的措置を講じていく必要がある。その際、有識者の意見も踏まえて行政機関の判断の公正さを担保する必要があり、また、行政機関の独断での運用に陥らないよう第三者がチェック し意見する体制を設けることが望ましい。これらの機能を果たすのが、都道府県の審議会である。そして、各都道府県で一定水準以上の保護措置を達成するため、全都道府県で同様の体制をとれるように審議会を設置する必要がある。 以上の趣旨に鑑みると、当該審議会を廃止することはできない。		意見は提出しない。現在，本県で各審議会等について，具体的な整理を行っており，その結果を踏まえて，次回以降，提案を行っていくこととする。											1140	11402040	広島県	分権ひろしま活性化プラン	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について，設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるよう各種関係法律等を見直すこと。
総務省	0430580	基本構想の策定義務の廃止	地方自治法第2条第4項	市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。	C	I	市町村は住民の日常生活に直結し、地域社会の経営について基礎的な責任を有する行政主体であることにかんがみ、急激な地域経済社会の変動の中にあって市町村が真に住民の負託に応え適切な地域社会の経営の任を果たすためには、市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要となり、基本構想を策定することとされているところである。 また、各個別法において、福祉やまちづくりに関する計画については、各省庁の判断により、それぞれ策定義務が課されているものであるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することとされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となっている。 なお、基本構想の内容や表現方法については、市町村の自主的な判断によるものとされており、地域の実情に応じた対応が可能であり、現状においても当該提案の趣旨を十分に達成することができると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	基本構想の内容や表現についての規制緩和を求めているのではなく、策定義務そのものの廃止を求めているものであり、貴省が示した「市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本」については、基本構想によらず、他の代替措置による対応は十分可能である。		C	I	基本構想において「市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本」を具体的にどのように記述するかについては、地域の実情に応じた、市町村の自主的な判断に委ねられており、現状においても当該提案の趣旨を十分に達成することができると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案は、基本構想について具体的な記述内容をどのようにするかを求めているものではなく、基本構想策定の義務付けの廃止を求めているものである。貴省は、一貫して「現状においても提案の趣旨を十分に達成することができる」と示しているが、「基本構想で示す経営の基本に関する記述が、市町村の自主的な判断に委ねられている」ことをもって、基本構想策定の義務付け廃止を求めている本提案の趣旨を達成することが何故可能なのか、明確に示していただきたい。		C	I	「民意を反映しながら、社会経済環境の変化に柔軟に対応した行政運営を展開する」ことが当該提案の本来の趣旨であり、基本構想において「市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本」を具体的にどのように記述するかについては、地域の実情に応じた、市町村の自主的な判断に委ねられていることから、現状においても当該提案の趣旨を十分に達成することができると考えられる。	1518	15181030	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で市町村の必策定が義務付けされている基本構想を、地域の実情に応じて策定義務を廃止する。
総務省	0430590	地方自治体の随意契約範囲の決定権の自治体への移譲	地方自治法第234条第2項、同法施行令第167条の2第1項第1号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が、地方自治法施行令に掲げる契約の種類に応じた額の範囲内で地方公共団体の規則で定める額を超えない場合は随意契約によることができる。	C	I・II	国、地方を問わず、透明度が高く、公正な競争を促進する見地からは、競争入札を原則とすべきであり、その例外である随意契約についての要件を全面的に条例に委ねることは適当ではない。なお、随意契約の範囲については引き続き検討する。	本提案は、地域の実情に応じて随意契約の範囲を条例で定めることにより、地域経済の活性化を図ることを求めるものである。 この点及び右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	条例を制定することにより、透明性の確保及び向上を図ることが可能であり、また、地方公共団体の規模（都道府県と政令による指定都市）の大小を理由とする区分には合理的理由がない。		C	I・II	契約の例外的な取扱いとして認められている随意契約については、透明性や公正な競争確保について問題があるため、その取扱いについては慎重な検討を要するものである。 また、地方自治法施行令別表第五における都道府県・指定都市と指定都市を除く市町村の区分は財政規模等を勘案して定めたものである。財政規模の小さな市町村にまで都道府県・指定都市と同じ限度額まで随意契約を認めることは、地方公共団体の契約の大半を随意契約によって処理できることにつながることから、透明度が高く、公正な競争を促進する競争入札を原則とする現行制度の趣旨を没却することになり、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方公共団体における契約は、競争入札が原則であり、随意契約はあくまでも「例外的な」契約方法で、「極めて限定的な事由」が存する場合に限ってのみ行うことができるものであることは、当然である。貴省は、「契約の大半を随意契約によって処理できることにつながる」と懸念しているが、前述のとおり、随意契約は、財政規模の如何にかかわらず、地方自治法第234条第2項の規定による同法施行令第167条の2に規定する要件に該当する場合に初めて可能となるものである以上、本提案の実施により競争を原則とする現行制度を没却することにはならないと考えるが、以上を踏まえた上で、再度貴省の見解を示していただきたい。併せて、財政規模等の「等」は何を指しているのか、具体的に示していただきたい。		C	I・II	地方自治法施行令第167条第2項第1号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができるとされている。 これを超えて、財政規模の小さな市町村に都道府県・指定都市と同じ限度額まで随意契約を認めると、随意契約によって処理できる事務が増えるとともに、随意契約を例外とし、一般競争入札を原則とする現行制度の趣旨を没却することになる。 したがって、提案主体の要望を認めることはできない。 なお、お尋ねの「財政規模等」の「等」とは、地方公共団体の権能や執行する事業の規模を指している。 また、財務に関する地方自治法の基本規定のあり方については、第28次地方制度調査会において、地方自治制度の弾力化の観点から審議が行われる予定である。	1518	15181050	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で全国一律に規定されている随意契約の範囲を条例で定めることができるようにする。このため、同法第234条第2項中「政令」を「条例」に改める。
総務省	0430600	議会の議決事件の規制緩和	地方自治法第96条第1項第1号	条例を設け又は改廃するにあたっては議会の議決を経なければならない。	C	I	条例の制定・改廃は議会の議決を経るものとされており、条例を改正するにはその内容の如何に関わらず議会の議決を要するものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	議会の議決事件のうち、条例の一部改正について、特定の事項すなわち、法律の題名改正及び条、項、号の追加・削除に伴う条、項、号の繰上げ、繰下げに伴い、これらを引用している条例改正に限定して、議決事件の対象外とすることを求めるものである。その理由については、提案理由及び規制の特例事項の内容にあるとおり、地方公共団体の裁量及び議会の判断が働く余地が全くないためである。提案の内容をよく理解した上で、回答を示していただきたい。		C	I	ご指摘の法律の題名改正及び条、項、号の追加・削除に伴う条、項、号の繰上げ、繰下げに伴い、これらを引用している条例改正であっても、その内容によっては、実質的な条例改正となるケースも考えられ、一律に議会の議決を要さないとすることは不可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	法律の題名改正及び「内容の改正が行われない」条、項、号の追加・削除に限定していることから、これらの改正については、貴省が示す「実質的な改正」には該当しない、これらの事項に限定して、議決の対象外とすることは全く問題にならないと考えるが、別添資料を参照の上、貴省の示す「不可能な合理的理由」を明確に示していただきたい。		C	I	地方自治法では条例の制定・改廃について、一般的に議会の議決を要するものとしつつ、議会の議決により軽易な事項として指定した事項については長が専決処分できることとしている。 このような議会の判断を尊重した仕組みを設けているにもかかわらず国の法律により一定の類型の事案に関して議会が関与できなくすることは、地方分権の進展による地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、地方議会の活性化が求められている中で、提案の実現は難しい。 また、今後、起こりうるあらゆる法令改正を想定して、提案にいうような「実質的な改正に当たらない条例改正」を特定する基準を設けることは不可能である。 なお、第28次地方制度調査会において、地方議会のあり方について審議が行われる予定であり、総務省としても引き続き地方議会の活性化の観点から、よりよい地方議会制度の構築に邁進してまいりたい。	1518	15181080	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で規定されている議決事件のうち、一律に議決対象とされている条例の改正について、地方公共団体の判断が全く働かない事項に係る事項について、議決の対象外とする。このため、同法第96条第1項第1号を「条例を制定し、改正し、廃止し、又は廃止すること。」に改める。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430610	地方公共団体の一般職の任期付職員の任期の緩和	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	条例で定めるところにより、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、5年を超えない範囲内で任期を定めて採用することができる。	C		任期付職員の評価は、その任用された任期の全体を対象として行うものではなく、基本的には単年度ごとに行われるものである。 したがって、「「任期5年」で任用し、任期満了時点においてその判断材料がないにも関わらず、再度形式的に任用行為を行う」ということにはならず、また、これにより当該教員のモチベーション低下や事務の煩雑化のみを招くといった御指摘は当たらないものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	任期付職員も公務員の身分を有する者であるため、当然、単年度ごとの勤務評定も行うものと考えています。しかし、今回、千代田区が区立で初めての中等教育学校を開設するにあたり、その根幹をなす、教育上の最大の特徴は、担任の教員が、受け持った生徒を6年間継続して一貫した教育を行うということです。そのため、教員はまず1年目に学校に慣れ、2年目に入学者選考に携わり、4年間担任をするという中長期的な視点が不可欠です。すなわち、自分が入れた子を育て送り出す、という考えです。そして、その期間でどんな生徒を送り出せたかが、教育の成果であり、その成果の検証に基づく教員の「評価」という視点も不可欠な要素と考えております。 中高一貫校は、いわば6年間のひとつのプロジェクトです。それなので、5年という期限付きの採用では、どうしてもじっくり腰を据えて生徒の育成に取り組むといった意識に欠けてしまいます。初めから5年にわたりを覚悟できることがわかっていれば、生徒指導をはじめとする教育活動に対する教員のモチベーションは非常に高いものとなります。 任期付法の任期を延ばすことにメリットがないということです。提案が認められなかったものと思いますが、6年制の一貫校であるにも関わらず、教員の任期が5年しか認められないという矛盾を生み、教員が中長期的な視点に立って、高いモチベーションをもって教育にあたることが期待されるという点こそが、単なる評価の問題に留まらない私たちが期待するメリットそのものです。また、5年を3年に延ばすことで生まれる、本区が主張するメリットに対し、積極的なデメリットもないものと考えます。 学校教育の成否は教員の資質にあるところが大きいことは言うまでもないことであり、教員の採用については最も重要な施策であると認識しています。だからこそ、「任期5年」で任用し、さらに任期満了後に「任期3年」で再任用をすることで、最終的に8年間の雇用は実現できる、という画期的なものではなく、教育効果等の面で非常に有用なものとなる「最初から8年間」の雇用ができるよう、今回提案する次第です。 もちろん、「任期付法」により採用した教員については、必要に応じ区教委が研修を実施し、その実績について責任を持って検証していきます。なにとぞ、千代田区の事情をご理解いただき、「任期付法」に定める任期を8年に緩和していただけるよう、再度検討をお願いいたします。	C		基本構想は市町村の事務であることから、市の担当部局とよく相談して頂きたい。その上で、なお必要があるのであれば、総務省又は都道府県にご相談頂きたい。	C－1 C－2	—	今回の提案が、任期付職員法に定める任期の上限の撤廃につながるものだとのご指摘ですが、あくまでも本区が中高一貫校という6年間のプロジェクトを達成するために、優秀な教員を集めたいとの切実な思いから、部分的な弾力化を求めたもので、営利な考えから撤廃を求めるものではありません。8年という期限も定めており、いたずらに任期を長期化するといった指摘にも当りません。 また、高齢再任用制度で1年毎の更新を定めているように、一般に高齢職員は能力等が変化（低下）するようご指摘ですが、加齢とともに「知識経験」等が蓄えられていく事例は学校現場においては数知れず、単に加齢だけでそうした優秀な人材を排除してしまうことは社会的にも大きな損失になりかねません。また、現行の任期付法第3条第1項においても、年齢に制限なく、「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」を採用することができるとされており、優秀な人材であれば加齢に関わりなく、5年の任期で採用することが出来るものと理解しております。もちろん、意欲や能力の低下は、本区にとって大きなマイナスとなりますので、任命権者であり給与負担者である本区が、毎年の勤務評定の中で厳重に検証・評価して、実効性を高めるための地道な努力を続けてまいります。 御指摘の事項につきましては、上記の通り十分配慮してまいるところでありますが、その上でなお御懸念される点につきましては、現行の5年であれば問題なく、8年であれば問題が生じる理由につきまして具体的にお示しいただきたい。なお、任期付研究員法では、研究職はただし書き規定により7年までの任期が可能であるのに、教員を含む一般職にはこのような規定がありません。その理由につきましても併せてお示しいただきたい。					貴団体からの御提案に対する当方の考えは前回までの回答において示したとおりであるが、基本的な認識として、地方公務員の任期付採用制度の根幹となる「任期」の規定については、そもそも地域を限った特例的な取扱いをすることには馴染まないものと考えている。 具体的に申し上げれば、「8年」という数字を制度として仕組むためには確たる根拠が必要であるが、御提案からは、なぜ「8年」であるかの制度的な根拠を見出すことができないものである。 なお、そもそも公立学校の運営は任期の定めのない職員（教員）を中心としたに、任期付職員については現行制度の範囲内で活用すべきものであると考えるが、そのような運用では対応が不可能であるとする具体的な理由が明らかでない。 「任期付研究員法において任期の上限を「7年」としている規定は、研究員という特殊な職種について特定の場合に限って設けた特例的制度であり、多種な職種への適用を前提とした任期付職員法における任期の規定とは異なるものである。」	1525	15251010	千代田区	中等教育学校特区	5年を超えた任期を付し、一般職員の採用を可能とする。
総務省	0430620	IT関連・産学連携先端技術研究施設立地 承認に伴う地方自治法第2条第4項及び各自治体制定による総合振興整備計画基本構想が総設とする認識において個別案件が審議の対象となる規制緩和措置	地方自治法第2条第4項	市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。	D-1		地方自治法第2条第4項に基づく基本構想については、市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想である。 また、各個別法において、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することとされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となっている。 一般的に、地方自治法の基本構想において、個別事業が位置づけられていなくても、当該事業が基本構想の趣旨に沿ったものであれば、基本構想を変更することなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能である。 いずれにしても、提案主体が進めている計画の実現については、市町村の将来のまちづくり深く関連する事項であることから、市町村と十分に協議する必要のあるものと考える。	右の提案主体の意見について、適切に対応されたい。	ご回答ありがとうございました。ついては基本構想の趣旨等について更なる理解を深めた、面談もしくは意見交換の場を希望いたします。												1566	15661020	民間企業	農地復元不可能な未利用農地等を有効活用した産業立地推進特区構想	上記1(15661010)の加えて立地検討において各自治体における総合振興整備計画基本構想に即した又は整合することが条件とされている弾害を除去し、個別案件に対し時代が求める地域振興策への寄与を判断材料とする審議機関の促進がなされるよう即した又は整合を条件とすることへの緩和措置 上記2:先端技術行関連及び産学連携の研究施設は各地で誘致の他の規模によって地域差がされています、ついては農業振興整備に関する法律第1条に経済事情の変動その他情勢の推移によりの変が生じたときは変更すべしあり、また同法第13条に計画の変更について定められていますが、農地復元が見込めない放置された未利用農地について周辺整備をもって必要面積を有効活用し地域振興策に寄与できるよう除外の規定緩和とそれに連動する都市計画法における市街化調整区域への立地承認の規制緩和措置を提案する）
総務省	0430630	民間事業者に対して行政財産である漁港施設用地を貸し付け、事業者自らの裁量による施設運用を可能とする	地方自治法第238条の4第1項	行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又は私権を設定することができない。	D－1 D－2	I	本提案にある施設の設置が特区(別表1・1007)の特例の要件を満たすものであればこれを利用し、満たさない場合であれば普通財産に転換することで用地を貸し付けることが可能である。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能) 及びD-2(特区の特例により対応可能) ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D－1 D－2	I	行政財産の民間への貸付は原則として行うことができないが、漁港施設用地を普通財産に分類換えすることにより民間事業者に貸付けることが可能となるので、現行制度のもとでも提案の趣旨・内容の実現は可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・本提案の主旨は、漁港施設用地の貸し付け及びそれに伴う民間活力の引き出しによる漁港漁村の活性化であり、現在行政として行っている水産振興施策と同じ目的のものであります。従って漁港施設用地は行政財産のまま貸し付けを行うものと想定しておりますので、そのことを前提に再度具体的な回答をお願い致します。 ・各府省庁からの回答である行政財産から普通財産への分類換えは一般論的なものであり、そのための手続き等も大々作業であり、かつ規制もかかることから規制そのものの改革を目的とした特区提案の代替とは判断し難い内容と思われます。構造改革特区の導入理念は「地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設ける」ことであり、全国的な規制改革はその次の検討事項であると思われますので、今回はあくまで「特区を導入する」ことについての観点での対応可能性や不都合な点等について具体的な回答をお願い致します。		C	I	行政財産の民間への貸付は原則として行うことができない。 また、本提案により行政財産である漁港施設の民間貸付を認めるか否かは一義的には漁港漁場整備法を所管する農林水産省において検討すべきであるが、公有財産をより一層効果的・効率的に使用する観点から、財産制度全般について現行制度の検証を含め、幅広い観点から検討を進めたいと考えている。 また、第28次地方制度調査会においても、地方自治制度の弾力化という観点から、財務に関する地方自治法の基本規定のあり方について審議が行われる予定である。	1433	14331010	和歌山県	しょうさんカツオ特区	漁港漁村と都市との交流を促進させるため、民間事業者に対して行政財産である漁港施設用地を貸し付け、事業者自らの裁量による施設運用を可能とする。
総務省	0430640	行政財産の民間貸付	地方自治法第238条の4第4項	行政財産は、一定の者に対し、一定の使途に使用させるためでなければ、原則として貸付をすることができない。	C	I	行政財産は、地方公共団体が公用又は公共用のために供するものとされているため、原則として地方公共団体が使用すべきものである。 なお、提案にある行政財産が公の施設であれば、指定管理者制度の活用により、要望があった取組を行うことは可能である。	本提案は、行政財産の民間貸付に関する規制緩和を求めるものであり、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			C	I	行政財産の貸付ができるものの範囲の見直しについては、今後検討することとしたい。	行政財産の貸付ができるものの範囲の見直しについて、今後の検討の内容、方向性及びスケジュールを示されたい。		C	I	現行制度の検証を含め、財産制度全般について幅広い観点から検討をすべきものと考えているため、現時点において実施時期を示すことはできないが、今後、検討を進めていきたいと考えている。 また、第28次地方制度調査会においても、地方自治制度の弾力化という観点から、財務に関する地方自治法の基本規定のあり方について審議が行われる予定である。	1577	15771020	スポーツテレビジョン株式会社	フットサル特区構想	公園やスポーツ施設などの行政財産の民間貸付に関する規制緩和、及び商業活動の規制緩和
総務省	0430650	既存漁港を活用した地域活性化	地方自治法第238条の4第1項	行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又は私権を設定することができない。	D－1 D－2	I	本提案にある施設の設置が特区(別表1・1007)の特例の要件を満たすものであればこれを利用し、満たさない場合であれば普通財産に転換することで用地を貸し付けることが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	特区は、対象事業が水産関係事業に限定されており、取扱い水産物数量の用件についても、伊豆地域では満たされない可能性が高い。 今回の提案主旨は伊豆という地域特性を反映し、構想に合致する漁港においては、行政財産のまま民間事業者に水産関係事業以外にも貸付けを容認するという提案であり、一般論ではなく、具体的に回答されたい。		D－1 D－2	I	特区の特例の要件を満たさないのであれば、行政財産たる当該漁港施設を民間に貸付けることはできないが、漁港施設用地を普通財産に分類換えすることにより民間に貸付けることが可能になるので、現行制度のもとでも提案の趣旨・内容の実現は可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	将来的に漁港施設の整備拡充も予想されるため、行政財産を普通財産に転換することは不適切である。 特区の特例については、今後、対象となる漁港の要件が示される予定であるが、取扱水産物の数量等のみでなく、地域特性等も採択要件に加えるべきである。 また、特区の貸付対象事業についても、従来の水産関係事業に限定せず、特区・地域再生の目的である地域経済の活性化に資する内容であれば、弾力的な活用を可能とすべきである。		C	I	特区の要件を満たさないのであれば、行政財産である漁港施設を民間に貸付けることはできない。 また、特区の特例の要件及び特区の貸付対象事業については、一義的には漁港漁場整備法を所管する農林水産省において検討すべき事項であるが、公有財産をより一層効果的・効率的に使用する観点から、財産制度全般について現行制度の検証を含め、幅広い観点から検討を進めたいと考えている。 また、第28次地方制度調査会においても、地方自治制度の弾力化という観点から、財務に関する地方自治法の基本規定のあり方について審議が行われる予定である。	1578	15782092	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	（②部分） 既存の漁業と共存しながら、目的外の利用が可能な漁港において、漁協等の民間事業者が収益事業と漁港管理運営をセットで行うことを容認。
総務省	0430660	行政財産に対する制限の緩和	地方自治法第238条の4第1項、第4項	行政財産は、原則として、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 行政財産の用途又は目的を妨げない範囲で使用の許可をすることはできる。	貸付：C 余剰容積率：D－1	I	行政財産の民間への貸付は行うことができない。 余剰容積率の有効活用については、現行法上、余剰容積率を活用して収入を得ることは地方自治法上の公有財産としての位置づけがなくても可能である。													5095	50950019	東京都	0	・自治体が所有する公有財産のうち、行政財産については法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付け、容積率の移転等ができないなどの制約がある。 ・公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、地方自治法の規定を改正し、法律による一律の規制を見直すこと。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430670	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 試験研究、大学の設置及び管理、公営企業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理。	C	Ⅱ・Ⅲ	学校教育法第５条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされており、設置者と管理者は同一でなければならないことから、地方独立行政法人に公立の小中学校の管理を行わせることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として、設置者以外が学校を管理することを提案し、その委託先として、教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているので、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。		C	Ⅱ・Ⅲ	本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえた上で対応したい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	第１次回答に対する意見にそって、検討願いたい。		C	Ⅱ・Ⅲ	学校教育法第５条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているが、仮にご指摘の特例措置が講じられれば、地方独立行政法人が公立小中学校の設置・管理を行うことに特段の支障はないものと考えられる。	1597	15971030	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。
総務省	0430680	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する。	地方独立行政法人法第14条	地方独立行政法人の理事長は、設立団体の長が任命する。	C	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	学校教育法第５条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされており、設置者と管理者は同一でなければならないことから、地方独立行政法人に公立の小中学校の管理を行わせることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として、設置者以外が学校を管理することを提案し、その委託先として、教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているので、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。		C	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえた上で対応したい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	第１次回答に対する意見にそって、検討願いたい。		C	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	学校教育法第５条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているが、仮にご指摘の特例措置が講じられれば、地方独立行政法人が公立小中学校の設置・管理を行うことに特段の支障はないものと考えられる。	1597	15971040	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。
総務省	0430690	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 試験研究、大学の設置及び管理、公営企業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理。	C	Ⅱ・Ⅲ	学校教育法第５条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされており、設置者と管理者は同一でなければならないことから、地方独立行政法人に公立の小中学校の管理を行わせることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として、設置者以外が学校を管理することを提案し、その委託先として、教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているので、公設民営が特区として可能となることを前提にしてご回答願いたい。		C	Ⅱ・Ⅲ	本提案は、学校教育法上の検討を要するところであり、その検討状況を踏まえた上で対応したい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	第１次回答に対する意見にそって、検討願いたい。		C	Ⅱ・Ⅲ	学校教育法第５条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているが、仮にご指摘の特例措置が講じられれば、地方独立行政法人が公立小中学校の設置・管理を行うことに特段の支障はないものと考えられる。	1597	15971050	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。
総務省	0430700	国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第１０号、同法第４項第９号並びに地方税法第７０３条の４第１７項及び同条第２６項	国民健康保険制度における保険料（税）の賦課（課税）限度額の撤廃	保険料（税）については、社会保険における受益可能性という観点から賦課（課税）限度額を全国一律で設けている。 医療給付費分　５３万円 介護給付費分　８万円	C	Ⅰ、Ⅱ	国民健康保険制度における保険料（税）のあり方については、負担能力に着目した応能割、受益可能性に着目した応益割の双方を重視し、被保険者全体の理解を得られるよう、制度の安定的運営に努めているところである。 賦課（課税）限度額については、社会保険における受益可能性という観点から、これ以上の負担は多大な不公平を生む、と考えられる額として定めているものであり、これを撤廃することは、受益可能性を踏まえた保険料（税）の賦課（課税）という社会保険の在り方そのものを揺るがすことになりかねる。所得が高い ゆえに受益以上の負担を強いられる被保険者の、保険料（税）支払い意欲に悪影響を及ぼすことで、事業の円滑な運営を阻害するおそれがある。 また、この賦課（課税）限度額が保険者間で大きく異なることは、国民健康保険制度内における被保険者間の負担の公平という観点からみて適当でないことから、国において一律の基準を定める必要がある。 したがって、賦課（課税）限度額については、国が一律の基準を定めた上で、中間所得者層に対し過大な負担をかけることのないよう、所得の動向等を勘案しつつ、随時見直しを行い、被保険者間の負担の公平を維持していくことが適切である。															1627	16271010	個人	国民健康保険の賦課（課税）限度額の撤廃	基礎賦課（課税）額で５３万円、介護納付金賦課（課税）額で８万円とされている賦課（課税）限度額を撤廃する。
総務省	0430710	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第２条 日本郵政公社法第１９条第２項第１６号	１　地方公共団体は、日本郵政公社との協議（規約の制定・議会の議決必要）により規約を定め、次に掲げる事務を郵便局において取り扱わせることができる。 ◯　戸籍の謄本、抄本等 ◯　納税証明書 ◯　外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 ◯　住民票の写し及び住民票記載事項証明書 ◯　戸籍の附票の写し ◯　印鑑登録証明書 の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの） ２　日本郵政公社は、上記により取扱う地方公共団体の事務その他委託を受けた地方公共団体の事務を取り扱うことができる。	C D－１		・各法令の条項等に委託されていない「事務のいろい事務」は、法令の上は、事務番号１の「戸籍謄本抄本等」、２の「住民票」、３の「戸籍の附票」、４の「印鑑登録証明書」、５の「外国人登録原票の写し」、６の「外国人登録原票記載事項証明書」、７の「住民票の写し」、８の「住民票記載事項証明書」、９の「戸籍の附票の写し」、１０の「印鑑登録証明書」、１１の「納税証明書」、１２の「戸籍謄本」、１３の「戸籍抄本」、１４の「戸籍の記載事項証明書」、１５の「戸籍の記載事項証明書」、１６の「戸籍の記載事項証明書」、１７の「戸籍の記載事項証明書」、１８の「戸籍の記載事項証明書」、１９の「戸籍の記載事項証明書」、２０の「戸籍の記載事項証明書」、２１の「戸籍の記載事項証明書」、２２の「戸籍の記載事項証明書」、２３の「戸籍の記載事項証明書」、２４の「戸籍の記載事項証明書」、２５の「戸籍の記載事項証明書」、２６の「戸籍の記載事項証明書」、２７の「戸籍の記載事項証明書」、２８の「戸籍の記載事項証明書」、２９の「戸籍の記載事項証明書」、３０の「戸籍の記載事項証明書」、３１の「戸籍の記載事項証明書」、３２の「戸籍の記載事項証明書」、３３の「戸籍の記載事項証明書」、３４の「戸籍の記載事項証明書」、３５の「戸籍の記載事項証明書」、３６の「戸籍の記載事項証明書」、３７の「戸籍の記載事項証明書」、３８の「戸籍の記載事項証明書」、３９の「戸籍の記載事項証明書」、４０の「戸籍の記載事項証明書」、４１の「戸籍の記載事項証明書」、４２の「戸籍の記載事項証明書」、４３の「戸籍の記載事項証明書」、４４の「戸籍の記載事項証明書」、４５の「戸籍の記載事項証明書」、４６の「戸籍の記載事項証明書」、４７の「戸籍の記載事項証明書」、４８の「戸籍の記載事項証明書」、４９の「戸籍の記載事項証明書」、５０の「戸籍の記載事項証明書」、５１の「戸籍の記載事項証明書」、５２の「戸籍の記載事項証明書」、５３の「戸籍の記載事項証明書」、５４の「戸籍の記載事項証明書」、５５の「戸籍の記載事項証明書」、５６の「戸籍の記載事項証明書」、５７の「戸籍の記載事項証明書」、５８の「戸籍の記載事項証明書」、５９の「戸籍の記載事項証明書」、６０の「戸籍の記載事項証明書」、６１の「戸籍の記載事項証明書」、６２の「戸籍の記載事項証明書」、６３の「戸籍の記載事項証明書」、６４の「戸籍の記載事項証明書」、６５の「戸籍の記載事項証明書」、６６の「戸籍の記載事項証明書」、６７の「戸籍の記載事項証明書」、６８の「戸籍の記載事項証明書」、６９の「戸籍の記載事項証明書」、７０の「戸籍の記載事項証明書」、７１の「戸籍の記載事項証明書」、７２の「戸籍の記載事項証明書」、７３の「戸籍の記載事項証明書」、７４の「戸籍の記載事項証明書」、７５の「戸籍の記載事項証明書」、７６の「戸籍の記載事項証明書」、７７の「戸籍の記載事項証明書」、７８の「戸籍の記載事項証明書」、７９の「戸籍の記載事項証明書」、８０の「戸籍の記載事項証明書」、８１の「戸籍の記載事項証明書」、８２の「戸籍の記載事項証明書」、８３の「戸籍の記載事項証明書」、８４の「戸籍の記載事項証明書」、８５の「戸籍の記載事項証明書」、８６の「戸籍の記載事項証明書」、８７の「戸籍の記載事項証明書」、８８の「戸籍の記載事項証明書」、８９の「戸籍の記載事項証明書」、９０の「戸籍の記載事項証明書」、９１の「戸籍の記載事項証明書」、９２の「戸籍の記載事項証明書」、９３の「戸籍の記載事項証明書」、９４の「戸籍の記載事項証明書」、９５の「戸籍の記載事項証明書」、９６の「戸籍の記載事項証明書」、９７の「戸籍の記載事項証明書」、９８の「戸籍の記載事項証明書」、９９の「戸籍の記載事項証明書」、１００の「戸籍の記載事項証明書」、１０１の「戸籍の記載事項証明書」、１０２の「戸籍の記載事項証明書」、１０３の「戸籍の記載事項証明書」、１０４の「戸籍の記載事項証明書」、１０５の「戸籍の記載事項証明書」、１０６の「戸籍の記載事項証明書」、１０７の「戸籍の記載事項証明書」、１０８の「戸籍の記載事項証明書」、１０９の「戸籍の記載事項証明書」、１１０の「戸籍の記載事項証明書」、１１１の「戸籍の記載事項証明書」、１１２の「戸籍の記載事項証明書」、１１３の「戸籍の記載事項証明書」、１１４の「戸籍の記載事項証明書」、１１５の「戸籍の記載事項証明書」、１１６の「戸籍の記載事項証明書」、１１７の「戸籍の記載事項証明書」、１１８の「戸籍の記載事項証明書」、１１９の「戸籍の記載事項証明書」、１２０の「戸籍の記載事項証明書」、１２１の「戸籍の記載事項証明書」、１２２の「戸籍の記載事項証明書」、１２３の「戸籍の記載事項証明書」、１２４の「戸籍の記載事項証明書」、１２５の「戸籍の記載事項証明書」、１２６の「戸籍の記載事項証明書」、１２７の「戸籍の記載事項証明書」、１２８の「戸籍の記載事項証明書」、１２９の「戸籍の記載事項証明書」、１３０の「戸籍の記載事項証明書」、１３１の「戸籍の記載事項証明書」、１３２の「戸籍の記載事項証明書」、１３３の「戸籍の記載事項証明書」、１３４の「戸籍の記載事項証明書」、１３５の「戸籍の記載事項証明書」、１３６の「戸籍の記載事項証明書」、１３７の「戸籍の記載事項証明書」、１３８の「戸籍の記載事項証明書」、１３９の「戸籍の記載事項証明書」、１４０の「戸籍の記載事項証明書」、１４１の「戸籍の記載事項証明書」、１４２の「戸籍の記載事項証明書」、１４３の「戸籍の記載事項証明書」、１４４の「戸籍の記載事項証明書」、１４５の「戸籍の記載事項証明書」、１４６の「戸籍の記載事項証明書」、１４７の「戸籍の記載事項証明書」、１４８の「戸籍の記載事項証明書」、１４９の「戸籍の記載事項証明書」、１５０の「戸籍の記載事項証明書」、１５１の「戸籍の記載事項証明書」、１５２の「戸籍の記載事項証明書」、１５３の「戸籍の記載事項証明書」、１５４の「戸籍の記載事項証明書」、１５５の「戸籍の記載事項証明書」、１５６の「戸籍の記載事項証明書」、１５７の「戸籍の記載事項証明書」、１５８の「戸籍の記載事項証明書」、１５９の「戸籍の記載事項証明書」、１６０の「戸籍の記載事項証明書」、１６１の「戸籍の記載事項証明書」、１６２の「戸籍の記載事項証明書」、１６３の「戸籍の記載事項証明書」、１６４の「戸籍の記載事項証明書」、１６５の「戸籍の記載事項証明書」、１６６の「戸籍の記載事項証明書」、１６７の「戸籍の記載事項証明書」、１６８の「戸籍の記載事項証明書」、１６９の「戸籍の記載事項証明書」、１７０の「戸籍の記載事項証明書」、１７１の「戸籍の記載事項証明書」、１７２の「戸籍の記載事項証明書」、１７３の「戸籍の記載事項証明書」、１７４の「戸籍の記載事項証明書」、１７５の「戸籍の記載事項証明書」、１７６の「戸籍の記載事項証明書」、１７７の「戸籍の記載事項証明書」、１７８の「戸籍の記載事項証明書」、１７９の「戸籍の記載事項証明書」、１８０の「戸籍の記載事項証明書」、１８１の「戸籍の記載事項証明書」、１８２の「戸籍の記載事項証明書」、１８３の「戸籍の記載事項証明書」、１８４の「戸籍の記載事項証明書」、１８５の「戸籍の記載事項証明書」、１８６の「戸籍の記載事項証明書」、１８７の「戸籍の記載事項証明書」、１８８の「戸籍の記載事項証明書」、１８９の「戸籍の記載事項証明書」、１９０の「戸籍の記載事項証明書」、１９１の「戸籍の記載事項証明書」、１９２の「戸籍の記載事項証明書」、１９３の「戸籍の記載事項証明書」、１９４の「戸籍の記載事項証明書」、１９５の「戸籍の記載事項証明書」、１９６の「戸籍の記載事項証明書」、１９７の「戸籍の記載事項証明書」、１９８の「戸籍の記載事項証明書」、１９９の「戸籍の記載事項証明書」、２００の「戸籍の記載事項証明書」、２０１の「戸籍の記載事項証明書」、２０２の「戸籍の記載事項証明書」、２０３の「戸籍の記載事項証明書」、２０４の「戸籍の記載事項証明書」、２０５の「戸籍の記載事項証明書」、２０６の「戸籍の記載事項証明書」、２０７の「戸籍の記載事項証明書」、２０８の「戸籍の記載事項証明書」、２０９の「戸籍の記載事項証明書」、２１０の「戸籍の記載事項証明書」、２１１の「戸籍の記載事項証明書」、２１２の「戸籍の記載事項証明書」、２１３の「戸籍の記載事項証明書」、２１４の「戸籍の記載事項証明書」、２１５の「戸籍の記載事項証明書」、２１６の「戸籍の記載事項証明書」、２１７の「戸籍の記載事項証明書」、２１８の「戸籍の記載事項証明書」、２１９の「戸籍の記載事項証明書」、２２０の「戸籍の記載事項証明書」、２２１の「戸籍の記載事項証明書」、２２２の「戸籍の記載事項証明書」、２２３の「戸籍の記載事項証明書」、２２４の「戸籍の記載事項証明書」、２２５の「戸籍の記載事項証明書」、２２６の「戸籍の記載事項証明書」、２２７の「戸籍の記載事項証明書」、２２８の「戸籍の記載事項証明書」、２２９の「戸籍の記載事項証明書」、２３０の「戸籍の記載事項証明書」、２３１の「戸籍の記載事項証明書」、２３２の「戸籍の記載事項証明書」、２３３の「戸籍の記載事項証明書」、２３４の「戸籍の記載事項証明書」、２３５の「戸籍の記載事項証明書」、２３６の「戸籍の記載事項証明書」、２３７の「戸籍の記載事項証明書」、２３８の「戸籍の記載事項証明書」、２３９の「戸籍の記載事項証明書」、２４０の「戸籍の記載事項証明書」、２４１の「戸籍の記載事項証明書」、２４２の「戸籍の記載事項証明書」、２４３の「戸籍の記載事項証明書」、２４４の「戸籍の記載事項証明書」、２４５の「戸籍の記載事項証明書」、２４６の「戸籍の記載事項証明書」、２４７の「戸籍の記載事項証明書」、２４８の「戸籍の記載事項証明書」、２４９の「戸籍の記載事項証明書」、２５０の「戸籍の記載事項証明書」、２５１の「戸籍の記載事項証明書」、２５２の「戸籍の記載事項証明書」、２５３の「戸籍の記載事項証明書」、２５４の「戸籍の記載事項証明書」、２５５の「戸籍の記載事項証明書」、２５６の「戸籍の記載事項証明書」、２５７の「戸籍の記載事項証明書」、２５８の「戸籍の記載事項証明書」、２５９の「戸籍の記載事項証明書」、２６０の「戸籍の記載事項証明書」、２６１の「戸籍の記載事項証明書」、２６２の「戸籍の記載事項証明書」、２６３の「戸籍の記載事項証明書」、２６４の「戸籍の記載事項証明書」、２６５の「戸籍の記載事項証明書」、２６６の「戸籍の記載事項証明書」、２６７の「戸籍の記載事項証明書」、２６８の「戸籍の記載事項証明書」、２６９の「戸籍の記載事項証明書」、２７０の「戸籍の記載事項証明書」、２７１の「戸籍の記載事項証明書」、２７２の「戸籍の記載事項証明書」、２７３の「戸籍の記載事項証明書」、２７４の「戸籍の記載事項証明書」、２７５の「戸籍の記載事項証明書」、２７６の「戸籍の記載事項証明書」、２７７の「戸籍の記載事項証明書」、２７８の「戸籍の記載事項証明書」、２７９の「戸籍の記載事項証明書」、２８０の「戸籍の記載事項証明書」、２８１の「戸籍の記載事項証明書」、２８２の「戸籍の記載事項証明書」、２８３の「戸籍の記載事項証明書」、２８４の「戸籍の記載事項証明書」、２８５の「戸籍の記載事項証明書」、２８６の「戸籍の記載事項証明書」、２８７の「戸籍の記載事項証明書」、２８８の「戸籍の記載事項証明書」、２８９の「戸籍の記載事項証明書」、２９０の「戸籍の記載事項証明書」、２９１の「戸籍の記載事項証明書」、２９２の「戸籍の記載事項証明書」、２９３の「戸籍の記載事項証明書」、２９４の「戸籍の記載事項証明書」、２９５の「戸籍の記載事項証明書」、２９６の「戸籍の記載事項証明書」、２９７の「戸籍の記載事項証明書」、２９８の「戸籍の記載事項証明書」、２９９の「戸籍の記載事項証明書」、３００の「戸籍の記載事項証明書」、３０１の「戸籍の記載事項証明書」、３０２の「戸籍の記載事項証明書」、３０３の「戸籍の記載事項証明書」、３０４の「戸籍の記載事項証明書」、３０５の「戸籍の記載事項証明書」、３０６の「戸籍の記載事項証明書」、３０７の「戸籍の記載事項証明書」、３０８の「戸籍の記載事項証明書」、３０９の「戸籍の記載事項証明書」、３１０の「戸籍の記載事項証明書」、３１１の「戸籍の記載事項証明書」、３１２の「戸籍の記載事項証明書」、３１３の「戸籍の記載事項証明書」、３１４の「戸籍の記載事項証明書」、３１５の「戸籍の記載事項証明書」、３１６の「戸籍の記載事項証明書」、３１７の「戸籍の記載事項証明書」、３１８の「戸籍の記載事項証明書」、３１９の「戸籍の記載事項証明書」、３２０の「戸籍の記載事項証明書」、３２１の「戸籍の記載事項証明書」、３２２の「戸籍の記載事項証明書」、３２３の「戸籍の記載事項証明書」、３２４の「戸籍の記載事項証明書」、３２５の「戸籍の記載事項証明書」、３２６の「戸籍の記載事項証明書」、３２７の「戸籍の記載事項証明書」、３２８の「戸籍の記載事項証明書」、３２９の「戸籍の記載事項証明書」、３３０の「戸籍の記載事項証明書」、３３１の「戸籍の記載事項証明書」、３３２の「戸籍の記載事項証明書」、３３３の「戸籍の記載事項証明書」、３３４の「戸籍の記載事項証明書」、３３５の「戸籍の記載事項証明書」、３３６の「戸籍の記載事項証明書」、３３７の「戸籍の記載事項証明書」、３３８の「戸籍の記載事項証明書」、３３９の「戸籍の記載事項証明書」、３４０の「戸籍の記載事項証明書」、３４１の「戸籍の記載事項証明書」、３４２の「戸籍の記載事項証明書」、３４３の「戸籍の記載事項証明書」、３４４の「戸籍の記載事項証明書」、３４５の「戸籍の記載事項証明書」、３４６の「戸籍の記載事項証明書」、３４７の「戸籍の記載事項証明書」、３４８の「戸籍の記載事項証明書」、３４９の「戸籍の記載事項証明書」、３５０の「戸籍の記載事項証明書」、３５１の「戸籍の記載事項証明書」、３５２の「戸籍の記載事項証明書」、３５３の「戸籍の記載事項証明書」、３５４の「戸籍の記載事項証明書」、３５５の「戸籍の記載事項証明書」、３５６の「戸籍の記載事項証明書」、３５７の「戸籍の記載事項証明書」、３５８の「戸籍の記載事項証明書」、３５９の「戸籍の記載事項証明書」、３６０の「戸籍の記載事項証明書」、３６１の「戸籍の記載事項証明書」、３６２の「戸籍の記載事項証明書」、３６３の「戸籍の記載事項証明書」、３６４の「戸籍の記載事項証明書」、３６５の「戸籍の記載事項証明書」、３６６の「戸籍の記載事項証明書」、３６７の「戸籍の記載事項証明書」、３６８の「戸籍の記載事項証明書」、３６９の「戸籍の記載事項証明書」、３７０の「戸籍の記載事項証明書」、３７１の「戸籍の記載事項証明書」、３７２の「戸籍の記載事項証明書」、３７３の「戸籍の記載事項証明書」、３７４の「戸籍の記載事項証明書」、３７５の「戸籍の記載事項証明書」、３７６の「戸籍の記載事項証明書」、３７７の「戸籍の記載事項証明書」、３７８の「戸籍の記載事項証明書」、３７９の「戸籍の記載事項証明書」、３８０の「戸籍の記載事項証明書」、３８１の「戸籍の記載事項証明書」、３８２の「戸籍の記載事項証明書」、３８３の「戸籍の記載事項証明書」、３８４の「戸籍の記載事項証明書」、３８５の「戸籍の記載事項証明書」、３８６の「戸籍の記載事項証明書」、３８７の「戸籍の記載事項証明書」、３８８の「戸籍の記載事項証明書」、３８９の「戸籍の記載事項証明書」、３９０の「戸籍の記載事項証明書」、３９１の「戸籍の記載事項証明書」、３９２の「戸籍の記載事項証明書」、３９３の「戸籍の記載事項証明書」、３９４の「戸籍の記載事項証明書」、３９５の「戸籍の記載事項証明書」、３９６の「戸籍の記載事項証明書」、３９７の「戸籍の記載事項証明書」、３９８の「戸籍の記載事項証明書」、３９９の「戸籍の記載事項証明書」、４００の「戸籍の記載事項証明書」、４０１の「戸籍の記載事項証明書」、４０２の「戸籍の記載事項証明書」、４０３の「戸籍の記載事項証明書」、４０４の「戸籍の記載事項証明書」、４０５の「戸籍の記載事項証明書」、４０６の「戸籍の記載事項証明書」、４０７の「戸籍の記載事項証明書」、４０８の「戸籍の記載事項証明書」、４０９の「戸籍の記載事項証明書」、４１０の「戸籍の記載事項証明書」、４１１の「戸籍の記載事項証明書」、４１２の「戸籍の記載事項証明書」、４１３の「戸籍の記載事項証明書」、４１４の「戸籍の記載事項証明書」、４１５の「戸籍の記載事項証明書」、４１６の「戸籍の記載事項証明書」、４１７の「戸籍の記載事項証明書」、４１８の「戸籍の記載事項証明書」、４１９の「戸籍の記載事項証明書」、４２０の「戸籍の記載事項証明書」、４２１の「戸籍の記載事項証明書」、４２２の「戸籍の記載事項証明書」、４２３の「戸籍の記載事項証明書」、４２４の「戸籍の記載事項証明書」、４２５の「戸籍の記載事項証明書」、４２６の「戸籍の記載事項証明書」、４２７の「戸籍の記載事項証明書」、４２８の「戸籍の記載事項証明書」、４２９の「戸籍の記載事項証明書」、４３０の「戸籍の記載事項証明書」、４３１の「戸籍の記載事項証明書」、４３２の「戸籍の記載事項証明書」、４３３の「戸籍の記載事項証明書」、４３４の「戸籍の記載事項証明書」、４３５の「戸籍の記載事項証明書」、４３６の「戸籍の記載事項証明書」、４３７の「戸籍の記載事項証明書」、４３８の「戸籍の記載事項証明書」、４３９の「戸籍の記載事項証明書」、４４０の「戸籍の記載事項証明書」、４４１の「戸籍の記載事項証明書」、４４２の「戸籍の記載事項証明書」、４４３の「戸籍の記載事項証明書」、４４４の「戸籍の記載事項証明書」、４４５の「戸籍の記載事項証明書」、４４６の「戸籍の記載事項証明書」、４４７の「戸籍の記載事項証明書」、４４８の「戸籍の記載事項証明書」、４４９の「戸籍の記載事項証明書」、４５０の「戸籍の記載事項証明書」、４５１の「戸籍の記載事項証明書」、４５２の「戸籍の記載事項証明書」、４５３の「戸籍の記載事項証明書」、４５４の「戸籍の記載事項証明書」、４５５の「戸籍の記載事項証明書」、４５６の「戸籍の記載事項証明書」、４５７の「戸籍の記載事項証明書」、４５８の「戸籍の記載事項証明書」、４５９の「戸籍の記載事項証明書」、４６０の「戸籍の記載事項証明書」、４６１の「戸籍の記載事項証明書」、４６２の「戸籍の記載事項証明書」、４６３の「戸籍の記載事項証明書」、４６４の「戸籍の記載事項証明書」、４６５の「戸籍の記載事項証明書」、４６６の「戸籍の記載事項証明書」、４６７の「戸籍の記載事項証明書」、４６８の「戸籍の記載事項証明書」、４６９の「戸籍の記載事項証明書」、４７０の「戸籍の記載事項証明書」、４７１の「戸籍の記載事項証明書」、４７２の「戸籍の記載事項証明書」、４７３の「戸籍の記載事項証明書」、４７４の「戸籍の記載事項証明書」、４７５の「戸籍の記載事項証明書」、４７６の「戸籍の記載事項証明書」、４７７の「戸籍の記載事項証明書」、４７８の「戸籍の記載事項証明書」、４７９の「戸籍の記載事項証明書」、４８０の「戸籍の記載事項証明書」、４８１の「戸籍の記載事項証明書」、４８２の「戸籍の記載事項証明書」、４８３の「戸籍の記載事項証明書」、４８４の「戸籍の記載事項証明書」、４８５の「戸籍の記載事項証明書」、４８６の「戸籍の記載事項証明書」、４８７の「戸籍の記載事項証明書」、４８８の「戸籍の記載事項証明書」、４８９の「戸籍の記載事項証明書」、４９０の「戸籍の記載事項証明書」、４９１の「戸籍の記載事項証明書」、４９２の「戸籍の記載事項証明書」、４９３の「戸籍の記載事項証明書」、４９４の「戸籍の記載事項証明書」、４９５の「戸籍の記載事項証明書」、４９６の「戸籍の記載事項証明書」、４９７の「戸籍の記載事項証明書」、４９８の「戸籍の記載事項証明書」、４９９の「戸籍の記載事項証明書」、５００の「戸籍の記載事項証明書」、５０１の「戸籍の記載事項証明書」、５０２の「戸籍の記載事項証明書」、５０３の「戸籍の記載事項証明書」、５０４の「戸籍の記載事項証明書」、５０５の「戸籍の記載事項証明書」、５０６の「戸籍の記載事項証明書」、５０７の「戸籍の記載事項証明書」、５０８の「戸籍の記載事項証明書」、５０９の「戸籍の記載事項証明書」、５１０の「戸籍の記載事項証明書」、５１１の「戸籍の記載事項証明書」、５１２の「戸籍の記載事項証明書」、５１３の「戸籍の記載事項証明書」、５１４の「戸籍の記載事項証明書」、５１５の「戸籍の記載事項証明書」、５１６の「戸籍の記載事項証明書」、５１７の「戸籍の記載事項証明書」、５１８の「戸籍の記載事項証明書」、５１９の「戸籍の記載事項証明書」、５２０の「戸籍の記載事項証明書」、５２１の「戸籍の記載事項証明書」、５２２の「戸籍の記載事項証明書」、５２３の「戸籍の記載事項証明書」、５２４の「戸籍の記載事項証明書」、５２５の「戸籍の記載事項証明書」、５２６の「戸籍の記載事項証明書」、５２７の「戸籍の記載事項証明書」、５２８の「戸籍の記載事項証明書」、５２９の「戸籍の記載事項証明書」、５３０の「戸籍の記載事項証明書」、５３１の「戸籍の記載事項証明書」、５３２の「戸籍の記載事項証明書」、５３３の「戸籍の記載事項証明書」、５３４の「戸籍の記載事項証明書」、５３５の「戸籍の記載事項証明書」、５３６の「戸籍の記載事項証明書」、５３７の「戸籍の記載事項証明書」、５３８の「戸籍の記載事項証明書」、５３９の「戸籍の記載事項証明書」、５４０の「戸籍の記載事項証明書」、５４１の「戸籍の記載事項証明書」、５４２の「戸籍の記載事項証明書」、５４３の「戸籍の記載事項証明書」、５４４の「戸籍の記載事項証明書」、５４５の「戸籍の記載事項証明書」、５４６の「戸籍の記載事項証明書」、５４７の「戸籍の記載事項証明書」、５４８の「戸籍の記載事項証明書」、５４９の「戸籍の記載事項証明書」、５５０の「戸籍の記載事項証明書」、５５１の「戸籍の記載事項証明書」、５５２の「戸籍の記載事項証明書」、５５３の「戸籍の記載事項証明書」、５５４の「戸籍の記載事項証明書」、５５５の「戸籍の記載事項証明書」、５５６の「戸籍の記載事項証明書」、５５７の「戸籍の記載事項証明書」、５５８の「戸籍の記載事項証明書」、５５９の「戸籍の記載事項証明書」、５６０の「戸籍の記載事項証明書」、５６１の「戸籍の記載事項証明書」、５６２の「戸籍の記載事項証明書」、５６３の「戸籍の記載事項証明書」、５６４の「戸籍の記載事項証明書」、５６５の「戸籍の記載事項証明書」、５６６の「戸籍の記載事項証明書」、５６７の「戸籍の記載事項証明書」、５６８の「戸籍の記載事項証明書」、５６９の「戸籍の記載事項証明書」、５７０の「戸籍の記載事項証明書」、５７１の「戸籍の記載事項証明書」、５７２の「戸籍の記載事項証明書」、５７３の「戸籍の記載事項証明書」、５７４の「戸籍の記載事項証明書」、５７５の「戸籍の記載事項証明書」、５７６の「戸籍の記載事項証明書」、５７７の「戸籍の記載事項証明書」、５７８の「戸籍の記載事項証明書」、５７９の「戸籍の記載事項証明書」、５８０の「戸籍の記載事項証明書」、５８１の「戸籍の記載事項証明書」、５８２の「戸籍の記載事項証明書」、５８３の「戸籍の記載事項証明書」、５８４の「戸籍の記載事項証明書」、５８５の「戸籍の記載事項証明書」、５８６の「戸籍の記載事項証明書」、５８７の「戸籍の記載事項証明書」、５８８の「戸籍の記載事項証明書」、５８９の「戸籍の記載事項証明書」、５９０の「戸籍の記載事項証明書」、５９１の「戸籍の記載事項証明書」、５９２の「戸籍の記載事項証明書」、５９３の「戸籍の記載事項証明書」、５９４の「戸籍の記載事項証明書」、５９５の「戸籍の記載事項証明書」、５９６の「戸籍の記載事項証明書」、５９７の「戸籍の記載事項証明書」、５９８の「戸籍の記載事項証明書」、５９９の「戸籍の記載事項証明書」、６００の「戸籍の記載事項証明書」、６０１の「戸籍の記載事項証明書」、６０２の「戸籍の記載事項証明書」、６０３の「戸籍の記載事項証明書」、６０４の「戸籍の記載事項証明書」、６０５の「戸籍の記載事項証明書」、６０６の「戸籍の記載事項証明書」、６０７の「戸籍の記載事項証明書」、６０８の「戸籍の記載事項証明書」、６０９の「戸籍の記載事項証明書」、６１０の「戸籍の記載事項証明書」、６１１の「戸籍の記載事項証明書」、６１２の「戸籍の記載事項証明書」、６１３の「戸籍の記載事項証明書」、６１４の「戸籍の記載事項証明書」、６１５の「戸籍の記載事項証明書」、６１６の「戸籍の記載事項証明書」、６１７の「戸籍の記載事項証明書」、６１８の「戸籍の記載事項証明書」、６１９の「戸籍の記載事項証明書」、６２０の「戸籍の記載事項証明書」、６２１の「戸籍の記載事項証明書」、６２２の「戸籍の記載事項証明書」、６２３の「戸籍の記載事項証明書」、６２４の「戸籍の記載事項証明書」、６２５の「戸籍の記載事項証明書」、６２６の「戸籍の記載事項証明書」、６２７の「戸籍の記載事項証明書」、６２８の「戸籍の記載事項証明書」、６２９の「戸籍の記載事項証明書」、６３０の「戸籍の記載事項証明書」、６３１の「戸籍の記載事項証明書」、６３２の「戸籍の記載事項証明書」、６３３の「戸籍の記載事項証明書」、６３４の「戸籍の記載事項証明書」、６３５の「戸籍の記載事項証明書」、６３６の「戸籍の記載事項証明書」、６３７の「戸籍の記載事項証明書」、６３８の「戸籍の記載事項証明書」、６３９の「戸籍の記載事項証明書」、６４０の「戸籍の記載事項証明書」、６４１の「戸籍の記載事項証明書」、６４２の「戸籍の記載事項証明書」、６４３の「戸籍の記載事項証明書」、６４４の「戸籍の記載事項証明書」、６４５の「戸籍の記載事項証明書」、６４６の「戸籍の記載事項証明書」、６４７の「戸籍の記載事項証明書」、６４８の「戸籍の記載事項証明書」、６４９の「戸籍の記載事項証明書」、６５０の「戸籍の記載事項証明書」、６５１の「戸籍の記載事項証明書」、６５２の「戸籍の記載事項証明書」、６５３の「戸籍の記載事項証明書」、６５４の「戸籍の記載事項証明書」、６５５の「戸籍の記載事項

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見　その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見　その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430730	電子自治体業務の共同アウトソーシングの推進	ｅ－ｊａｐａｎ重点計画	複数の地方公共団体の業務を電子化した上で共同運用する事業。平成１５年度においては電子申請等のいわゆる住民サービス業務系システムを開発し、その成果を（財）地方自治情報センターのプログラムライブラリに掲載し、全国の地方公共団体に向け、無償で提供中。 本年度は財務会計等のいわゆる内部管理業務系のシステムについて同様の取組みを行っている。	C		共同アウトソーシング事業は特に規制があるわけではなく、各地方公共団体の判断で実施することが可能であり、特区にはなじまないものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	当初地域再生構想提案として取りまとめた資料であるので、構造改革特区の規制緩和要件を満えていないように見える。以下に規制緩和に関する要望を記述する。 ①（財）地方自治情報センター様のプログラムライブラリに掲載され、全国の地方公共団体に向けて無償で提供中の「電子申請等のいわゆる住民サービス業務系システム」などプログラム本体を、地方公共団体以外であっても電子自治体業務の推進にあたる構造改革特別区域のIT産業基盤に限って提供いただきたい。 ②同様に提供中の「電子申請等のいわゆる住民サービス業務系システム」などについて、オブジェクトコードのみならずソースコードやプログラム仕様書などのドキュメント類までの詳細の資料を提供いただきたい。 ③今年度、同様に開発中の電子自治体業務システム「財務会計等のいわゆる内部管理業務系のシステム」についても、上述の提供をいただきたい。 ※来年度以降は、同様の開発について、電子自治体業務の推進にあたる構造改革特別区域のIT産業基盤においてその作業を進め、この地域のIT産業基盤と情報共有を図っていただきたい。構造改革特区として実現したい主たる目的は、この地域における共同アウトソーシングの実現ではなく、共同アウトソーシングの推進に重要なGPLオープンソースによる電子自治体ERP（統合業務システム）の開発とサポート（導入支援）を行う拠点の内ひとつの実現です。GPLオープンソースは実行形式のオブジェクトコード以外にソースコードを公開する義務があります。このことから当事者以外にもシステムの改善や発展が図られ、低廉にシステムを使用することが可能です。OSやデータベースエンジンに特定のソフトウェアを使用して、システム改善の度に高額なライセンス料を支払う状況からオープンな世界に踏み出したい。その拠点を青森県にも創出したいという構想です。もちろんGPLオープンソースで開発済みのソフトウェア資産はオブジェクトもソースも公開する義務（第三者が改変しても、その当事者に公開義務）があります。（財）地方自治情報センター様と協力してオープンに開発を進め個別の開発当事者以外に手の出せないブラックボックスの存在をできるだけなくして開発にあたりたいと考えています。国の資産となるわけですからソースコードやドキュメント類も公開しておくべきです。（一部の例外は防衛上の機密事項など限られています。）その主たる目的を実現するための二次的な目的として、経済基盤としての共同アウトソーシングを実践する地域IDCが必要としています。 　いままでの開発済み成果品「電子自治体業務システム（ソースコード）」を提供いただければ、これを基にGPLオープンソースソフトウェアとして、電子自治体ERP（統合業務システム）のコアシステムを段階的に整備できます。電子政府や電子自治体の推進にあたりオープンソースのOSを安心して使用できることは、厳しい財政状況の中でコストダウンの効果が期待できます。またオープンソースのOSの配下で、オープンソースのデータベースシステムなどミドルウェアとアプリケーションプログラムである電子自治体業務システムERPもオープンソースで稼動すれば運用にかかるコストが軽減できます。また個別ユーザーのみなさず今後導入を検討するすべての地方公共団体にソースコードレベルでの公開されることは、個別要求によりカスタマイズもローコストに可能となります。 　ただしオープンソースのOSやミドルウェアをユーザーが安心して使用できる為には、サポートに責任を持つ体制が必要であり、その供給拠点のひとつを当地域の標榜する地域IT産業基盤が担うことを計画している段階です。オープンソースのOSの活用にはいくつかの課題があります。その一つ一つを解決するべく活動するIT産業拠点を目指したいと考えています。	C	Ⅳ	共同アウトソーシング事業においては、ソースコード等を地方公共団体に対してのみ公開している。これは、開発時に各地方公共団体と開発ベンダーとの間の個別の契約において地方公共団体に対しては公開することを条件としていたためである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	意見 　電子政府構築計画ではレガシーシステムの改善にオープンシステム化を推進しています。←「電子政府構築計画」URL　http://www.e-gov.go.jp/doc/scheme.html#keikaku 　電子自治体ではレガシーシステムの改善にオープンソースを推奨しています。←「電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会」URL　http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/040506d.pdf 　ソースコード及びDFD、ERD、プログラム仕様書、構成管理など設計図書・開発ドキュメント類は公開が必要と思われます。今後のシステム開発はドキュメント類の公開を前提条件として構築を実施して、ベンダーが供給しなければ発注しないという制限も必要です。 　ベンダーの生命線は工業所有権などによる保護、機種依存やOSによる制限、データベースエンジンなどミドルウェアによる制限などによって随意契約を勝ち取ること、電子政府システム最適化計画のオープンシステム化を目指す目的は何か？開発・運用コストの低減と品質の維持・発展ではないでしょうか。 　今後に発生する電子自治体コアシステム、モデルシステムなどの成果品については、ソースコードと設計図書の公開を条件として、当面は構造改革特区のIT産業基盤に限って開示していただきたい。	その他 　電子自治体ERPのコアは、当然次世代プラットフォームにより連携する各機関との データ交換も可能です。 　ERPコアをベースに、ユーザーとなる個別自治体毎にカスタマイズされ、地域の事情を反映した構築と運用を実現できます。パッケージ開発費と、受託者が変わるごとに同様な業務分析から費用発生するところが省略できます。国全体の費用でもあるわけですから、開発済み資源は最大限有効利用しなければなりません。	C	Ⅳ	共同アウトソーシング事業においては、ソースコード等を地方公共団体に対してのみ公開している。これは、開発時に各地方公共団体と開発ベンダーとの間の個別の契約において地方公共団体に対しては公開することを条件としていたためである。 　今後においても、個々の契約ごとに条件を決めることとしており、対応については、その契約条件によることになる。	1380	13802010	キャプテンあおもり㈱、㈱アイシーシーコンピュータ、㈱シンク、マルママコンピュータサービス㈱、㈱アイディーエス、㈱サンコンピュータ、吉田システム㈱、明治安田システム・テクノロジー㈱、青森県情報サービス協同組合	電子自治体共同アウトソーシングを受託する地域IDCを核とした、オープンソース開発サポートビジネスによる地域産業再生構想	モデルシステム開発・実証の場に青森県のIT産業基盤を選定いただく。その中で電子自治体ERP（統合業務システム）を開発・実証する。 またモデルシステムの開発済み成果「電子自治体業務システム（ソースコード）」を提供いただく。これらをもとにオープンソースソフトウェアとして、電子自治体ERPのコアシステムを整備する。 共同アウトソーシングを受託する地域IDCを整備する。具体的には補助対象施設の転用による有効利用をベースに、セキュリティ措置、地域イントラなど広帯域通信回線の設備、ハードウェアの導入、ソフトウェアの構築など追加建設投資をPFI方式により民間資金を活用する。
総務省	0430740	地方独立行政法人が港湾管理者となるための法的措置	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 　試験研究、大学の設置及び管理、公営企業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理。	C	Ⅱ・Ⅲ	港湾施設の設置・管理を地方独立行政法人に行わせることについては、「公の施設」に関する指定管理者制度が創設され、「公の施設」の管理運営について相当程度民間活力が発揮されるようになることから、まずは当該制度の活用について検討すべきであり、また、地方公共団体の具体的な意向等を見極める必要があり、直ちに特区で対応することはできない。	指定管理者に加えて、地方独立行政法人による港湾の管理が実現できないか、再度検討し、回答されたい。			C	Ⅱ・Ⅲ	地方行革の手法として、まず指定管理者制度について検討すべきであり、その活用状況、地方公共団体の具体的な意向を見極めた上で判断したい。									1476	14762010	（社）関西経済連合会、（社）関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	○大阪湾内の各港湾管理当局を統合改組し設立する地方独立行政法人が各港湾を一元的に管理する港湾管理者となることができるよう港湾法、地方独立行政法人法などが所要の法律改正を行う。 ○とん税、特別とん税の課税に関する所要の調整
総務省	0430750	郵便局の外国人観光客向けサービスの充実	なし	規定はない。	E		日本郵政公社の経営判断等により取扱可能。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	日本郵政公社法第２３条により、同公社の取扱業務の内容は、「業務方法書」により総務大臣の認可を受けなければならないとされている。 　本県及び関係市町村は日本郵政公社及び地域内の郵便局に対し働きかけを行うが、総務省においても、前記認可行為において、本県の取組への積極的な支援をいただきたい。		E	-	総務大臣の認可を受けて日本郵政公社が定めた業務方法書において、既に、郵便局窓口及びＡＴＭの取扱時間については「利用者の便益等を考慮して必要がある場合には、窓口取扱時間を変更できる」旨が、外貨両替（の取扱局及び取扱外貨の種類の決定）については「公社の定めるところによる」旨が規定されているところであり、本提案に係る施策の実施に関しても、日本郵政公社は、その経営判断により取扱可能となっている。									1578	15782060	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	県内観光地による郵便局の ・窓口取扱時間延長 ・ＡＴＭ24時間取扱局の拡大 ・外貨両替サービス体制充実（韓国のウォン取扱局拡大、中国の元取扱開始）
総務省	0430760	非常勤職員に対して期末・勤勉手当の支給を可能とする	地方自治法第203条第1項	普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。	C		非常勤職員に対しては、その勤務量に対する純粋な反対給付としての報酬が支給されることされており、期末手当や勤勉手当を支給することは馴染まないものである。 　なお、非常勤職員に対して期末手当、勤勉手当を支給することのみによって、提案団体が目的とする「優秀な人材の確保や地域雇用の確保」に貢献するものとは考えられないところ。	本提案は、勤務形態が一般職の常勤職員と変わりなく、一定の期間継続的な雇用関係にある非常勤職員について、特に人材確保等の必要性から、期末・勤勉手当に相当する給付の支給を可能とすることを求めている。 　右の提案主体の意見を踏まえ、この観点から再度検討し、回答されたい。	回答は、地方自治法第２０３条での非常勤職員の報酬等についての解釈を示したものであるのに対し、本市の提案は新たに地方自治法に手当支給が可能になるような規定を設けるものであり、提案趣旨を理解した満足な回答ではないと考える。 現行の地方自治体職員体制は、行政改革等による定数適正化計画に基づき職員の計画的な削減が行われている反面、地方分権、事務移管など社会情勢を反映した住民ニーズの多様化による事務事業量の急激な増加状況にあり、これに対処するために、毎年非常勤職員へ依存せざるを得ない状況となっている。 　以下が、本市における非常勤職員の現状に基づいた特区の提案に至ったので、これらの背景を十分ご理解いただき関連府省庁との再検討の調整を願いたい。 ①各市町村では、地方公務員法第22条の規定に基づく任期を定める臨時職員では対応しきれないために、常時勤務することを必要とせず、かつ専門的知識等を有する非常勤職員の採用により窮地を乗り切っているのが現状である。 ②これら非常勤職員に対しては、地方自治法第203条の規定により報酬しか支給できないことになっているが、同条項は制定時の背景から議会の議員、委員会の委員、審議会、審査会の委員等の非常勤職員を想定したものである。 　今日の社会情勢や経済変化により、嘱託員などの市行政業務に従事する非常勤職員の勤務状況が変わってきており、非常勤職員を独立には成立しない状況で、それに伴う報酬は「生活給」となんら変わらない現状と言える。 ③このため、多くの市町村が条例や要綱によって、一般職員と同時期に合わせ期末、勤勉手当を支給している実態があるのも事実である。 ④本市の非常勤職員の任期は一年間であるが、地域雇用の確保の観点から見ると限られた地域の中で優秀な人材の確保に苦渋している。このため本市にとっては、優秀な非常勤職員の継続任用は重要であることから、人事考課を実施しその能力を見極めるとともに優秀な非常勤職員に対して勤勉手当「勤勉報酬」により、やる気と組織の活性化、公務能率の向上を図るものである。		C		地方公共団体の非常勤職員に対しては報酬を支給し、実費弁償として通勤手当相当分が条例により支給できることとなっているが、これは報酬が非常勤職員の行う非常勤の役務に対する純粋な反対給付であるという性質によるものである。 　稲城市の主張は、同市の非常勤職員の勤務形態が継続化しており報酬が実態として生活給となっているのことであるが、同市において非常勤職員として採用されている以上は、常勤の職員と職務の責任や内容等が異なると自ら判断しているものであり、常勤の職員と異なる非常勤の職員としての報酬支払いの考え方に立たざるを得ないものと考える。 　なお、平成16年6月に改正された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」により一定の場合任期付短時間勤務職員の採用が行えることとなっているところ。 　この制度によって採用されている者に対しては、期末・勤勉手当も含めた諸手当も支給することができるようになっているところであり、これにふる対応が可能と考えられる。									1024	10241010	東京都稲城市	非常勤職員意欲増進特区	地方公務員の非常勤職員に対して、正規職員の期末、勤勉手当支給月に勤勉手当（あるいは勤勉的な報酬）を市の判断で一般の常勤職員との均衡を考慮しつつこれらを支給することを可能とする。
総務省	0430770	地方公務員法の兼業許可基準の明確化	地方公務員法第３５条、地方公務員法第３８条	営利企業への従事等は、人事委員会規則等に定める事由に基づき任命権者が許可	D-1		地方公務員が営利企業の役員を兼ねることや報酬を得て事業等に従事することについては、①職務専念義務の免除（地公法３５条）、②営利企業等の従事制限の許可（地公法３８条）の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例や人事委員会規則で定めることとなっており、現行の規定により対応すべきものである。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D－１		自治体病院においても、職員の兼業は、①職務専念義務の免除（地公法３５条）、②営利企業等の従事制限の許可（地公法３８条）の規定に従って、自治体病院の業務に支障のない場合、任命権者の判断により可能となるものである。 従って、提案事項についても、現行の規定により対応できるものである。									1185	11851030	NPO法人りんくうメディカルプラザ	りんくう国際医療特区構想	地方公務員の兼業許可基準の明確化
総務省	0430780	地方公務員法第３条に掲げる特別職の範囲を拡大し、市長が指定した部局職以上のポスト、市長が必要とする補佐職を特別職とする	地方公務員法第３条第３項第３号	地方公務員を職務の性質に応じて、地方公務員法が適用される一般職とそれ以外の特別職に区別	C		特別職の場合、地方公務員法が適用されないことから、成績主義、厳格な服務規則、政治と行政の分離等の地方公務員法の原則が法的に担保されず、弾力的な任用という名のもとに自由任用が可能となり、任命権者の人間関係や政治的配慮による任用が行われる可能性が高い。したがって、能力に基づく政治的に中立な任用を継続的に保障することで、行政における専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、ラインの長である部長職は一般職であるべきであり、特別職には馴染まない。 　市長の政治的リーダーシップに従って職務を遂行する幹部職員を確保したいのであれば、複数助役制を導入することにより対応すべきものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	総務省は、今回提案した特別職の場合、任命権者との人間関係や政治的配慮による任命が行われると指摘されています。 　しかし、人事に限らず、行政運営でそうしたことが背景で行われた場合、議会だけでなく市民に厳しい評価を受けます。首長自身が不信任されることになります。このことは自体、つまり首長の行動が直接市民有権者の評価に晒されるということは自体が、地方分権の意義であるといえますが、こうした点からも、ご指摘のような任用の可能性は低いものと考えます。 　また、行政における専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、一般職が妥当などご指摘がありますが、このことをことさら重視することで官僚主義の現われであり、中央官庁の共通の認識であるなら、改めるべきことと考えます。業務に必要とする専門知識を持つ外部の人間も含めた多用な人材を適所に登用することにより、一層効果的で適切な業務執行が行えることとなるものと考えます。 　地方自治法や地方公務員法の違守、政治的中立性の確保については、規定を設け対応することが可能です。 　複数助役制の点については、助役の業務が市長の職を補佐し代理を務めるという実態を考慮すると、各部門の長若しくは専門補佐職として複数助役制を活用することは、法的には可能であっても非現実的といわざるを得ません。だからこそ、特区制度を通じて、新たな職責を持つ特別職として設置することを提案させていただいたものです。 　総務省においては、現行制度の枠組みにこだわることなく、健全な地方自治の発展という共通の目標のもと、特区制度をむしろ積極的に活用する視点を持っていただき、本提案の多様な特別職制度の導入に道を開けられよう、重ねて求めるものです。		C		首長の行動が市民の評価に晒された結果、地方公務員法による保障の対象外である特別職として任用された職員の立場が不安定になる可能性があるため、提案内容のような職務については一般職の職員をもって当てることとされているところ。 また、「市長が指定した部長職以上のポスト、市長が必要とする補佐職（以下「部長職等」という。）」について、提案主体からの意見の中には、「業務に必要とする専門知識を持つ外部の人間も含めた多様な人材を適所に登用する」とあるが、例えば、一定の任期を定め、必要に応じて高度な能力を持つ人材を幅広・登用したいとの考えであれば、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）」に基づき、任期付き職員を部長職等として採用することも可能。このように、特別職ではなく、地方公務員法が適用される一般職であっても提案事項の実現は可能である。 また、複数助役制の点については、助役が事務取扱により部長の職務を担当することもあることから、決して非現実的であるとは言えないもの。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	総務省の回答では、首長の行動が市民の評価に晒された結果、任用された職員の立場が不安定になると指摘されています。 しかし、市長が指定する部長職や市長が必要とする補佐職（以下「部長職等」という。）が特別職である以上、任命した首長と運命共同体であることは当然のことです。 　首長への評価が、まさに主権者である市民の意志として下されれば、他の特別職と同様、それに従うことが基本です。 　また、「一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付職員の採用との指摘がありました。 地方分権のねらいである「自己決定・自己責任」の行政システムを確立するには、各行政部門ごとに住民の意思を反映した的確かつ業務執行が必要であり、その為には首長だけではなく、行政部門の長も担当する部門の業務に責任を持って行うことが重要です。 この責任の度合いは、特別職と一般職とでは大きな違いがあります。 特別職である部長等の場合は、市長に準じた責任が求められ、施策の決定や推進にあたり、責任の所在が明確になることから、より迅速に、また確実に進めることが可能になります。 このことから、部長職等を特別職としようとするものです。 次に、複数助役について、助役が事務取扱により部長職を担当することもあるので非現実的とは言えないとの指摘がされています。 　例えて、助役が事務取扱として部長職を兼ねることもありますが、この場合は、部長が何らかの事情で欠けた場合の臨時的な措置が一般的であり、助役が恒久的に部長職を兼ねることはあり得ません。 　実際、助役の任務である市長の職を補佐し代理を務めるということから考えても、部長職を兼ねることはとはならないと考えます。 仮に、助役が部長職として兼ねるということであれば、提案した部長職等が特別職であることも可能と考えます。		C	責団体の意見には、「職務遂行上の責任の度合いは、特別職と一般職では大きな違いがある」とあるが、賛法上公務員は全体の奉仕者として住民に奉仕するものであり、その意味において特別職と一般職においてあまり大きな責任の違いがあるという意見については疑問もも適当であるとは考えられない。 　また、「部長職等が特別職である以上、任命した首長と運命共同体であることは当然のこと」とあるが、このことは、首長の行動が市民の評価に晒された結果によって、ラインの長である部長職等が異動することを意味しており、行政における専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、部長職等を特別職にすることは適当ではない。 　責団体からの御提案に対する当方の考えとは前回まで及び上記の回答においてお示ししたとおりであるが、部長職等のような職務については一般職の職員をもって当てるべきであり、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）に基づき、任期付き職員を部長職等として採用することも可能である。 　なお、複数助役制については、「助役が事務取扱により部長職等を兼ねることが恒久的でなく、非現実的である」とい う責団体のお考えであるが、市長が必要とする補佐職についても部長職等と同様に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期付き職員を部長職等として採用することも可能である。	1235	12351010	千葉県我孫子市、埼玉県草加市	自立都市推進特区	認定を受けた自治体において、当該地方自治体の長が指定した部長職以上のポストや市長が必要とする補佐職について、条例で任命方法（任命権者は地方自治体の長）、給与・報酬の支給方法等を定め、それに基づき、認定自治体の長が必要な人材を登用することを可能とする。なお、登用することが可能な者は、一般職の公務員でも民間の人材でも可とする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430790	部分休業の承認をすることができる時間等の拡大	地方公務員法第24条第5項 人事院規則19－0第15条	地方公務員の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない。 また、国家公務員の育児の部分休業の時間数の拡充については、平成17年7月13日の人事院における「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめの中でも議論されているところである。 地方公務員の育児休業制度は、地方公務員法第24条第5項により、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、国の育児休業制度に準じた制度となっているところであり、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を検討すべき問題である。	C		本提案の内容は、子育て・次世代育成支援策として極めて有効と考えられることから、国における措置に先行して特区で実施できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	① 現行制度で、例えば月曜日から木曜日までの毎日2時間を育児に係る部分休業として取得した場合（一週間につき計8時間）と、本市が不の形態の弾力化を提案するように、例えば金曜日のみの8時間を部分休業として取得した場合と、どれほどの制度差があるのでしょうか。取得した時間が同じといえども日が異なれば国、他の地方公共団体との権衡を著し(失する)ことになるのでしょうか。 ② 次世代育成支援対策推進法に基づいた特定事業主行動計画を作成しなければならないときに、「国や民間企業において育児休業制度が普及していない段階において、特定地域の地方公務員にのみ特別な取扱いをすることについては、慎重な取扱いが必要である。」とのご指摘は当たっていないと考えます。むしろ逆で、現行の部分休業制度の設計では活用しがたい方から普及しない実態があると考えます。次世代育成支援に関わる職業生活と家庭生活との両立は現行制度の弾力化が必須と考えますがいかがでしょうか。 ③ 近(施行が予想される他の部分休業制度（修学部分休業・高齢者部分休業）と育児に係る部分休業制度を組み合わせることにより、多様なワークシェアリング（地域雇用の創出）が期待できます。この観点からでも「2時間を超えない範囲内」では極めて不十分であると考えます。 是非、再考していただきたくお願いします。	C		育児休業制度の拡充は、子育て・次世代育成支援策として極めて有効と考えられることから、国の動向を踏まえて全国的な対応を検討すべき問題であるとの認識は共有されていると考えるが、国家公務員及び民間企業労働者にも共通する事項であり、その育児をするための制度について、ある地域において地方公務員だけ（ご提案の内容では、多治見市職員のみと思料）が有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。 なお、「提案主体からの意見」にあるご運用は、権衡を失するものである。また、8月6日付の人事院報告において勤務時間に関する制度を弾力化・多様化して、職業生活と家庭生活との両立支援のためをいっそう推進するとされたところであり、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応をすることが適当である。	育児休業制度の拡充は、子育て・次世代育成支援策として極めて有効と考えられることから、国の動向を踏まえ早急に対応されたい。 また、これに加え、本提案の趣旨に沿った育児のための部分休業の時間の拡充について、国における措置に先行して特区で実施できないか、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省からの再検討要請に対する回答について再度ご意見を申し上げます。ご回答では「育児をするための制度について、ある地域において地方公務員だけ（提案の内容では、多治見市職員のみと思料）が有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない」とのことでした。しかしながら、そもそも構造改革特区の趣旨は、全国一律で非効率的なもの、時代に即しないものがある中で、全国一斉に緩和することが困難であるため、地域を限定して実験的に見直し、効用や弊害を評価するものであり、効果のあるものは全国に広げて(制度である)と理解しています。そのために地方自治体の実情に応じた構想を提案しているものです。貴省のご回答では「地方公務員だけが有利な」とありますが、これは地方公務員の給与、勤務時間での他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないものとの趣旨でしょうか。先の意見に記載しました育児に係る部分休業の取得について、「月曜日から木曜日までの毎日2時間ずつ、合計8時間」と「例えば金曜日のみの1日8時間」を比較した場合、これが著しく均衡を失しているとは考え難いものであるため、上記のような改善もあり得るのではないかと考えます。再度ご検討願いたく存ります。			ご意見中にみられるとおり「地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないもの」と基本的に考えている。 地方公務員、国家公務員及び民間企業労働者に共通する育児をするための制度について、「その地方自治体の実情に応じた構想を提案」として市役所の職員だけが有利な取扱いとなるようなものは特区の提案としては適当と考えられないという趣旨を従前から申し上げているところである。 なお、育児休業制度の拡充については、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を行う。	C		ご意見中にみられるとおり「地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないもの」と基本的に考えている。 地方公務員、国家公務員及び民間企業労働者に共通する育児をするための制度について、「その地方自治体の実情に応じた構想を提案」として市役所の職員だけが有利な取扱いとなるようなものは特区の提案としては適当と考えられないという趣旨を従前から申し上げているところである。 なお、育児休業制度の拡充については、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を行う。	1637	16371010	岐阜県多治見市	育児休業の形態の弾力化特区	人事院規則19－0第15条において、国家公務員の部分休業の承認は正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通して2時間を超えない範囲内で行うこととされている。地方公務員については、地方公務員法第24条第5項の規定により国及び他の地方公共団体の職員との均衡上、人事院規則第15条に準じて定めるべきとされている。本提案は、「一日を通して2時間を超えない範囲内」を「任命権者が承認する日又は時間」とするよう部分休業の拡大を図るもの。
総務省	0430800	部分休業の承認をすることができる時間等の拡大	地方公務員の育児休業等に関する法律第9条 地方公務員法第24条第5項 人事院規則19－0第15条	条例の定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員が一日の勤務時間の一部について勤務しないことができる。	C	Ⅰ	国や民間企業において提案にあるような育児休業制度が普及していない段階において、特定地域の地方公務員にのみ特別な取扱いをすることについては、慎重な取扱いが必要である。 なお、提案にあるような「1週間のうち2日間の勤務や隔日勤務」は部分休業であるが、1日2時間まで取得できる国家公務員の育児のための部分休業の時間数の拡充、取得方法の弾力化については、平成17年7月13日の人事院における「多様な勤務形態に関する研究会」の中間取りまとめの中でも議論されているところである。 地方公務員の育児休業制度は、地方公務員法第24条第5項により、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、国の育児休業制度に準じた制度となっているところであり、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を検討すべき問題である。	本提案の内容は、子育て・次世代育成支援策として極めて有効と考えられることから、国における措置に先行して特区で実施できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「地方公務員の育児休業制度は、地方公務員法第24条第5項により、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、国の育児休業制度に準じた制度となっているところであり」とのご指摘ですが、この理由では「特区提案」その もの を否定することになり、合理的な理由とはいえないのではないでしょうか。勤務から完全に離れることなく子育てができ、かつ、育児休業を取得してもスムーズに職場復帰ができるように、育児休業形態を弾力化すべきであると考えます。育児休業が連続する期間でなければならない強固な理由が見当たりません。例えば1週間のうち2日の勤務を設定すること や隔日勤務を選択する等、育児を行う職員のそれぞれの実情に応じた弾力的な育児休業にすべきと考えます。以上、再考をお願いします。	C		育児は、地方公務員のみならず、国家公務員及び民間企業労働者にも共通する事項であり、その育児をするための制度について、ある地域において地方公務員だけ（ご提案の内容では、多治見市職員のみと思料）が有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。 なお、8月6日付の人事院報告において勤務時間に関する制度を弾力化・多様化して、職業生活と家庭生活との両立支援のためをいっそう推進するとされたところであり、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応をすることが適当である。	育児休業制度の拡充は、子育て・次世代育成支援策として極めて有効と考えられることから、国の動向を踏まえ早急に対応されたい。 また、これに加え、本提案の趣旨に沿った育児のための部分休業の時間の拡充について、国における措置に先行して特区で実施できないか、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省からの再検討要請に対する回答について再度ご意見を申し上げます。ご回答では「育児をするための制度について、ある地域において地方公務員だけ（提案の内容では、多治見市職員のみと思料）が有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない」とのことでした。しかしながら、そもそも構造改革特区の趣旨は、全国一律で非効率的なもの、時代に即しないものがある中で、全国一斉に緩和することが困難であるため、地域を限定して実験的に見直し、効用や弊害を評価するものであり、効果のあるものは全国に広げて(制度である)と理解しています。そのために地方自治体の実情に応じた構想を提案しているものです。貴省のご回答では「地方公務員だけが有利な」とありますが、これは地方公務員の給与、勤務時間での他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないものとの趣旨でしょうか。先の意見に記載しました育児に係る部分休業の取得について、「月曜日から木曜日までの毎日2時間ずつ、合計8時間」と「例えば金曜日のみの1日8時間」を比較した場合、これが著しく均衡を失しているとは考え難いものであるため、上記のような改善もあり得るのではないかと考えます。再度ご検討願いたく存ります。			ご意見中にみられるとおり「地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないもの」と基本的に考えている。 地方公務員、国家公務員及び民間企業労働者に共通する育児をするための制度について、「その地方自治体の実情に応じた構想を提案」として市役所の職員だけが有利な取扱いとなるようなものは特区の提案としては適当と考えられないという趣旨を従前から申し上げているところである。 なお、育児休業制度の拡充については、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を行う。	C		ご意見中にみられるとおり「地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないもの」と基本的に考えている。 地方公務員、国家公務員及び民間企業労働者に共通する育児をするための制度について、「その地方自治体の実情に応じた構想を提案」として市役所の職員だけが有利な取扱いとなるようなものは特区の提案としては適当と考えられないという趣旨を従前から申し上げているところである。 なお、育児休業制度の拡充については、今後、必要に応じ、国の動向を踏まえて全国的な対応を行う。	1637	16371020	岐阜県多治見市	育児休業の形態の弾力化特区	職員の育児休業は、子が3歳に達する日までの間で、承認された1回の期間を中断できない制度になっている。また、その期間の延長は原則として1回に限られるのとされている。本提案は、育児休業の形態を継続的な期間に限ることなく、職員一ニズに応じ断続的な勤務 例えば1週間のうち2日間の勤務や隔日勤務等）を認めようとするもの。
総務省	0430810	目標管理制度による実績評定、能力評定、態度評定を反映した給与処遇の構築	地方公務員法第24条、第25条③、第27条、第28条	・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。（第24条⑤） ・給与に関する条例には、左の事項を規定するものとする。 一 昇給の基準に関する事項（第25条③） ・職員は、・・・条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。（第27条②）	D-1		勤務成績に応じた給与上の措置については、成績の優秀な者に対しては、特別昇給や勤勉手当への反映による給与の増額、他方、成績の良くない者に対しては、昇給延伸や条例で定めるところにより降給を行うことで給与の減額が行えるところであり、提案団体の要望は現行制度において、十分実現できるものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			公務能率の向上という観点からも、年功給、年齢給的な処遇を改め、職員の実績を給料に的確に反映しようとする試みです。特別昇給、勤勉手当への反映は既に実施していますし、成績が良くない職員への昇給延伸及び降格（予告）も平成16年度から実施しています。しかしながら、僅か1号給の給料開差では能力・実績を的確に反映したとは言い切れず、ご指摘にあるように「現行制度において、十分実現できるものである」とは認識していません。本市が提案するような、目標管理による勤務評定結果に基づき、毎月の給料に条例で定める一定割合を加算又は減額できる運用を望むものです。なお、条例で定める一定割合の額は、給料月額の100分の10以内を想定しており、6ヶ月（勤務評定）ごとに任命権者が市長と協議して加算・減額の対象者を決定するものです。「働かなくても同じ」は是正すべきであって、職員が高い士気を持って働くためには、その働きを適切に「給料」に反映することが必要と考えます。短非、再考をお願いします。	C		地方公務員の給料表は、国に準ずることが地方公務員法の基本的な考え方であるが、その給料表を通じ、職務の複雑、困難、責任の度合等を考慮し、それに応じて職務の級や号給を定めることによって職務給の原則を具体化されることとなるもの。 また、地方公務員は労働基本権の制約を受けているなかで、その給与は地方公務員法24条第3項に従う生計費を考慮して定めなければならないものとされており、地方公務員の給与は上記の職務給の原則の他に生活給的要素をも含んで定めなければならないもの。 これらを踏まえ、給料については給料表として条例で定めた上で、勤務評定の結果を反映させる方法として特別昇給や勤勉手当への反映により給与を増額する方法があり、一連の給与体系として組み立てられているものの。したがって、勤務評定の結果を給与に反映させていくことはしてもそこには自ずから限界があるものと考えられる。したがって、現行制度における特別昇給や勤勉手当への反映による給与の増額や、成績の良くない者に対する昇給延伸措置や条例に定める降給を行うことは以上にどのような給料表や給与体系を念頭においているかは不明であるが、仮に上記の給与原則に反する給与体系であれば任命権者の裁量権を逸脱し、違法と評価せざるを得ないのとなると考えられるところ。	C		本市の提案は、6ヶ月ごとの勤務評定結果に基づき、特に成績優秀であった者に対しては6ヶ月間給料月額に一定割合を加算、また、成績が特に良くない者に対しては一定割合を減額することとし、次の評定期間の成績次第では本来受けるべき給料月額に戻ったり、またはこれに加算、減算されたりする仕組みです。このように号給を変更することなく、一定期間、一定割合の加算、減算措置を行うことにより、勤務成績を給料に柔軟に反映することを目的としています。現行制度において同様の効果を実現しようとすると、同一人に対し特別昇給や降給を繰り返し行うことになり、非現実的であります。あくまでも現行の給料表、給与体系を維持しつつ、「給料」に勤務評定結果を反映させたいと考えています。再度ご検討をお願いします。なお、貴省意見において「違法と評価せざるを得ない」旨の記述がありますが、そもそも特区制度の本来の目的が現行法令上対応できないものについて要望するという趣旨である以上、本提案が現行制度においては違法となる可能性が高いことはいわば当然であると考えられることを申し添えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				C		地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第3項に「その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされていることに関係ぬの原則が適用されると同時に、同条第3項に「あるがままに生計費及び国や他の地方公共団体の職員等の考慮が求められる」旨規の原則が適用されるとされている。 これらの原則を踏まえ、現行の地方公務員の給与体系においては、給料については各府庁職員給料表に基づいつつ生計費も考慮しながら給料表を定め、勤務成績は勤勉手当に反映されるとともに、国に準じた特別昇給等で地方公務員法に定める給料・職務の複雑さ・困難さ・責任の度合いを考慮して反映されることが基本とされている。 上記の原則については、地方公務員の勤務条件のなかでも重要な位置を占める給与に関する基本原則であり、一部の地域においての原則の適用は、地方公務員の勤務条件の一部を特別な取扱いとする基本事項を確立するとする地方公務員法の趣旨を没却するものであり、認められない。 「具体的には、提案は4ヶ月ごとの勤務評価に基づき、4ヶ月間給料月額を一定割合で加算・減算し、たゆまぬ努力をすべきものとしたいとしている。 ① 第一の疑 問の疑・等 に おいて、異なる評価を受けることにより異なる給料月額が支給されることとなり、同一の職に同一の給料を支払う職務給の原則に違反されるのでは。 ② 特に給料が減じられる場合は、その対応によっては、給料によって生計費を考慮する原則にも抵触するおそれがあること。 ③ 地方公務員は、全体の奉仕者として民間企業の労働者とは異なる勤務関係にあり、労働基本権の制約があるとの同時に勤務・減給などに ついて法律やそれに基づく条例による事由によるなければならないとされ ているが、この条件が現在のままであっても、現行地方公務員法が減給 については懲戒による場合のみ、降給については分限の場合のみ規定しているのに対して、本 に勤務成績査定の結果を反映させるとしてもこれらの法令の趣旨を没却することはできない。 ④ 「地方公務員の給与は、生計費を考慮して定められるべきである」とされていることから、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第3項の規定により、地方公務員の給与の水準・内容について、国家公務員における給与の水準・内容との均衡を求めている勧告制度に規制されるおそれがあること。 から、このような勧告制度は適切でないと思わざるを得ないもの。					1638	16381010	岐阜県多治見市	実績を反映した給与処遇特区	現在、本市においては、管理職経任試験、昇任主査級昇任試験、目標管理の勤務評定結果による成績降格・昇給延伸・特別昇給、勤勉手当への反映、部下による上司の評定を通じて職員の成績・実績に応じた人事運用を推進している。今回の提案は、勤務評定結果に基づき、勤務成績が特に良好であった職員に対し毎月の給料月額を一定割合で加算し、逆に、逆に勤務実績が良くない者に対しては、6ヶ月間給料月額を一定割合で減額する「特給」の特例として毎月の給料月額から一定額を減ずる方策を講じることである。これにより、職務に給与の根本基準を置くこと を定め、年功的・機械的な処遇用となりがちな現在の給与制度から、実績にも実績を評価し、優秀とされた者に対して給料を支給するシステムに改めるものである。 なお、同じ人件費枠の中で実施することを踏まえると、新たな人件費増は伴わない。
総務省	0430820	郵便局地域配達サービスを可能に関する特例 郵便局全国統一価格規程に関する特例	郵便法第75条の2第1項～第3項	どの郵便局で郵便物を配達するかについては、日本郵政公社において決められることであり、法律上の制限はない。 また、配達をする職員を限定することについても法律上の制限はない。 郵便料金については、日本郵政公社が定めるものであるが、一の郵便局においてその引受け及び配達を行う通常郵便物は、配達地点で異なる料金を定めることが可能であり、現に、郵便区内特別郵便物として全国均一料金よりも安い特別料金が定められている。 また、小型郵便物についてもその送達距離や運送区等に応じて料金を設定することは可能であり、現に、同一の郵便区内又は同一市町村内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの等については、他の第一種郵便のものよりも安い料金が定められている。	D-1E	—	日本郵政公社が、どの郵便局で郵便物の配達を行うかについて、法令上の制限はない。 また、配達をする職員を限定することについても、法令上の制限はない。 郵便料金については、法令上、すべから（全国均一であることを日本郵政公社に義務付けているものではない。 郵便料金については、法令上、すべから（全国均一であることを日本郵政公社に義務付けられているものではない。 郵便料金については、日本郵政公社が定めるものであるが、一の郵便局においてその引受け及び配達を行う通常郵便物は、配達地点で異なる料金を定めることが可能であり、現に、郵便区内特別郵便物として全国均一料金よりも安い特別料金が定められている。 また、小型郵便物についてもその送達距離や運送区等に応じて料金を設定することは可能であり、現に、同一の郵便区内又は同一市町村内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの等については、他の第一種郵便のものよりも安い料金が定められている。	D-1E	—	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）及びE(事実誤認）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。	D-1E	—	現行制度において提案の内容を実現することは可能。ただし、実際に提案のようなサービスを実施するかどうかについては、日本郵政公社の経営判断によることなる。											
総務省	0430830	コミュニティ放送の空中線電力の上限基準の緩和	放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第1総則10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	C	Ⅲ	コミュニティ放送（市区町村限定）は、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に関するための施設が整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その区域の聴取可能な区域内（市区町村の一部の地域）に居住する住民の、各市区町村において長期地域に定着しるお組織や情報の提供を区域を明確にする観点から特別な放送区域である。 その使用目的は、地域の情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 また、コミュニティ放送は、地域の情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 「従って、提案のように市区町村放送の空中線電力の制限を緩和することは、市区町村放送の特性を阻害し、一般の放送局と異なる特別性を損ねることなり不適当である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			国の施策として推進されている市町村合併は「生活圏の広域化への対応」、「効率性の向上」を その目的とされている。「コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域」について、従来は「市区町村」とされていたが、合併により市区町村の区域が広域化されることにより、市区町村の一部の地域（旧市町村）に居住する住民の、各市区町村において長期地域に定着しるお組織や情報の提供を区域を明確にする観点から、「市区町村」を「旧市町村」に変更することは、「コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域」に合致しており、その区域の聴取可能な区域内（旧市町村の一部の地域）に居住する住民の、各市区町村において長期地域に定着しるお組織や情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 また、コミュニティ放送は、地域の情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 「従って、提案のように市区町村放送の空中線電力の制限を緩和することは、市区町村放送の特性を阻害し、一般の放送局と異なる特別性を損ねることなり不適当である。	C	Ⅲ	再検討要請の趣旨はコミュニティ放送の空中線電力の上限基準及び中継局に割り当てる周波数の制限の緩和を改めて求めるものと考えられるが、 ① コミュニティ放送は、商 の業種を放送対象地域とする無線放送と異なり、放送対象地域を市区町村の一部の区域（放送に関する事業報告、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分に発揮されることが見込まれる区域）に置き、当該地域に密着した地域密着型の放送局として、地域の情報の提供に必要な電波の使用であり、周辺地域における経済の発展及び文化の向上等、地域の振興に貢献する事を目的とする。 ② 従って、提案のように市区町村の区域を旧市町村の区域に変更することは、「コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域」に合致しており、その区域の聴取可能な区域内（旧市町村の一部の地域）に居住する住民の、各市区町村において長期地域に定着しるお組織や情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 上記の原則については、地方公務員の勤務条件のなかでも重要な位置を占める給与に関する基本原則であり、一部の地域においての原則の適用は、地方公務員の勤務条件の一部を特別な取扱いとする基本事項を確立するとする地方公務員法の趣旨を没却するものであり、認められない。 「具体的には、提案は4ヶ月ごとの勤務評価に基づき、4ヶ月間給料月額を一定割合で加算・減算し、たゆまぬ努力をすべきものとしたいとしている。 ① 第一の疑 問の疑・等 に おいて、異なる評価を受けることにより異なる給料月額が支給されることとなり、同一の職に同一の給料を支払う職務給の原則に違反されるのでは。 ② 特に給料が減じられる場合は、その対応によっては、給料によって生計費を考慮する原則にも抵触するおそれがあること。 ③ 地方公務員は、全体の奉仕者として民間企業の労働者とは異なる勤務関係にあり、労働基本権の制約があるとの同時に勤務・減給などに ついて法律やそれに基づく条例による事由によるなければならないとされ ているが、この条件が現在のままであっても、現行地方公務員法が減給 については懲戒による場合のみ、降給については分限の場合のみ規定しているのに対して、本 に勤務成績査定の結果を反映させるとしてもこれらの法令の趣旨を没却することはできない。 ④ 「地方公務員の給与は、生計費を考慮して定められるべきである」とされていることから、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第3項の規定により、地方公務員の給与の水準・内容について、国家公務員における給与の水準・内容との均衡を求めている勧告制度に規制されるおそれがあること。 から、このような勧告制度は適切でないと思わざるを得ないもの。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案の趣旨は国の施策として推進されている市町村合併を想定していない現行の規制の緩和を求めるものであり、具体的にはコミュニティ放送の空中線電力の上限基準の緩和を広域合併後の鳥取市という限られた地域に対 求めるものである。 ①本提案はあくまで「市区町村の一部の区域」を放送対象地域とするものであり、空中線電力を現実通り100Wまで増幅しても、「市区町村の全域」に放送対象地域は広がらない。また100Wまで増幅しても、その広力は県域届と比べればはるかに小出力であり、「市区町村の一部の地域」を対象に県域放送より緩和された規律を適用するコミュニティ放送の制度目的を決して逸脱するものではない。更に、制度の趣旨にある「コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域」が市町村合併により広域化する「鳥取、業務、行政等の機能が集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設は、国の推進する市町村合併により、新たに鳥取市となる地区へと広がる区域」のうちで、それに見合った規制緩和を要望しているものであり「要望は市町村合併と直接関係ない」わけでは決してない。広域の市町村合併後に、コミュニティFMに期待される本来の政策目的の達成のため、広域化する市区町村の区域に放送対象地域を拡大する必要があり、その区域の聴取可能な区域内（旧市町村の一部の地域）に居住する住民の、各市区町村において長期地域に定着しるお組織や情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 「従って、提案のように市区町村放送の空中線電力の制限を緩和することは、市区町村放送の特性を阻害し、一般の放送局と異なる特別性を損ねることなり不適当である。 ① コミュニティ放送は、商 の業種を放送対象地域とする無線放送と異なり、放送対象地域を市区町村の一部の区域（放送に関する事業報告、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分に発揮されることが見込まれる区域）に置き、当該地域に密着した地域密着型の放送局として、地域の情報の提供に必要な電波の使用であり、周辺地域における経済の発展及び文化の向上等、地域の振興に貢献する事を目的とする。 ② 従って、提案のように市区町村の区域を旧市町村の区域に変更することは、「コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域」に合致しており、その区域の聴取可能な区域内（旧市町村の一部の地域）に居住する住民の、各市区町村において長期地域に定着しるお組織や情報の提供に必要な電波の使用であり、放送区域内の住民に必要な情報提供に関する内容に、一般の放送局と異なる特別性、広聴要素を含めることが可能となる。 「従って、提案のように市区町村放送の空中線電力の制限を緩和することは、市区町村放送の特性を阻害し、一般の放送局と異なる特別性を損ねることなり不適当である。 ③ また、周辺地域における「コミュニティ放送局の開局予定」については具体的に表明されていない。 「市区町村」を「旧市町村」

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430850	電気通信主任技術者規則の緩和	電気通信事業法第４５条 電気通信主任技術者規則第３条 電気通信主任技術者規則第３条の２	電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、事業用電気通信設備の管理規定を定め届け出ることとなっており、その管理規定に基づき事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため電気通信主任技術者を選任することとなっている。ただし、平成１６年４月１日から規制緩和を行い、その事業用電気通信設備が省令で定める小規模の要件に合致する場合には、技術者の配置により代えることができる。	C	—	通信の確実かつ安定的な提供を確保するという制度の趣旨から、緊急時・平常時を問わず事業用電気通信設備の維持及び運用は電気通信主任技術者の重要な任務であり、現行制度を維持することが必要と考えます。 なお、千代田区及び端恋村のそれぞれの地域内の通信設備が自営通信設備又は小規模電気通信事業者の設備に該当し、かつ、各地域間を接続する通信回線が他の電気通信事業者のものであれば、それぞれの地域内の通信設備に関して電気通信主任技術者の選任義務がなくなります。														1253	12531010	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	千代田区・端恋村連携震災疎開通信システム・リゾートオフィス構想	本構想では、千代田区と端恋村の拠点を相互に連結し、それぞれと海外の拠点間の2ルートに物理的に分離し、被災時には NTT経路以外の通信回線が使えなくなり、NTT経路が復旧等で使えない場合も緊急通信機能として機能させる。この設備は常にまたがる通信線等を作り、回線設定等一つとも行うとなる。通信事業会社を電気通信事業者として登録または届出を行った上で、電気通信主任技術者を置く必要が出てくる（主任技術者規則）点。しかし、本構想における通信網は、緊急時の活用に主目的があるため、平常時の利用時間を極限にせざる得ない。そのため必要勤務電気通信技術者を置くことは安全的に困難な面が多い。主任技術者規則1条2項では「一定の実務経験又は同等以上の能力を有すると認められるもの」が規定されているが、「一定の実務経験」とは、電気通信主任技術者を置かずにすむことを、ねらっているが、「同等以上の能力を有する」の人間がいるものの、メンテナンスのために常駐することは難しい。この問題を解決するために、主任技術者規則1条2項を拡大解釈し、「一定の実務経験又は同等以上の能力を有すると認められるもの」が、必要な年数を有する都度、応募に設備のメンテナンスに従事できることに考え、管理の規模が縮小されることを望む。
総務省	0430860	無線局免許の免除	電波法第４条 電波法施行規則第６条	空中線電力が10mW以下である無線局のうち、省令で定める無線設備（他の無線局の運用を妨害しないための機能等を有しており、技術基準適合証明を受けているもの）のみを使用するものについては、免許不要としている。	C	—	22GHz帯加入者系無線アクセスシステムについては、他の無線局の運用を妨害しないための機能がないため、免許不要とすることは不可能。													1306	13061060	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイド解消及びIT基盤構築	電波法第４条に定める無線局免許を同条第３項の条項の適用が可能な条件のもとで、無線局免許を免除する。
総務省	0430870	ロボットやラジコン実証実験における特定実験局の開設	電波法第４条 電波法施行規則第７条 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第６条	無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。	D－１	—	特定実験局は、予め提示された「使用可能な地域、期間、周波数及び空中線電力」の範囲内であれば、「用途」に制限はない。 したがって、「ラジコン（無線遠隔操縦・制御等）」用途であっても、現行制度において、何ら問題なく対応可能。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D－１	—	前回と同様。 （特定実験局は、予め提示された「使用可能な地域、期間、周波数及び空中線電力」の範囲内であれば、「用途」に制限はない。したがって、「ラジコン（無線遠隔操縦・制御等）」用途であっても、現行制度において、何ら問題なく対応可能。）												1324	13241040	東京都足立区	アート・テクノロジー新都心計画	産学協働から生み出される技術とアイディアとアートの融合により、創造性の高い新産業を創出し、区内産業と地域の活性化めます。 廃止校舎を研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と芸術系大学、区内製造業が連携協働したシステムを構築する。 ロボットやラジコン産業を活性化の起爆剤としているため、足立区において、ロボットやラジコン実証実験における特定実験局の開設をしたい。 なお、ロボット実証実験における特定実験局開設は別表2、番号204013の支援項目に記載があるが、ラジコンについて追加拡充したい。
総務省	0430880	（１部分） ①第２種電気通信事業者による料金徴収における規制緩和、及び１６ｇｈｚ帯以上の高速無線帯域を利用する場合の無線局免許取得の規制緩和 ②加入者系光ファイバー網設備整備事業による住民アクセス利用協働の補助事業において、離島・山村地域等の要件について、広域圏の場合も対象とする補助要件の拡大 ③携帯電話不感地域において、無線事業者や空ファイバー等の利用による不感地地解消のための国による携帯電話各社への要請	（１部分） ○電気通信事業者関係 電気通信事業法第２条、第９条、第１６条、第１６５条 ○無線局免許関係 電波法　第３９条第１項 電波法施行令　第３条 無線局の開設の根本的基準　第３条	（１部分） ○電気通信事業関係 営利を目的として提供する場合は登録又は届出、営利を目的とせずに地方公共団体が提供する場合には届出の手続が必要となる。 ○無線局免許関係 18GHz帯又は26GHz帯を使用する無線アクセスシステムの無線設備の操作については「注」、第３級陸上特殊無線技士の資格が必要。 「注」提案主体に提案趣旨を確認したところ、「18GHz帯又は26GHz帯を使用する無線アクセスシステムについて、無線従事者の派任を含め運用業務を外部機関に委託できる措置」を要望するものであったため（別添参照）。	D-1	—	（１部分） ○電気通信事業関係 第一種・第二種の電気通信事業区分については、第１５６回通常国会で平成１５年７月に成立した改正電気通信事業法で既に廃止されており、参入に係る手続は抜本的に緩和されたところ（平成１６年４月から施行）。具体的には、営利を目的として提供する場合には登録又は届出という簡易な手続により、また、営利を目的とせずに地方公共団体が提供する場合には届出という簡易な手続により参入し、直接サービス提供や料金徴収が可能となっている ○無線局免許関係 無線従事者の外部機関への委託を含めた業務委託については、その業務委託において当該無線局の運用による事業の実施計画及び実施能力の適格さが担保されていることが確認できれば現状の規定で対応可能。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			D－１	—	（１部分） ○無線局免許関係 前回回答のとおり、提案主体に確認した提案趣旨については、現行制度のもとでも実現することが可能である。 ○電気通信事業関係 前回回答のとおり、現行制度のもとで実現可能である。												1376	13762010	喜多方地方広域市町村圏組合（喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村）	過疎地域等における情報通信格差解消による地域再生プラン	①現在は第２種電気通信事業者が料金徴収を行う場合は、第１種電気通信事業者（電気通信主任技術者）が介在することが必要ただ、第２電気通信事業者のみでもサービス提供や料金徴収を可能とする。 ②「離島・山村地域等」とされている要件において、複数の市町村が事業を行う場合、その合計した人口、面積、林野率が、山村振興法に定められる振興山村の数値要件（人口密度116人/km2未満で林野率0.75以上）を満たす場合は補助対象とする。 ③山間部や遠隔地における携帯電話不感地域の解消し、ブロードバンドとともに早期の情報通信格差是正をはかる。
総務省	0430890	２．４ＧＨｚ帯無線ＬＡＮの出力基準緩和	電波法第４条第３項 電波法施行規則第６条第４項第２４号	２４００−２４８３．５ＧＨｚの周波数を使用する小電力データ通信システムの無線局における空中線電力は１０ｍＷ／ＭＨｚ以下とされている。	C	—	無線ＬＡＮは、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体等の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおけるＬＡＮの無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する特区申請エリアにおいて出力を増大させた場合、その周辺地域における既存の無線ＬＡＮの利用者に対して混信を与えるのみならず、今後無線ＬＡＮの使用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。このような混信を避けようとしても、これら他の無線ＬＡＮ利用者も免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの利用者の所在を把握することはできないため、混信を与えないよう調整することは不可能である。したがって、特区において出力を増大することは困難である。 また、代替措置として示されている実験局の場合であっても、混信を与えないよう調整することが困難であることは同じである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	回答文に対して以下の疑義がありますので、ご教授下さい。 ①２．４ＧＨｚ無線ＬＡＮ周波数帯は１４チャンネルを保有しています。また特区申請エリアは中山間地域であり、都会に比べ無線ＬＡＮ使用者は少ないのが現状です。これらのことを踏まえると、特区申請エリアは電波の混信は考えづらい地域であり、ご回答のような全国一律的な考え方ではなく、地域の実情について考慮をお願いいたします。 （参考）東京都の人口密度は約５６００人/ｋｍ²、特区申請エリア（都上市）の人口密度は４７人/ｋｍ²であり、１００倍以上の差があります。 ②（諮問２００１号「２．４ＧＨｚ帯を使用する無線システムの高度化に必要な技術的な条件」）において、通信距離を伸ばすための方策として、空中線半値角を制限する手法が示されています。この手法は等価等方輻射電力を増加させることにより、既存の無線ＬＡＮ通信エリアと被れは、その利用者に対して混信を与えると思います。出力増加による混信は指摘されていますが、空中線半値角制限はなぜ問題にならないのでしょうか。 地域の実情をご考慮いただき、国が言わば「入口」で出力規制するのではなく、地域で実証する過程に問題が発生した場合には、地域が言わば「出口」で出力調整を行うなどの対応ができないかご検討をお願いいたします。		C	—	２．４ＧＨｚ帯は、無線ＬＡＮだけではなく、Ｂｌｕｅｔｏｏｔｈ、電子タグ、アマチュアなど多様な無線システムで利用されており、互いに干渉を与えないよう、一定の出力以下で運用している。 ①　干渉の影響は無線ＬＡＮの使用者数に関係なく、許容電力を超えた機器が他の無線システムに対して干渉を与える恐れがあることは同じである。（なお、２４００ＭＨｚ〜２４８３．５ＭＨｚの帯域には１３チャンネルが設定されているが、周波数を重畳してチャンネル設定されているため、周波数利用効率の高いＯＦＤＭ方式を用いたとしても、干渉なく同時に使用できるのは３〜４チャンネル程度となる。） ②　諮問第２００１号「２．４ＧＨｚ帯を使用する無線システムの高度化に必要な技術的な条件」では、無線ＬＡＮの高度化のため通信距離を延ばすことと同時に、空間を有効に利用することによって干渉を低減することを目的として高利得アンテナを導入したものである。このため、高利得アンテナを適切に活用することによって、従来よりも干渉を低減することが期待されている。 ご要望の通信範囲を拡げるためには、このような高利得アンテナ技術を利用することが有効と考える。 ご指摘の「出口」で干渉を与えないよう出力調整することについては、他の無線ＬＡＮをはじめとする小電力システムも免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの使用者による運用実態（運用数、運用場所）を把握することはできないことから、そもそも実現性の無い対策と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	再検討要請に対する回答文に対して以下の疑義がありますので、ご教授下さい。 ①高利得アンテナの利用を薦めていただきましたが、この手法は通信距離は伸ばすには有利ですが通信範囲を広げることができず、ユビキタス環境に適していません。 ②実証実験エリアの住民に対して事前に周知することで、運用実態（運用数、運用場所）を把握することは困難でも、他の無線ＬＡＮ利用者から事後に干渉の影響についてフィードバックを受け出力調整を行うことが可能であると考えます。 出力増加に伴う干渉の影響の可能性はありますが、ユビキタス環境の有効活用を地元が真剣取り組むことで交流・集客産業の振興が期待できます。地域の実情に応じた産業振興についてもご考慮いただき、ご検討いただくよう、お願いします。		C	—	①　前回のご質問に対する回答と併せて、高利得アンテナの利用によって、従来のアンテナでは電波が届かないところでも通信が可能となることから、要望を実現する可能性がある手段の一つとしてご紹介したものである。 ②　２．４ＧＨｚ帯の無線ＬＡＮ等の無線システムは免許不要局であるため、エリア内の住民に限らず不特定多数の利用者が当該エリア内で無線ＬＡＮ等の無線システムを使用すること、また、２．４ＧＨｚ帯は無線ＬＡＮ、Ｂｌｕｅｔｏｏｔｈ、電子タグなど多様な無線システムで利用されており、それらの利用に支障を与えることなく、干渉の影響の有無の確認及び干渉源を特定することは運用実態（運用数、運用場所）を把握することと同様に困難であり、そもそも実現性のない対策であると考える。	1493	14931010	岐阜県、岐阜県郡上市、株式会社ブイ・アール・テクノセンター	「わの郷」郡上ふるさと資源活用構想	電波法により、無線局の免許不要条件が空中線電力０．０１ワット以下であることとなっている。また無線設備規則により２．４ＧＨｚ無線ＬＡＮ（高度化小電力データ通信システム）の最大空中線電力は１０ｍＷ／ＭＨｚ、無指向性の空中線利得は２．１４ｄＢｉと定められている。
総務省	0430900	６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭの追加	無線設備規則第５８条の２の１１第１項第２号 電波関係審査基準、第３章無線局免許等の個別審査第５条、別紙２無線局の目的別審査基準第、５放送関係、７有線テレビジョン放送事業用、（１）放送中継用、工周波数等、［ア］固定局、Ｂ	２３ＧＨｚ帯の電波をデジタル方式により直接変調を行える方式としては、四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調に限定している。	C	II、IV	特区に提案された６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等については、提案の資料からは放送伝送として安定して利用できるか否かについて判断できない。 仮に、６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の検討しようとしても、これらの方式に関する技術的な検証が今まで行われていないことから、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽くす必要がある。このため、更ちに６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の無線設備規則などの改正を行うことは困難であり、特区として対応することは不適当である。 ただし、提案の６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式によることなく、現行でも利用可能な「振幅変調方式」を用いれば、提案理由にある「地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送する」「ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送する」という要望は達成できる可能性があることから、現行の技術基準でも地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送することや、ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送することは、必ずしも排除されていない。														1306	13061010	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイド解消及びIT基盤構築	無線設備規則第５８条の２の１１及び無線局審査基準第７章「有線テレビジョン放送事業」に定めるデジタル変調方式に６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭを追加する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430910	中心周波数にかかる特例	電波関係審査基準、第３章無線局免許等の個別審査第５条、別紙２無線局の目的別審査基準第、５放送関係、７有線テレビジョン放送事業用、（１）放送中継用、エ周波数等、（ア）固定局、ｃ	固定局のデジタル方式の中心周波数は、23.225GHz,23.250GHz,23.275GHz,23.300GHz,23.325GHz,23.350GHz,23.375GHz,23.400GHz,23.425GHz,23.450GHz,23.475GHz,23.500GHz,23.525GHz,23.550GHz,23.575GHz としている	Ｃ	Ⅳ	特区に提案された６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等については、提案の資料からは放送伝送として安定して利用できるか否かについて判断できない。 仮に、６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の検討しようとしても、これらの方式に関する技術的な検証が今まで行われていないことから、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽くす必要がある。このため、直ちに６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の無線設備規則などの改正を行うことは困難であり、特区として対応することは不適当である。 ただし、提案の６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式によることなく、現行でも利用可能な「振幅変調方式」を用いれば、提案理由にある「地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送する」「ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送する」という要望は達成できる可能性があることから、現行の技術基準でも地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送することや、ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送することは、必ずしも排除されていない。											1306	13061020	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓５村デジタルデバイド解消及びＩＴ基盤構築	無線設備規則第５８条の２の１１及び無線局審査基準第７章「有線テレビジョン放送事業」に定めるデジタル変調方式の中心周波数を現行５０ＭＨｚ間隔に代わり６ＭＨｚ間隔の中心周波数を設定する。
総務省	0430920	帯域にかかる特例	電波関係審査基準、第３章無線局免許等の個別審査第５条、別紙２無線局の目的別審査基準第、５放送関係、７有線テレビジョン放送事業用、（１）放送中継用、カ占有周波数帯域幅等、（イ）	固定局のデジタル方式の占有周波数帯幅の許容値は33,000kHz以下としている。	Ｃ	Ⅳ	特区に提案された６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等については、提案の資料からは放送伝送として安定して利用できるか否かについて判断できない。 仮に、６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の検討しようとしても、これらの方式に関する技術的な検証が今まで行われていないことから、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽くす必要がある。このため、直ちに６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の無線設備規則などの改正を行うことは困難であり、特区として対応することは不適当である。 ただし、提案の６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式によることなく、現行でも利用可能な「振幅変調方式」を用いれば、提案理由にある「地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送する」「ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送する」という要望は達成できる可能性があることから、現行の技術基準でも地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送することや、ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送することは、必ずしも排除されていない。											1306	13061030	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓５村デジタルデバイド解消及びＩＴ基盤構築	無線設備規則第５８条の２の１１及び無線局審査基準第７章「有線テレビジョン放送事業」に定めるデジタル変調方式の帯域を中心周波数をセンターとする３３ＭＨｚ帯域ではなく、６ＭＨｚ帯域に変更する。
総務省	0430930	申請の帯域にかかる特例	電波関係審査基準、第３章無線局免許等の個別審査第５条、別紙２無線局の目的別審査基準第、５放送関係、７有線テレビジョン放送事業用、（１）放送中継用、エ周波数等、（ア）固定局、ｃ	固定局のデジタル方式の周波数配列は最小間隔で25MHz間隔である。	Ｃ	Ⅳ	特区に提案された６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等については、提案の資料からは放送伝送として安定して利用できるか否かについて判断できない。 仮に、６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の検討しようとしても、これらの方式に関する技術的な検証が今まで行われていないことから、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽くす必要がある。このため、直ちに６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式の追加等の無線設備規則などの改正を行うことは困難であり、特区として対応することは不適当である。 ただし、提案の６４ＱＡＭ及びＯＦＤＭ変調方式によることなく、現行でも利用可能な「振幅変調方式」を用いれば、提案理由にある「地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送する」「ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送する」という要望は達成できる可能性があることから、現行の技術基準でも地上デジタル放送をＯＦＤＭのパススルーで伝送することや、ＢＳデジタル放送及びＣＳデジタル放送を６４ＱＡＭで伝送することは、必ずしも排除されていない。											1306	13061040	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓５村デジタルデバイド解消及びＩＴ基盤構築	無線設備規則第５８条の２の１１及び無線局審査基準第７章「有線テレビジョン放送事業」に定める周波数帯域の利用を現行の中心周波数を中心とする３３ＭＨｚ帯域単位に代わり、規制特例提案事項番号第３項で新たに特例として定める６ＭＨｚ帯域単位とする連続した必要な数の帯域とする。
総務省	0430940	双方向通信にかかる特例	無線設備規則第４９条の１９、第５８条の２の１１ 周波数割当計画（平成１２年１１月３０日郵政省告示第７４６号）第２の第３表 電波法関係審査基準（平成１３年１月６日総務省訓令第６７号）別紙２の第５の７	無線設備規則： 23.2-23.6GHz帯を使用する固定局の通信方式については、単向通信方式、同報通信方式の他、複信方式が含まれていたため、現行の規定により「双方向通信」が可能。 変調方式については、四相位相偏移変調（QPSK）方式は含まれていないが、六十四値直交振幅変調（64QAM）方式は含まれていない。 周波数割当計画： 23.2-23.6GHz帯については、電気通信業務用固定局への周波数割当ては認められていない。 電波法関係審査基準： 23.2-23.6GHz帯を使用する有線テレビジョン放送事業用固定局の個別審査基準は存在するが、当該周波数帯を使用する電気通信業務用固定局の個別審査基準は存在しない。	Ｄ－１		23.2-23.6GHzは、有線テレビジョン放送事業用固定局に割り当てられた周波数帯である。 電気通信業務用としては、近接する22GHz帯（22.14-22.38GHz及び22.74-22.98GHz）に加入者系無線アクセス通信用への割当てがあることから、当該無線システムを使用することにより、提案者が目的とするブロードバンドサービスの提供を実現できる。											1306	13061050	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓５村デジタルデバイド解消及びＩＴ基盤構築	無線設備規則第５８条の２の１１及び無線局審査基準第７章「有線テレビジョン放送事業」に定める単向通信方式に、「双方向通信」を加える。下り方向の通信の帯域は、５４ＭＨｚとし、規制特例提案事項番号第４項の帯域の直前又は直後の帯域の申請を可とする。変調方式は、ＱＰＳＫ及び６４ＱＡＭを可とする。上り方向は、無線設備規則第４款の１８「２２ＧＨｚ帯加入者無線アクセスシステム」に定める２２ＧＨｚ制度の利用を可とする。
総務省	0430950	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	電子署名及び認証業務に関する法律	電子署名及び認証業務に関する法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定める法律である。	Ｅ		電子署名及び認証業務に関する法律には、港湾法関係の手続の電子化を規制する条項は存在しない。													1476	14761010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	○港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 ○輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。
総務省	0430960	消防防災無線を利用した防災行政無線の運用	電波法第４条及び第52条	電波法においては、無線局を開設する際には免許を受ける必要があり、その目的や通信相手方等の範囲を超えて通信を行うことは認めていない。ただし、災害発生等の非常の事態においては目的外の使用を認めている。 （参考） 「電波法 第４条」 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。 「電波法 第５２条」 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。 四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）	Ｄ－１		本提案については、 ・人命の救助、災害の救援や秩序の維持のために行われる無線通信であること ・氷見市における防災対策への一方策の取組みが地域社会に与える影響に鑑み、災害対策基本法の市町村地域防災計画及び消防組織法の消防計画において、本提案の趣旨とその位置付けを明確にすること ・それぞれの通信システムが当該目的の業務遂行のための運用に支障を与えないこと を前提として、無線局の目的外の使用ではなく、消防用無線局の無線設備を共通に使用して防災行政用無線局として開設することにより本提案の運用が可能。	貴省回答は、D-1(現行の規定により対応可能）ということであるが、提案の趣旨・内容が、現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。			Ｄ－１		前回回答のとおり、提案の趣旨・内容（消防無線の固定系の設備を防災行政用無線局の同報系として併用して運用すること）については現行制度のもとでも実現することが可能である。											1103	11031010	富山県氷見市	災害に強いまちづくり構想	電波法第52条において無線の目的外使用が禁止されているが、消防無線の固定系を防災行政無線の同報系として併用できるようにする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0430970	非常勤水防団活動の公務と支給範囲の拡大	消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であって、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。	D－1			水害等の予防活動については、現行の水防法第６条の２第１項の規定においても、水防団の公務とされており、消防団員等公務災害補償等共済基金の公務災害補償の対象となるものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行法で対応できるとの回答であるが、岐阜市の求めている水防団の行う活動の全てが公務災害になるかどうかが不明瞭であるため、確認を求めたい。現在消防団員の公務として認められている水防予防活動や啓発活動などには、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務（住民の避難、誘導、災害防除活動）、地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務（祭り、イベント等での警戒、会場整理、スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発等）、その他、地域の実情に応じて、特に必要とされるもの（視察研修旅行、レクリエーション行事、反省会、親睦会等への参加等）が公務災害の対象として認められているが、専任水防団の公務災害の適用範囲がどの範囲となるのかを確認したい。				D－1		水防団の公務災害補償の適用については、その活動が水災による被害の軽減等という水防活動の目的と何らかの関連性を有する必要があり、水害等の予防活動であれば当然その適用となるが、水災を除く災害一般の予防、警戒、防除等に関する業務や地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務等については、その適用とはならないものである。	本提案は、専任の水防団員と、消防団員との兼任の水防団員が同じ水害等の予防活動をした場合における公務災害補償の対象となる公務の範囲の差異について、これを解消するよう必要な措置を求めるものである。 国土交通省の回答では、「水防法の目的を遂行するために行われる活動は、公務災害補償の適用対象になり得る。今後、水防団が行う活動の範囲を明確化するための基準等の策定を検討しているところ」とある。 これらの点及びその提案主体からの意見を踏まえ、提案の内容が実現できないか、再度検討し、回答されたい。	回答の不明瞭な点について確認したい。回答にある「地域住民等に対する協力、支援及び啓発」に、「水災を除く災害一般の」はかかるのか。 かかるものとして、水害等の予防活動として行う地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務等についても、水防団の公務の範囲に認める回答と理解してよいか。		D－1		前回回答の「水災を除く災害一般の」は、「地域住民等に対する協力、支援及び啓発」にかかるものではないが、水害等の予防活動として行う地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務等については、国土交通省の回答にあるように、水防法の目的を遂行するために行われる活動であれば、公務災害補償の対象となり得るものである。したがって、水害等の予防活動を行う場合において、専任の水防団員と、消防団員との兼任の水防団員とで公務災害補償の対象となる公務の範囲に差異が生じているとは認識していない。	1181	11811020	岐阜市	市民協働による災害に強いまちづくり特区	消水兼任の消（水）防団員と専任水防団員が同じ水害等の予防活動を行った場合、広範囲の活動が公務と認められている消（水）防団員は公務となり、専任水防団員の場合は公務とならないという差が生じているため、水防団員の公務範囲の拡大を図り、併せて基金の公務災害補償の対象範囲も拡大を図る。
総務省	0430980	非常勤水防団員に対する退職報償金の支給	地方自治法第２０４条の２	地方自治法第２０４条の２の規定により、非常勤の職員に対しては、法律又はこれに基づく条例に基づかずには、いかなる給付も支給することができないとされている。非常勤の水防団員に対する退職報償金の支給については、個別の法律において、その根拠がないことから、これを行うことはできない。	C		地方公務員の給与は、地方公共団体の組織運営に関する基本的な事項であるので、支給できる報酬の根拠や種類等を根本基準として全国一律に定める必要があり、仮に法律等に定められていない報酬等を支給することは、地方公務員の給与体系を乱すことなり、無用な公費の支出が行われ、ひいては人件費の増高につながかねないこと等から、地方公務員の報酬等を、地方自治法第２０４条の２によって、法律又は法律の具体的規則に基づく条例に基づかずに支給してはならないとしているものである。よって、一部の団体のみ支給できる報酬等を特に設けることは適当ではない。 また、現行制度は、福祉（災害活動）従事する消防団員について、その活動範囲や頻度に照らして、消防組織法の規定に基づき退職報償金の支給を特に認めているものである。消防団員と水防団員の活動範囲は包含関係にあり、消防団員が水防団員を兼務している場合がほとんどであることからも、総合的に地域防災力を発揮するためには、消防団員と水防団員を兼務することが適当である。この場合、消防団員として、退職報償金が支給されることとなるものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	水防法第５条第２項は「前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。」と規定している。全国的には兼務がほとんどであるから兼務するべきとの回答であるが、法の規定に照らせばその判断は指定された管理団体に委ねられており、地域の実情に応じて個々に判断されるべきものと考える。 7月に起きた福井県や新潟県の水害現状からも分かるように異常気象による集中豪雨の多発などによって、今後も水防活動が本市において大変重要であることは明確であり、その役割もますます大きくなっていく考えられる。水防活動には、地域差があり、岐阜市のような低い水害との闘いの歴史を持つ地域において、水防法を根拠とする専任水防団員を維持していくことは、市民の防災意識の高さに由来するものであり、地域の特性に基づいた必然性に由るものである。このような理由から指定管理団体である岐阜市としては、専任水防団の設置が必要と判断している。岐阜市としては、水防団員に対する退職報償金の支給は、水防団の水防意識の向上を図りこれを維持する上において、有用な公費の支出であると考える。 特区は、各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定することを意図しており、これを複雑等について全国一律であるべきとするのは、特区制度の趣旨、ひいては地方分権の趣旨に反するものではないかと考える。				C		地方自治法第２０４条の２の規定は、地方公務員の給与等が、地方公共団体の組織運営に関する基本的な事項であることから、支給できる給与等の根拠や種類等についてのみ、法律又はこれに基づく条例で規定しなければならないとしているにすぎず、この規定が特区制度や地方分権の趣旨に反するものとは考えていない。 なお、前回回答は、「全国的には兼務がほとんどであるから兼務するべき」とするものではなく、総務省消防庁として、水防団よりも消防団の方がその活動範囲が広いことなどからも、地域の総合的な防災力を発揮させるためには、消防団員と水防団員を兼務することが適当であると考えるものである。	国土交通省の回答では、「専任水防団員の退職報償金の支給については、関係法令での対応により全国展開が必要であると認識している。このため、全国展開に向けての省内での検討を鋭意行っているところ」とあるが、この点及び右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の内容が実現できないか、再度検討し、回答されたい。	回答によれば、給与等についての特区は可能であり、本提案特区の趣旨は、特区としてふさわしいか否かにあると解する。 総務省見解は、総合防災力発揮のため消防団員と水防団員の兼務が適当とのことであるが、この判断は全国一律にするべきでなく、地域の個々の地理的歴史的条件によって異なる災害に対する危険性に応じて判断されるべきものと考える。現に、水防法では、専任水防団の設置は、指定管理団体に委ねられている。指定管理団体である本市は、提案等において十分に説明したように、専任水防団を維持していくことが必要不可欠であり、地域の総合的な防災力を発揮できると考える。 即ち、岐阜市では水防団の方が非常勤消防団よりも数も多く、洪水の危険が迫った時は、本川に対する専門的な活動を行う水防団と、内水対策、避難誘導などを行う消防団とが密接に連携することによって総合的な地域の防災力を発揮させるためには、より有効であると考えている。北陸における集中豪雨等最近の事例をみても、このような住民に対するケア等の必要性は明らかであると考える。 以上により、今回の責庁回答については、本市の特区を消極的ではあるにせよ、容認するものと解すので、措置の分類を「特区として対応可」とされたい。				C		地方自治法第２０４条の２では、地方公務員の給与等は地方公共団体の組織運営に関する基本的な事項であることから、これらの支給根拠や種類等を法律又はこれに基づく条例で規定するものとしており、この趣旨にかんがみると、特区法において同条の規定を排除し、特定地域においては、法律等に基づかないで給与等を支給できることとすることは適当でない。 なお、非常勤水防団員に対する退職報償金のあり方については、今後、国土交通省との地域防災力の向上のための水防体制を含む防災体制のあり方に関する政策検系全般の議論の中で、検討を行ってまいりたいと考えている。	1181	11811010	岐阜市	市民協働による災害に強いまちづくり特区	現行法制上は、水防団員に対し、非常勤の消防団員に支払われるような退職報償金を支給することが出来ないが、水防団員に対しても非常勤消防団と同様の退職報償金を支給できるようにする。
総務省	0430990	商家民宿における簡易な消防用設備等の容認	消防法第１７条 消防法施行令別表第一	消防用設備等については、消防法第１７条に基づき、消防法施行令第６条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	C		対応不可とする。 商家民宿とは、店舗部分を有する民宿と解するが、商品等の可燃物の保有や、客として不特定多数の人間が出入りすることが想定されるため、防火安全性能の基準を農家民宿と同等とすることは適当でない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	竹田市における中心市街地（城下町地区）の活性化については、農村部のグリーンツーリズムにおける農家民泊と同じように、城下町ツーリズムを商品化して、単なる体験に止まらず滞在型の交流を目指しています。今回の「対応付加」という措置の内容は、店舗部分を有する民宿では、可燃性の商品があったり、不特定多数の客の出入りがあるため防火安全基準は農家民宿と同等にはできないとのことですが、竹田市が取り組もうとしている商家民泊の商家は、もちろん（店舗兼宿泊所）として考えているものもありましたが、中心市街地が寂れている要因の一つに空き店舗が有効利用されていないことにもあります。そこで店舗兼宿泊所については対象外として、店舗と完全に切り離された「空き店舗」や「離れ」を宿泊所として利用する場合なら規制の緩和は、できないでしょうか。				C		対応不可とする。 商家民宿とは、店舗部分を有する民宿と解するが、商品等の可燃物の保有や、客として不特定多数の人間が出入りすることが想定されるため、防火安全性能の基準を農家民宿と同等とすることは適当でない。								1220	12201010	大分県竹田市	商家民泊による城下町ツーリズム特区	「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない。
総務省	0431000	消防法の規制緩和	消防法第１７条 消防法施行令別表第一	消防用設備等については、消防法第１７条に基づき、消防法施行令第６条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	C		特段の対応はしない。 要望内容が４０７と同程度のものであれば、現行の特区４０７の特例措置にて対応済み。４０７以上の特例措置の緩和は困難。													1263	12631040	青森県八戸市、（仮）NPO法人「農援隊」	はちのへ農援隊特区構想	・グリーンツーリズム実施にあたり、消防設備等の簡易化により、農家民宿を可能にする。
総務省	0431010	民家への宿泊に対する旅館業法の適用除外	消防法第１７条 消防法施行令別表第一	旅館業法の適用については、 消防法で規制を行っていない。 また、消防用設備等の規制については旅館業法の適用を受けているか否かに関わらず、宿泊の用に供する防火対象物として、消防法施行令別表第一において（五）イと判断されたものについては、消防法施行令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、及び維持しなければならないこととされている。	C		旅館業法の適用除外については、当庁において措置不可能である。 なお、「構造改革特別区域法に係る農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」（平成１５年３月２６日消防予第９０号）の通知の要件を満たす農家民宿等にあっては、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととすることができることを念のため申し添える。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行の特区制度においては、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととされているが、消防法施行令第四条の三によりカーテン等の防炎措置についても設置が義務づけられています。現状の民家ではこうした設備は必要なく、建築基準法により防火安全性は確保されているものと思われるが、農林漁業体験をしようとする場合は、民家に新たな負担を求めることになります。特区適用対象について、どのような規制緩和が行われているか、具体的な防火安全基準を示していただければ、今後の提案の参考とさせていただきます。				C		旅館業法の適用除外については、当庁において措置不可能である。 なお、「構造改革特別区域法に係る農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」（平成１５年３月２６日消防予第９０号）の通知の要件を満たす農家民宿等にあっては、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととすることができることを念のため申し添える。								1574	15741010	静岡県袋井市	民泊で健康グリーン・ツーリズム	農村体験に基づく体験プログラムの一環としての民家への宿泊は、旅館業法で定義する旅館業の目的とは異なるため、旅館業法第１条及び２条について適用除外を求めます。 農家を含む普通民家は、旅館業法で規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿舎営業、下宿営業として警備された建築物ではなく、本来の使用目的が住宅であるため、旅館業法上で規定する構造及び設備の基準を充たすことができないケースが通例であります。 しかしながら、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供することから、衛生上、安全上の措置は事前に講じるものとするが、その場合の基準が具体的に示されていないことから、所管省庁のガイドラインの設置も併せて要望するものです。
総務省	0431020	一般の事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合についての消防法の緩和	消防法第１７条 消防法施行令別表第一	消防用設備等については、消防法第１７条に基づき、消防法施行令第６条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。大学については同令別表第一において（七）に区分されている。	C		特区として対応不可 消防法施行令（以下「政令」という。）別表第一の区分については、建築物の構造上の要件ではなく、当該建築物の用途に応じてなされているものである。その用途の判定は、その地域を所管する消防機関により、使用実態等を十分踏まえて行われているのが現状である。 また、本要望の対象となっている株式会社大学についても、実態は、現在7項として消防用設備等に係る技術基準が適用されている各種学校と大きな相違点はないと考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	弊社提案は株式会社大学だから他の大学と異なる基準を適用すべしとするものではありません。一般事務棟において少人数の授業を行う新しい形態の大学を、従来型のマスプロ大学と同じ厳格な規制に服させる合理的理由はない。ただ全国規模で規制を緩和するのは早急ということであれば実験的に特区において規制の特例措置を設けてはどうかという趣旨です。総務省の回答は、一般事務棟で、企業が業務として授業を行うのも、大学として授業を行うのも、実態としてはかわらないのに、大学というだけで一律の規制が適用されることの合理的理由が一切説明されていません。よって、消防法施行令別表第一（七）の規定を「大学（一般の事務棟をキャンパスとして利用するものを除く）」とし、消防法施行令別表第一（十五）の規定を「その他の事業場（一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を含む）」と改めるよう提案します。				C		対応不可とする。 令別表第一の区分については、当該建築物の用途に応じて区分されているが、大学等については、防火管理業務に携わることのできない学生がその利用の過半を占めること等から、区分を設けているものである。消防法施行令別表第一（七）で「大学」として扱っているものについて、消防法施行令別表第一（十五）の「その他の事業場」に含まれることとすることはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	一般事務棟（オフィスビル）において少人数で大学の授業を行う場合、その使用実態は、事業所（オフィス）と殆ど異なりません。ご回答では、かかる使用実態を十分に踏まえることなく、「株式会社大学は各種学校と大きな相違点はない」としております。弊社は、一般事務棟において少人数で授業を行う大学については、その使用実態を踏まえ、通常の一般事務棟（オフィスビル）の防火基準を採用すれば必要十分であると考えます。なお、特区法に基づく「大学は、都心の一般事務棟（オフィスビル）を使用することが認められました。都心の第一級のビルにおいては、そこで働く社会人に必要とする事務スペースは、大学における学生に必要とする空間よりも広く、防火施設も充実しております。このようなオフィス等を利用する特区法に基づく大学には、古い事務棟を前提とする規制を適用すべきではないと考えます。もし、都心の一等地にある事務棟が大学の教室より防火施設上劣るとするならば、世界の最先端を支える日本企業の本社の機能はまことにお粗末であるということになります。弊社はもちろんそのようなことはないと考えています。				C		特区として対応不可。第一の区分については、当該建築物の用途に応じて区分されているが、大学等については、防火管理業務に携わることのできない学生がその利用の過半を占めること等から、事業場の使用実態とは、基本的に異なるものである。また、「都心の第一級のビル」であり、「防火施設が充実している」とする具体的な内容が不明である。	1592	15921020	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、消防法施行令別表第一（七）の規定の「大学」から除外し、消防法施行令別表第一（十五）の「その他の事業場」に含まれるとする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体再意見 その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
総務省	0431030	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての消防法の緩和	消防法第17条 消防法施行令別表第一	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。大学については同令別表第一において（七）に区分されている。	C		特区として対応不可 消防法施行令（以下「政令」という。）別表第一の区分については、建築物の構造上の要件ではなく、当該建築物の用途に応じてなされているものである。その用途の判定は、その地域を所管する消防機関により、使用実態等を十分踏まえて行われているのが現状である。 また、本要望の対象となっている株式会社大学についても、実態は、現在7項として消防用設備等に係る技術基準が適用されている各種学校と大きな相違点はないと考えられる。													5064	50640002	株式会社東京リーガルマインド		消防法施行令別表第一（七）の規定を「大学（一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を除く）」とし、消防法施行令別表第一（十五）の規定を「その他の事業場（一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を含む）」と改正すること。
総務省	0431040	市町村・ＮＰＯの旅行業（農家による民泊含む）の開業に係る消防設備の簡略化	消防法第17条 消防法施行令第六条及び別表第一	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。宿泊施設については同令別表第一において（五）イに区分され、消防法施行令において消防用設備等の設置及び維持について規制されている。 また、農家民宿については、特区の特例措置４０７で「農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業」として措置しているところである。	C		特区として対応不可とする。 市町村及びＮＰＯが、新たに開業する公共施設等の遊休施設を利用した宿泊施設ついては、特例措置４０７の要件を満たすもの以外は、その規模・構造等に応じて消防法施行令の規定に基づく、消防用設備等の設置及び維持が必要である。													1216	12162020	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	同上内容により、消防法第17条による消防設備の簡略化を要望します。 （同上内容：那須野ヶ原グリーンツーリズム確立の一環として、体験農業などによる滞在型の旅行企画を提案し、公共施設等の遊休施設を利用した市町村及びＮＰＯによる宿泊施設の開業並びに都市と農村の交流の観点から農家による民泊開業を通して地域再生を図る。旅行業法による旅行業登録免除等規制緩和を要望します。）
総務省	0431050	特区特定事業土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業の全国緩和	構造改革特別区域法施行令第7条	公社の所有する土地造成事業用地であって、特区内に所在するものを、工場、事務所等の業務施設等の用に供するするために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するとして認定を受けたときは、事業用借地権を設定し、賃貸することができる。	B-1	II	平成１６年度中に、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第７条第３項を改正し、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業について、全国一律に実施できるように措置する。													5096	50960002	千葉県		構造改革特区による特例(403)となっている、土地開発公社の所有する「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項第2号の規定により造成した土地の賃貸について、全国適用となるよう法令の改正を要望する。